

【新エネルギー・温暖化対策室所管事業】

1 地球温暖化対策の促進事業

(1) クールビズ・ウォームビズ県民運動事業

【概要】	担当部署	新エネルギー・温暖化対策室	
事業目的	省エネルギー及び地球温暖化防止のため、事業所（オフィス等）や家庭において、冷暖房に頼り過ぎないビジネススタイル・ライフスタイルの一層の定着を図る「クールビズ県民運動」「ウォームビズ県民運動」を推進すること。		
事業内容	<p>(1) 「クールビズ県民運動」の推進 5月1日から10月31日の期間、冷房時の室温を28℃で快適に過ごせるように努め、冷房に頼り過ぎないビジネススタイル・ライフスタイルを心掛ける県民運動を推進する。</p> <p>(2) 「ウォームビズ県民運動」の推進 11月1日から3月31日の期間、暖房時の室温20℃以下で快適に過ごせるよう、暖かい服装に努め、暖房に頼り過ぎないビジネススタイル・ライフスタイルを心掛ける県民運動を推進する。</p>		
法令・条例・要綱等	エコビジョン2020		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	26万3000円	令和2年度決算 (執行率)	15万3000円 (58%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

クールビズ・ウォームビズ県民運動事業について、エコビジョン2020において、下記のとおり規定されている。

記

●COOL COICE（賢い選択）の推進

クールビズ・ウォームビズの更なる浸透・定着をはじめ、家庭や職場で、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる“賢い選択＝クールチョイス”が広がるよう、積極的な広報・啓発により一人ひとりのアクションを促していきます。

（「エコビジョン2020」57頁抜粋）

本事業の目的は、「クールビズ県民運動」「ウォームビズ県民運動」を推進し、エコビジョン2020に掲げられた目標を実現することであり、事業目的はエコビジョン2020の内容に合致していることを確認した。

また、本事業の費用の支出に関して、合規性の観点から特段問題となる事項は認められなかったため、本事業の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C **D**】

本事業の内容は、「クールビズ県民運動」及び「ウォームビズ県民運動」の推進であるところ、当該事業は、非常に低予算の中で実施されている。

また、本事業は、主に啓発を目的とするものであり、事業の有効性を直接的に評価することが困難なものであることは理解できる。

もともと、地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない（地方自治法2条14号）とされていることから、事業の成果指標を明らかにしなければ、事業の費用対効果を検証することはできない。

また、事業の有効性を高めるためには、必ずしも追加的なコストをかけなくても実施できることもある。

現状では、過去からの事業を継続的に実施しているのみに留まっており、より有効性の高い事業の遂行及びより広い範囲での事業促進という観点からは、問題点があるといわざるを得ないことから有効性評価はDとした。

なお、「クールビズ県民運動」、「ウォームビズ県民運動」の普及促進を目的として、ポスターを1200部作成し、市区町村やCOOL CHOICE参加企業に配布しているところ、当該自治体・企業がクールビズ・ウォームビズを実施しているということを訪問者に周知するだけでなく、訪問者自身にもクールビズ・ウォームビズ運動を理解して、自社で取組んでもらうという普及促進の意味も含まれていることから、具体的なメッセージをポスターに盛り込むことについて検討の余地があると考えられる。

【指摘事項2-1】「クールビズ県民運動」、「ウォームビズ県民運動」についてアンケート調査を実施して今後の事業推進に活用する等、本事業の有効性を検証する手段を確立すべきである。

現在、岡山県庁で「クールビズ県民運動」、「ウォームビズ県民運動」を実施しているが、実際に当該運動を体験している県庁職員及び来庁者に対してのアンケート調査は実施されていない。

職員が実際に取り組んでみてのよかった点、改善すべき点の振り返り、及び、来庁者がどのように感じているか、また、自社でどのように取り組むべきと感じているかについてアンケート調査を実施し、今後の事業推進に活用することは有用であると思われる。クールビズ・ウォームビズという言葉が世間一般的にある程度浸透してきた今、現

状維持ではなく、事業の有効性を高めること及びその対象範囲を広げることが求められる。

また、本事業は、毎年同様の取組が継続的に実施されているものの、裏を返せば、事業の有効性が検証・評価されないままとなっている。

当該事業をよりよいものにしていくためには、本事業の有効性を評価し、次年度以降の取組に反映させる仕組みを検討すべきである。

【事業の効率性 A **B** C D】

令和2年度の予算及び積算の内容を検証したところ、事業の目的及び規模に比して非常に低額なものとなっており、事業の効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価はBとした。

(2) COOL CHOICE！推進事業

【概要】	担当部署	新エネルギー・温暖化対策室	
事業目的	地球温暖化対策のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択など温暖化対策に資する「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」に連動し、県民や事業者等各主体の温暖化防止への意識と実践がさらに広がるよう岡山版の運動として積極的な情報発信や普及啓発等に取り組むこと。		
事業内容	<p>(1) 「おかやま COOL CHOICE！サポーター」による啓発活動 地球温暖化の問題やエコライフに関心のある県内大学生を「おかやま COOL CHOICE！サポーター」として登録し、環境関連イベントなどの普及活動のほか、関連情報を SNS 等により広く発信する。</p> <p>(2) 「おかやま COOL CHOICE！宣言企業」の募集 環境省の COOL CHOICE 賛同団体登録制度を活用し、県を經由して登録した企業等を「おかやま COOL CHOICE！宣言企業」として岡山版ポスターやステッカーを提供するとともに、各社の取組等をHP等で情報発信し、各事業者の取組の拡大を促す。</p>		
法令・条例・要綱等	エコビジョン2020		
主な財源	再エネ基金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	50万円	令和2年度決算 (執行率)	7万円 (14%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

本事業の目的は、国民運動「COOL CHOICE」に連動し、県民や事業者等各主体の温暖化防止への意識と実践をさらに広げることにある。前項において指摘したエコビジョン2020に掲げられた目標を実現することにある。

本事業の費用の支出に関して、合规性の観点から特段問題となる事項は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

本事業の内容は、「おかやまCOOL CHOICE！サポーター」による啓発活動を行うとともに「おかやまCOOL CHOICE！宣言企業」の募集を行うことである。

この点、「おかやま COOL CHOICE！サポーター」事業は、募集人員が20名に対して、募集チラシを1500部作成しているところ、募集人員が20名である理由について、「サポーターのボランティア保険料や旅費等を措置する必要があるため定員を設けている」とのことであった。

しかしながら、令和2年度は募集人員20名に対して、令和元年からの継続申込が15名にすぎず、応募チラシの効果が表れているとは思われない。

また、「おかやまCOOL CHOICE！宣言企業」事業についても、参加申し込み時には、各社の取組状況を確認するものの、登録後は定期的な確認は行っておらず、取組状況が不明となっている。

このような登録後の確認に関して質問したところ、「事業の目的はクールチョイスの輪を県内に広めることである。参加企業を県HPに掲載、企業は自社にポスター等を掲示しPRすることで、その目的は達成できていると考えている。各社で取組は継続されており、事業自体が形骸化する恐れはない」との説明を受けた。

しかしながら、本事業の目的は、「地球温暖化対策のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択など温暖化対策に資する「賢い選択」を促す国民運動」を促すことにある以上、単に「おかやまCOOL CHOICE！宣言企業」として、登録するだけでは足りず、地球温暖化防止に向けたその後の活動が伴わなければ地球温暖化防止の活動を促すという目的は達成できない。

地球温暖化のための対策は、全世界において喫緊の課題であるから、真に温暖化防止に向けた対策が取られる必要があることを考慮すると、両事業ともに、事業としての有効性を再検討すべきと考えられることから評価はDとした。

【意見2-1】「おかやまCOOL CHOICE！サポーター」事業の有効性を再検討すべきである。

本事業は、募集人員が年20名で県内大学生に募集チラシを配布するなどして参加を呼び掛けている。

ただし、募集人員20名と規模が非常に小さいところ、上記のとおり、ボランティア保険料や旅費等を措置する必要性から人員を制限せざるを得ず、担当室において、募集人数を大幅に増加させることが困難な状況にあることが窺えた。

しかしながら、総論においても述べたとおり、岡山県は、平成30年度豪雨災害の被災県であり、かかる豪雨災害が地球温暖化と切り離して考えることができないことを踏まえれば、岡山県は、率先して地球温暖化の対策に取り組むべきと思われる。

かかる地球温暖化対策の一つである本事業においては、募集人員を20名に限定する必要はなく、岡山県としてより裾野を広げるべきであると考えられる。

【指摘事項2-2】「おかやまCOOL CHOICE！サポーター」事業の広報方法を検討すべきである。

おかやま COOL CHOICE！サポーターの募集人員は、年間20名であるが、その応募チラシは1500部作成されている。当該チラシを県内大学に配布し、余った部数はイベントで配布したり県の関連施設に置いてあるとのことであるが、上記のとおり、令和2年度は募集人員20名に対して、実に15名が継続申込であり、チラシのほとんどが募集に結びついていない可能性がある。

募集チラシをより魅力的なものにすること、募集方法、チラシの配布部数、配布場所等について再検討すべきである。

【指摘事項2-3】「おかやまCOOL CHOICE！宣言企業」事業の参加企業について、登録後の取組状況についても定期的に確認すべきである。

現状において、「おかやまCOOL CHOICE！宣言企業」は、参加申込時に取組状況を確認するものの、登録後の取組状況の確認は十分とは言い難い。

また、参加自体も更新制ではなく、一度登録すれば、登録が取消されることもない。

参加企業からすれば、当該事業に参加していることを企業のPR材料にするというメリットがあるが、現在の運用では、宣言企業の取組状況は十分に把握することができず、事業自体が形骸化する恐れがある。

以上より、登録後の取組状況についても、定期的に確認することで、より効果的な事業になると考えられる。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の予算及び決算の内容を検証したところ、事業の目的及び規模に比して非常に低額なものとなっていることを考慮して、本事業の効率性の評価はBとした。

(3) アースキーパーメンバーシップ推進事業

【概要】	担当部署	新エネルギー・温暖化対策室	
事業目的	<p>「岡山県地球温暖化防止行動計画」に基づく環境負荷低減活動を通じて、自らの環境に対する影響を認識し、その改善に向けた取組を継続して行う県民・事業者を「アースキーパー」として募集し、会員登録することによって、省エネ重視のエコなライフスタイルへの転換を図ること。</p>		
事業内容	<p>(1) アースキーパーメンバーシップ運営事業 アースキーパーメンバーシップ制度の運営を行う。</p> <p>(2) アースキーパーメンバーシップ制度システム改修事業 平成30年4月から、システムをリニューアルし運営を行っているが、システムの改修時には想定されなかった課題が発生し、制度の普及啓発や管理運営上苦慮する状況がみられることから、より使いやすいシステムへの改修を行う。</p> <p>(3) アースキーパーメンバーシップ会員のつどい等開催事業 ア 目的 アースキーパーメンバーシップへの参加促進及び取組継続を積極的に推進するため、会員を対象に、地球温暖化問題に関する学習機会の提供、情報交換や交流等を行う。 イ 概要 会 場：岡山市内の民間施設 募集人数：200人程度 内 容：地球温暖化防止に関する講演等</p> <p>(4) 「見える化で節電」推進事業 アースキーパーメンバーシップ会員の参加促進と省エネの取組を促進するため、節電効果をわかりやすく確認できる省エネナビの機器の貸出や専門診断員が各家庭の省エネ診断に基づき効果的な省エネ方法をアドバイスする「うちエコ診断」により、活動の見える化を図る。</p>		
法令・条例・要綱等	エコビジョン2020		
主な財源	産廃税※		
エコビジョン2020目標	1万4000人	2019年度達成状況	1万3537人
令和2年度予算	847万2000円	令和2年度決算 (執行率)	847万2000円 (100%)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A B C D】

エコビジョン2020において、下記のとおり定められている。

記

●アースキーパーメンバーシップ会員の拡大

県民・事業者をあげて地球温暖化防止活動を推進するため、自ら省エネ等による環境負荷低減に向けた目標を定め取り組む県民・事業者をアースキーパーメンバーシップ会員として募集・登録し、地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止推進員が会員の活動を支援します。

(「エコビジョン2020」57頁抜粋)

本事業の目的は、「アースキーパー」として募集し、会員登録することによって、省エネ重視のエコなライフスタイルへの転換を図ることにあり、上記エコビジョン2020の内容に適うものであることを確認した。

その他、本事業の費用の支出に関して、財務事務の執行の合規性の観点から特段問題となる事項は認められなかったため、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

アースキーパーメンバーシップ制度は平成14年から募集を開始している。

募集形態としては県民版（個人）、事業所版（法人）に区分され、県民版（個人）の会員数は、平成24年に10,000人を突破し、令和2年に1万3591人となっていることから、個人の会員数の増加は認められる。

一方で、事業所版（法人）は平成26年に552事業体から直近の令和2年の576事業体と直近での増加数が明らかに鈍化している。

監査の過程において、法人のアースキーパーメンバーシップへの登録が鈍化した理由について確認したところ、法人については「COOL CHOICE! 推進事業」に誘導しているため、アースキーパーメンバーシップへの登録は鈍化しているとのことであつた。

また、アースキーパーメンバーシップ会員は、その活動内容によってポイントが付与される仕組みとなっているが（例：会員専用の「マイページ」にログインしたら1ポイント。エコ活動の取組みの投稿をしたら5ポイント等）、令和2年度においてポイントを獲得した会員数は779名に過ぎなかった。

これは、アースキーパーとして登録はしたものの、その活動は全く行っていない会員が大多数であることが示唆されている。

このように、本事業は、会員数の増加に主眼が置かれ、アースキーパーの環境保全活動の普及促進という観点からは活動状況の把握が不十分であると考えられる。

以上の点を考慮して、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見2-2】 会員数の増加に主眼が置かれ、アースキーパーの環境保全活動の普及促進という観点からは活動状況の把握が不十分であることから、目標設定を検討すべきである。

2020年度の会員数が1万4000人という目標を掲げており、かかる会員数によって、事業成果の検証は可能である。

もっとも、本事業の目的は、県民に対して省エネ重視のエコなライフスタイルへの転換を図ることにあり、県民の1人1人が省エネ重視のライフスタイルへと転換することにあるところ、会員数が増加したとしても、アースキーパーが具体的な環境保全活動を行わなければ、上記の目的を達成できない。

この点、当該制度は、アースキーパーとしての活動を全くしていなくてもメンバーシップ資格は剥奪されない。

また、アースキーパーの環境保全活動を促進するために、会員が行った活動に関連してポイントを付与する方法を採用しているが、令和2年度に実際にポイントを付与した会員数は779名（県民版13,591,事業所版576 計14,167）にとどまっており、会員数の増加に伴い、アースキーパーの環境保全活動の普及促進が図られているか不明である。

会員数の増加は、客観的な数値目標として把握しやすいが、各会員の活動状況が伴わなければ、本来の事業目的は達成されないため、会員の活動状況がより分かる仕組みが必要であると考える。

【意見2-3】 アースキーパーメンバーシップの事業所版（法人会員）と「COOL CHOICE! 推進事業」の棲み分けを検討すべきである。

本事業において、事業所向けの広報は特になされておらず、事業者については「COOL CHOICE! 推進事業」へと誘導されているとのことであった。

このように事業所に対しては、同様の事業が重複する事態となっていることから、2つの事業の棲み分けについて検討すべきである。

【事業の効率性 A B C D】

本事業において、システム改修費として119万5000円が計上されているが、アースキーパーメンバーシップの平成29年度の会員数は1万2136（県民版11,567,事業所版569）であり、その後は平成30年度1万2396（県民版11,821,事業所版575）、令和元年度1万3537（県民版12,961,事業所版576）、令和2年度1万4,167（県民版13,591,事業所版576）となっている。

このように、会員数については、大幅な増加は見られていないことから、当該シス

テム改修の費用対効果を確認したところ、「改修の目的はより使いやすいシステムへの改修であり、その改修効果は、会員数の増加で図られるものではない。なお、H30年4月のホームページ開設後、1141人増加（H30年度からR1年度にかけて）しており、過去3年間においても最も増加数が多いことから、一定の効果はあったものと考えられる。」との回答を得た。

確かに、システムの改修は、現状のシステムの改善という点において、直ちに会員数の増加を見込めるものではないことを踏まえ、本事業の効率性の評価をBとした。

ただし、より使いやすいシステムへの改修という目的で公金を投入している以上、最終的には会員数の増加を目指すべきであり、今後、システムの改修に見合った会員の増加を目指すべきであり、今後のコストとベネフィットの観点から事前及び事後の検討が必要である。

(4) 地球温暖化防止活動推進員の支援事業

【概要】	担当部署	新エネルギー・温暖化対策室	
事業目的	地球温暖化防止対策の推進のため温暖化対策推進法に基づいて委嘱している岡山県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援することにより、岡山県地球温暖化防止活動推進センターと連携した地球温暖化防止対策の促進を図ること。		
事業内容	<p>(1) 推進員委嘱式の開催 令和2年4月から委嘱する推進員を対象に委嘱状交付式を開催し、併せて県や推進センターの事業説明、講師による講演等を実施する。</p> <p>(2) 推進員相談支援の実施 推進員への情報提供・相談、報告処理、その他連絡調整を実施する。</p> <p>(3) 推進員研修の実施 推進員は、地球温暖化の現状及び対策の重要性について住民の理解を深め、また、住民の求めに応じた調査と指導・助言をし、かつ、地球温暖化防止への情報提供その他の協力を行うこととされており（温暖化対策推進法37条2項）、ボランティアながら上記活動を行いうるだけの見識が求められている。 このような推進員の資質向上を図るため、温暖化防止対策の最新の知見の提供のほか、グループワーク等の実習や強化研修を実施する（実施回数：県南1回、県北1回 各30名程度。）。</p> <p>(4) 温暖化防止対策啓発用資材の作成 推進員活動が円滑に行えるよう温暖化防止啓発用資材を作成する。作成した資材は、他事業及び地球温暖化防止活動推進センター独自の啓発資材等と併せ推進員からの必要量の調査や各地域でのイベント等にあわせた要望等に基づき適宜、配布及び貸出しを行う。</p>		
法令・条例・要綱等	温暖化対策推進法,		
主な財源	産廃税		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	178万8000円	令和2年度決算 (執行率)	144万1000円 (81%)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A B C D】

温暖化対策推進法は、下記のとおり、規定している。

記

第37条 都道府県知事及び指定都市等の長（以下「都道府県知事等」という。）は、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。

2 地球温暖化防止活動推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。
- 三 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- 四 温室効果ガスの排出の量の削減等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

（「温暖化対策推進法」37条抜粋）

本事業の目的は、岡山県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援することにより、岡山県地球温暖化防止活動推進センターと連携した地球温暖化防止対策の促進を図ることにあり、上記温暖化対策推進法の趣旨に合致することを確認した。

また、本事業の費用の支出に関して、合規性の観点から特段問題となる事項は認められなかったため、評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

本事業に関連して、有効性の観点から特段問題となるような事項は認められなかったため、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業に関連して、効率性の観点から特段問題となるような事項は認められなかったため本事業の効率性の評価をBとした。

(5) 温室効果ガス算定・報告・公表制度集計分析事業

【概要】	担当部署	新エネルギー・温暖化対策室	
事業目的	<p>(1) 温室効果ガス算定・報告・公表制度集計分析 県内の温室効果ガス排出事業者（特定事業者）が、自らの温室効果ガスの排出量の削減に向けた具体的な取り組み計画を作成し、実施するとともに、その内容を県が公表することにより、事業者の事業活動に伴う温室効果ガス排出削減の取組を推進する。</p> <p>(2) 岡山県内温室効果ガス排出量の算定及び分析 岡山県地球温暖化防止行動計画に掲げる目標の達成に向けた進捗管理の一つとして、県内の温室効果ガス排出量を経年で把握し、その要因等を分析する。</p>		
事業内容	<p>(1) 温室効果ガス算定・報告・公表制度集計分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 令和2年提出分報告書及び計画書の審査 イ 報告書提出に係る問い合わせ対応 ウ 未提出特定事業者への提出依頼 エ 令和2年提出分報告書の集計 オ 令和2年提出分削減報告書内容のエクセルデータ入力作業 カ 令和2年提出分削減報告書のPDF化HP原稿作成作業 キ 事業者報告用マニュアルの改訂 ク 令和2年提出報告書の分析 ケ 集計・分析結果の県HP公表用の原稿作成 <p>（ア～キまでの業務をフルタイムの会計年度任用職員を7月から10月まで雇用し対応する。）</p> <p>(2) 岡山県内温室効果ガス排出量の算定及び分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 平成29年度及び平成30年度（速報値）の岡山県内温室効果ガス排出量の算定等 イ 上記算定結果の分析 		
法令・条例・要綱等	岡山県地球温暖化防止行動計画，エコビジョン2020		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	314万5000円	令和2年度決算 (執行率)	251万5000円 (79%)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A **B** C D】

本事業は、事業者の事業活動に伴う温室効果ガス排出削減の取組を推進するため、温室効果ガス算定・報告・公表制度集計分析すること及び岡山県地球温暖化防止行動計画に掲げる目標の達成に向けた進捗管理のために岡山県内温室効果ガス排出量の算定及び分析することにある。

この点、岡山県地球温暖化防止行動計画において、「1 温室効果ガス排出量の現況」として、その増減の原因が分析されている（同計画37ページ以下）。

また、エコビジョン2020は、下記のとおり規定している。

記

●温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による排出抑制

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度を適切に運用し、県内の温室効果ガス大量排出業者の削減計画及びその実績を公表するとともに、優良な排出削減事例の周知などを通じて、事業者の自主的な温室効果ガス排出を推進します。

（「エコビジョン2020」56頁抜粋）

このように、本事業は、岡山県地球温暖化防止計画を遂行する上で不可欠の事業であるとともにエコビジョン2020の目標を実現するものであり、岡山県地球温暖化防止計画及びエコビジョン2020の目的に適うものであることを確認した。

また、本事業の費用の支出に関して、合規性の観点から特段問題となる事項は認められなかったため、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B **C** D】

本事業において、岡山県内温室効果ガス排出量の算定及び分析業務を外部委託している。

この点、監査の過程において、委託の結果の内容の取扱いについて確認したところ、委託業者が分析した結果については県としてその内容を確認のうえ、妥当性を確認しているとのことであった。

なお、本事業は、岡山県地球温暖化防止行動計画に掲げる目標の達成に向けた進捗管理の一つとして、県内の温室効果ガス排出量を経年で把握し、その要因等を分析するものであるところ、県がこれまで行ってきた事業との関連性及び今後の事業への活用等については触れられていないため、岡山県内温室効果ガス排出量の増減と県の施策との関連性を報告書からは十分に把握することができない状況にある。

このように、成果の把握について改善の余地があると思われることから、本事業の有効性は評価をCとした。

【意見2-4】 温室効果ガス算定結果及び岡山県内温室効果ガス排出量の算定及び分析結果をもとに、県の実施する事業との関連性についても分析を行うことを検討すべきである。

委託業者から提出された温室効果ガスの増減分析資料には、「1世帯当たりのエネルギー消費量が減少しているため」との記載がある。

また、岡山県が実施している各事業との関連の分析は、仕様書で求められておらず、報告はなされない状況となっている。

この点、1世帯当たりのエネルギー消費量が減少しているとの報告を受けたとしても、今後岡山県としてどのようなアクションを起こすべきかの資料とすることができない。

施策との関連性を分析することにより将来の事業遂行に役立てることができると思料するが、現状の分析結果は、次へのアクションに直接結びつくものではない点が問題であると考えため、施策との関連性の分析についても委託内容に含めて報告を求めることを検討されたい。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、本事業の効率性は評価Bとした。

(6) 事業者の省エネ対策促進事業

【概要】	担当部署	新エネルギー・温暖化対策室	
事業目的	岡山県地球温暖化防止行動計画に基づき、温室効果ガス排出量削減を図るため、県内事業者が主体的に進める省エネ対策やエネルギー管理・効率化等の取組をサポートするための専門スタッフを引き続き配置することにより、相談支援体制を継続するとともに、現地での無料省エネ診断等を行う。また、事業者相互の情報交換の場やノウハウ習得等スキルアップの場を提供すること。		
事業内容	<p>(1) 省エネ支援コーディネーター配置事業 専門知識を持つ職員1名（嘱託職員）を県庁内に配置し、事業者からの多様な相談に応じるとともに、電話等による省エネ取り組みへの働きかけを行い意識向上を図る。</p> <p>(2) 省エネ対策普及促進事業 温室効果ガス排出量削減取組の周知と省エネへの理解の促進を図ることを目的とする効果的な省エネ対策セミナーや事業者同士の業種を超えた情報共有等を行うための情報交換会を開催する。また、先進的な取り組みを行う事業所への現地視察等を実施する。</p>		
法令・条例・要綱等	岡山県地球温暖化防止行動計画		
主な財源	再エネ基金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	900万	令和2年度決算 (執行率)	618万円 (68%)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A B C D】

岡山県の地域特性を生かした全県での低炭素社会の構築を目指すことを目的として、岡山県地球温暖化防止行動計画が策定されているところ、かかる計画において、「事業者の取組」として、環境マネジメントシステム等の推進等を掲げている。

本事業の目的は、岡山県地球温暖化防止行動計画を実現するため、県内事業者のための専門スタッフを引き続き配置することや現地での無料省エネ診断等を行うことにあり、その目的は、岡山県地球温暖化防止行動計画に合致することを確認した。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、セミナー講師や専門家に対する謝金について、規程が存在せず、各部署で都度決定している状況であった。この点については、個別の事業に対する監査というよりも、岡山県として対応を検討すべき事項であるため、この点についての監査人の考えを総論において述べている。

その他、財務事務の執行について問題となる点は認められなかったため、本事業の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

本事業のうち、事業者の温室効果ガス排出量削減対策サポート事業は、外部委託されているところ、報告書受領後、当該業務の妥当性、委託先の実施した業務の質、内容が委託者である岡山県が意図した内容のものであるか、業務結果からして、委託した業務の質的レベルが妥当であるかについて検討したうえで、事業を執行しているとのことであった。

その他、事業の有効性において問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の委託料の予算のうち、出張旅費が109万4000円と高額になっていたため、その内容を確認したところ、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策により、オンラインを活用した結果、旅費交通費は事業者へ支出していないとのことであった。

そのため、令和2年度における本事業の効率性の評価をBとした。

ただし、今後も必要に応じて、出張回数を減らす、コロナ禍ではリモート対応などにより、今後も経費削減の観点が必要である。

(7) 住宅用省エネ・蓄エネ等設備導入促進事業

【概要】	担当部署		新エネルギー・温暖化対策室
事業目的	県と市が連携して住宅用省エネ・蓄エネ等設備を導入する県民向けの支援を行うことで、家庭の省エネルギーの加速化を図ること。		
事業内容	<p>県が提示する家庭の省エネ対策メニュー（住宅用省エネ・蓄エネ等設備の導入補助）について、県民向け補助を実施する市町村への補助を行う。</p> <p>① 補助対象メニュー（過去内は補助金上限額，千円） ・ZEH*（100）・HEMS*（10）・高効率給湯器（40）・窓断熱（50）・高効率照明（LED）（6）・蓄電池（エネファームを含む。）（40）・太陽熱温水器（20）・太陽熱利用システム（30）・薪ストーブ等（30）・電気自動車等（EV*・PHV*・FCV）（100）・V2H*（100）</p> <p>② 補助額 市町村が行う補助額の1/3（補助金上限額は上記のとおり）</p>		
法令・条例・要綱等	エコビジョン2020		
主な財源	再エネ基金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	6083万円	令和2年度決算 (執行率)	3851万2000円 (63%)

(監査結果)

【財務事務の目的の合规性 A B C D】

エコビジョン2020において、下記のとおり規定されている。

記

●省エネルギー住宅の普及拡大

インターネットでの情報発信等を通じ、省エネ対策（性能）の度合いなどを評価する住宅性能表示制度などの認知度の向上を図ることにより、省エネルギーに配慮した住宅づくりを普及啓発します。

●省エネルギー型機器等の普及拡大

「エコパートナーシップおかやま」や「アースキーパーメンバーシップ」会員等を通じて、太陽熱利用システムや高効率給湯器の導入、照明機器のLED化、冷蔵庫、エアコン等の買い替え時の省エネ型機器の積極的な選択を促すとともに、HEMS等を活

用した家庭の消費電力の「見える化」を推進し、家庭におけるエネルギー消費量の削減を図ります。

(「エコビジョン2020」57頁抜粋)

本事業の目的は、住宅用省エネ・蓄エネ等設備を導入する県民向けの支援を行うことで、家庭の省エネルギーの加速化を図ることにあり、エコビジョン2020に掲げられた目標を実現することにある。

本事業の費用の支出に関して、合規性の観点から特段問題となる事項は認められなかったため、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

当該事業は、県民向け補助を実施する市区町村への補助という形で行われ、岡山県としての裁量の余地はないと思われる。

ただし、予算額は多額であることから、市区町村への補助事業であるとは言え、事業の有効性を評価することなく予算を執行することは問題である。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見2-5】当該事業の有効性をコストとベネフィットの観点から検討すべきである。

当該事業は多額の予算が付けられているものの、コストとベネフィットの観点から、有効な事業なのかどうか検討されていない。

省エネ・蓄エネ等の設備の導入を補助すれば、省エネに効果があることは理解できるが、多額の予算を考えると、投入された予算に見合うだけの効果があるのか不明である。

コストとベネフィットの観点から、当該事業の有効性を検討する必要があるものの市区町村の補助事業という点を踏まえ、意見として述べるに留める。

【事業の効率性 A B C D】

有効性で指摘した問題点により、事業の効率性も十分かどうか評価出来ないことから、本事業の有効性と同様の評価Cとした。

2 新エネルギーの推進事業

(1) おかやま新エネルギービジョン推進事業

【概要】	担当部署	新エネルギー・温暖化対策室	
事業目的	新エネルギーの普及拡大を地球温暖化防止だけでなく、産業振興や地域活性化にも結びつけることを目的として策定した「おかやま新エネルギービジョン」の推進について、取組の全県への広がりや全国に向けた情報発信等を図ること。		
事業内容	<p>(1) セミナー・研修会の開催 新エネルギーの地域での導入・活用を支援し、普及拡大を図るため、市町村やNPO等を対象に、新エネルギー導入にあたっての課題の抽出や解決策の検討、先進事例の研究を行う研修会を開催する。 また、県内外の先進的な取り組みを県民・事業者等に広く普及させるためのセミナーを開催する。</p> <p>(2) 自然エネルギー協会への参加 自然エネルギーの普及・拡大を図ることを目的に、賛同する34の道府県が参加している自然エネルギー協議会への参加により、参加団体の先進的取組事例や課題等の情報交換、情報共有を通じて、国に対し規制改革の推進等の政策提言を行う。</p>		
法令・条例・要綱等	おかやま新エネルギービジョン，エコビジョン2020		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	139万9000円	令和2年度決算 (執行率)	86万5000円 (61%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

おかやま新エネルギービジョンは、重点的に進める分野として①太陽光発電，②小水力発電，③木質バイオマスの利活用，④EV等の普及と技術開発を掲げるとともに、今後期待される新たな視点として、①水素の利活用，②熱の有効利用，③蓄エネの導入を指摘している（「おかやま新エネルギービジョン」12頁ないし14頁）。

また、エコビジョン2020は「新エネルギーの普及啓発等」として、水素社会の実現に向けた可能性の研究と理解の促進、県民参加による発電施設設置の普及拡大、新エネルギー産業クラスターの形成及び地域ぐるみで進めるスマートコミュニティの推進を掲げている（エコビジョン2020. 55頁）。

本事業は、「おかやま新エネルギービジョン」の推進について、取組の全県への広

がりと全国に向けた情報発信等を図るために、セミナーを開催すること等を目的とするものであり、かかる目的は、おかやま新エネルギービジョン及びエコビジョン2020の趣旨に適うものであることを確認した。

また、財務事務の執行について問題となる点は認められなかったため、本事業の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

事業の有効性について、特段問題点は発見されていないことから、その評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

事業の効率性について、特段問題点は発見されていないことから、その評価をBとした。

(2) 電気自動車等普及促進事業

【概要】	担当部署	新エネルギー・温暖化対策室	
事業目的	<p>県内のEV等普及台数は、平成29末時点で4438台（対前年度1127台）と年々増加しているものの令和2年度の目標台数（6000台）に対しては伸び悩んでおり、充電環境についても空白地域の存在や充電重体といった課題が顕在化している。EVの普及は、温室効果ガス削減の取組として有効であり、国内外がEV化に向けて加速しているこの時期をとらえ、県全体としてEV等車両の普及拡大や充電器の整備等さらなるEV環境の充実に向け取組を進める。</p>		
事業内容	<p>(1) EV等の普及促進 ア 業務用車両EV等転換支援事業 新たに営業等に使用する業務用車両としてEV等を導入する法人に対して、導入したEV等の活用による普及・啓発活動の実施や利用者アンケートへの協力を要件に、車両購入費の一部を補助する。 また、購入費補助を活用してEV等を購入する法人に対して、普通充電設備やV2H充電設備の設備費用を補助する。 イ EV等の魅力発信事業 優れた運転性能や環境性能又は充電や外部給電等EV等の特性を実感することで、EV購入の契機につなげ、EV等の普及を図るため、試乗モニター事業を実施する。</p> <p>(2) 充電環境整備事業 ア 急速充電器整備加速化事業 法人等が行う急速充電器の整備を支援する。 ・補助対象者：市町村、公共的団体、民間法人等 ・補助率等：空白地域等解消事業 2/3 上限300万円 充電渋滞等解消事業 1/2 上限150万円 イ 普通充電設備設置事業 ・補助対象者：商業施設、宿泊施設（集合住宅以外は一般開放を要件とする。） ・補助率等：1/2 上限18万円（20基）</p> <p>(3) その他 ・室優先車両（EV）リース ・EV等関係会議、協議等への出席</p>		
法令・条例・要綱等	おかやま新エネルギービジョン，エコビジョン2020		
主な財源	一般財源，再エネ基金		
エコビジョン2020目標	6000台の導入	2019年度達成状況	5133台の導入
令和2年度予算	5478万7000円	令和2年度決算 (執行率)	2293万6000円 (41%)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A **B** C D】

前記のとおり、おかやま新エネルギービジョンにおいて、重点的に進める分野としてEV等の普及と技術開発が掲げられている。

また、エコビジョン2020において、下記のとおり規定されている。

記

■低公害車の導入促進

●県公用車への低公害車の率先導入

低公害車の県内への普及を促進するため、岡山県グリーン調達ガイドラインに基づき、県公用車への率先導入に努めます。

●電気自動車等（EV・PHV・FCV）の普及促進

走行中のCO₂や排ガス排出の観点から、環境性能が高い電気自動車（EV）やプラグインハイブリット自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）について、蓄電池の機能に着目しながら、普及促進に取り組みます。

（「エコビジョン2020」58頁抜粋）

本事業の目的は、県全体としてEV等車両の普及拡大や充電器の整備等さらなるEV環境の充実に向け取組を進めることにあり、エコビジョン2020に掲げられた目標を実現するものであり、本事業について法令上の根拠を確認することができた。

また、本事業の財務事務の執行について、合規性の観点から特段問題となる事項は認められなかったため、本事業の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C **D**】

エコビジョン2020（P58）に「岡山県グリーン調達ガイドラインに基づき、県公用車への率先導入に努めます。」と記載され、実際に30台のEV車を公用車として導入している。

しかしながら、監査の過程において、EV車の利用状況を確認したところ、EV車以外の一般車に優先して使用するなどの取り決めもなく、その利用実績は必ずしも高いものではなかった（ただし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症流行下において出張が減少し、公用車を利用する機会が減少したことによるものである。）。

この点、EV車を導入するだけでは当然のことながら効果はなく、30台のEV車を有効活用して初めて普及促進が図られるのであるから、岡山県としても、率先してEV車を利用していることを対外的に示す必要がある。

さらに、普及促進活動として、試乗モニター事業を実施しているが、当該事業の有効性が評価されていないことや試乗モニターからのアンケートを取り忘れていた事案も発見されている。

以上を踏まえ、本事業の有効性の評価をDとした。

【指摘事項2-4】 公用車として導入しているEV車について、一般車に優先して利用する仕組みを検討すべきである。

県公用車への導入により、普及促進に努める目的でEV車30台を保有しているが、一般車に優先して利用するなどの取り決めはなく、利用実績は高くない。

予算を投じて、保有するだけでは普及効果は得られず、EV車を公道で走らせて初めて普及効果があることから、岡山県として一般車に優先して利用する仕組みを検討すべきである。

例えば、公用車としてEV車を利用する県職員に対してアンケート調査を実施し、利用促進の方策を検討することが考えられる。

【意見2-6】 県の職員が公用車としてのEV車を利用した際のアンケート調査を実施し、当該内容を公表することを検討すべきである。

現状では、試乗モニターなど外部人員を使った啓発活動は行っているが、県職員が公用車としてのEV車を使ったうえでのアンケートは実施されていない。

公用車としてのEV車を取得するのみでは、普及効果はなく、それをどのように活用するか、また活用した結果、どのようなメリット・デメリットがあるかという情報を公開することで初めて、保有資産を有効活用したことになると考えられる。

追加的なコスト不要で実施できることであり、是非、検討していただきたい。

【指摘事項2-5】 試乗モニター事業における効果の検証について、より適切な方法を検討すべきである。

EV車の魅力発信事業として、試乗モニター事業を実施している。

当該事業は、一般モニターとして県民に一定期間試乗していただき、充電や外部給電機能などその特性を実感し、SNS等で発信してもらう事業及び著名人をモニターとして同様にSNS等で発信してもらう事業である。

一般モニター、著名人モニターともに発信効果は少なからずあるものの、実際のEV車の購入という効果の測定までは行われておらず、支出に見合う効果があるのか判断出来ない（確かに、EV車の価格等を考慮すれば、啓発効果によってEV車の販売台数が増加するというものではないことは理解できるものの、成果の指標がなければ事業効果が測定できないことから、最小の経費で最大の効果が生じているかを検証するうえでより適切な成果目標の設定が不可欠である。）。

また、アンケートを取り忘れた場合、当該事業の目的は達成されておらず、取り忘れたまま放置されていることは問題であることから、改善を検討されたい。

【事業の効率性 A B **C** D】

試乗モニター事業として著名人モニターを使って普及活動を実施しているが、事業の有効性の検証が不十分であるため支出に見合う効果があったといえるのか一見して明らかではない。

これらの点を考慮して、本事業の効率性は評価Cとした。

【意見2-7】試乗モニター事業として、著名人モニター7名を選定し、SNS等で発信してもらっているが、支出に見合う効果について一見して明らかでないことから事業の実施方法について検討すべきである。

著名人モニターには、県内民放5局のアナウンサー各1名及び地元プロスポーツチームを選定しており、合計で450万円の支出となっている。

2週間試乗をするとともに、テレビ・ラジオ、SNS等で積極的に発信してもらうものであるが、現実として、著名人のSNS等のアクセス数は必ずしも高いとはいえない（「いいね」がなされたのが20件台から多くて600件である。）。

本事業の有効性を否定するものではないが、上記の成果と執行された予算額を考慮すれば、改善の余地があると思われることから、事業の実施方法を工夫すべきであると考え。

(3) スマートコミュニティ形成支援事業

【概要】	担当部署	新エネルギー・温暖化対策室	
事業目的	<p>おかやま新エネルギービジョンに基づき、地域の自然や資源を生かした新エネルギーの導入を推進していく必要がある。</p> <p>また、固定価格買取制度の期間が終了するのを機に蓄電池、特にEVの蓄電機能と外部給電機能に着目し、再生可能エネルギー電源を自家用消費に有効活用し、地域における平時での分散型エネルギーを活用した仕組みの構築と災害時における非常用電源の確保等に取り組む市町村を支援することにより、地球温暖化対策（温室効果ガス排出削減）のみならず、それぞれの地域の課題解決につなげることも重要である。</p> <p>こうしたことから、意欲ある市町村による地域に根差した「スマートコミュニティ」形成の取組が進むよう、またそれら先進的な取り組みが他の地域にも波及するよう県として支援すること。</p>		
事業内容	<p>地域の特性や資源を生かした新エネルギーの導入等により、創エネや省エネ、蓄エネを進めエネルギー利用の効率化やエネルギー自給を目指す市町村を対象に「スマートコミュニティ形成支援事業補助金」により支援を行う。</p> <p>補助率：1/2 補助額：上限500万円</p>		
法令・条例・要綱等	おかやま新エネルギービジョン，エコビジョン2020		
主な財源	再エネ基金		
エコビジョン2020目標	地域の数 10	2019年度達成状況	地域の数 9
令和2年度予算	1500万円	令和2年度決算 (執行率)	0円 (0%)

おかやま新エネルギービジョンにおいて「2 目標達成のための施策」として、「(2) 地域資源を生かした施策」，「①地域ぐるみで進めるスマートコミュニティの推進」があげられている。

また、エコビジョン2020において、下記のとおり規定されている。

記

●地域ぐるみで進めるスマートコミュニティの推進

地域にある自然や資源を有効に活用した新エネルギーの導入等による創エネや蓄エネを進め、エネルギー利用の効率化やエネルギー自給率を高めるスマートコミュニティ

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

の実現を目指す、意欲ある市町村の取組を拡げていきます。

(「エコビジョン2020」55頁抜粋)

本事業は、「スマートコミュニティ」形成の取組が進むよう、またそれら先進的な取り組みが他の地域にも波及するよう県として支援することにより、上記のおかやま新エネルギービジョン及びエコビジョン2020の趣旨を全うするものである。

なお、令和2年度は、採択を見込んでいた地域での取組が事業性を確認する過程で、実施されなかったため、補助金の支給はなく、財務事務の執行がなかったことから監査の対象とはしていない（なお、平成27年度は対象地域の数が3であったものが、令和2年度には9まで増加しており、対象地域が増加している。）。

3 環境マネジメントの促進

(1) 環境マネジメント推進事業

【概要】	担当部署	新エネルギー・温暖化対策室	
事業目的	岡山県が消費者、事業者として率先的に環境負荷の低減を図るため、本県独自の「岡山環境マネジメントシステム（EMS）」を運用すること。		
事業内容	<p>(1) EMS の運用 各部局の環境配慮行動の進捗状況を把握する。</p> <p>(2) 外部評価委員会の開催 県内有識者等を評価委員会として委嘱し、EMS の運用状況等についての評価や意見の聴取を行う。</p> <p>(3) 研修 制度の周知や環境リスクに関する知識習得のため、EMS 担当者及び環境リスクの高い事務担当者研修を行う。</p> <p>(4) 集中自転車の管理 県職員に近距離出張用の自転車を貸し出す。</p>		
法令・条例・要綱等	岡山県環境方針，エコビジョン2020		
主な財源	産廃税		
エコビジョン2020 目標	—	2019 年度達成状況	—
令和2年度予算	41 万 1000 円	令和2年度決算 (執行率)	19 万円 (46%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

岡山県の環境方針は、基本理念として、「本県独自の環境マネジメントシステムにより、職員一人ひとりの力を結集して環境にやさしい行政運営を徹底し、環境の保全と創造の総合的推進の中で、岡山県としての役割が十分発揮できるよう努めます。」として、環境マネジメントシステムを踏まえた行政運営を行うことを明らかにしている。

本事業の目的は、岡山県が消費者、事業者として率先的に環境負荷の低減を図るため、本県独自の「岡山環境マネジメントシステム（EMS）」を運用することであり、かかる目的は、環境方針が環境マネジメントシステムを活用して、岡山県の行政運営を行うことを企図している環境方針に合致することを確認した。

本事業の費用の支出に関して、合规性の観点から特段問題となる事項は認められなかったため、評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

本事業の内容は、環境マネジメントシステム（EMS）の運用、外部評価委員会の開催、研修の開催及び集中自転車の管理である。

監査の過程において、外部評価委員会の結果記録書を確認したところ、外部評価委員会結果記録書は、1頁であって簡素なものであった。

この点、外部評価委員会は、県内有識者等を評価委員会として委嘱し、EMSの運用状況等についての評価や意見の聴取を行う手続きであって、その会議は充実することが望ましいうえに、県の取組状況を把握するためには評議の内容は可及的に県民に開示されるべきである。

このように、本事業において改善の余地が認められることから、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見2-8】外部評価委員会の報告書の内容を充実させることを検討すべきである。

本事業は、岡山県が消費者、事業者として率先的に環境負荷の低減を図るため、本県独自の「岡山環境マネジメントシステム（EMS）」を運用することを目的としており、かかる目的を達成するため、県内有識者等を評価委員会として委嘱し、EMSの運用状況等についての評価や意見の聴取を行うものであるが、前記のとおり、外部評価委員会の結果記録書は、簡素なものとなっている。

この点、議事録の分量をもって評価委員会の存在意義が左右されるものではないものの、岡山県は、委員に対し、日当と旅費を支給して、委員からの意見をいただいている立場である。

このような点を踏まえると、全ての外部評価委員から意見をいただいたうえで、その意見を可及的に結果記録書に反映させることで、岡山県の環境マネジメントシステムの取組状況について県民に明らかにすることを検討すべきである。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の外部評価委員会の予算として、5万円が計上されていたものの、実際の開催場所は、県庁の施設であったとのことであり、上記5万円は執行されていないとのことであった。

これらの点を考慮して事業の効率性の評価をBとした。

(2) エコアクション21 認証取得支援事業

【概要】	担当部署		新エネルギー・温暖化対策室
事業目的	<p>岡山県は、「岡山県地球温暖化防止行動計画」に温室効果ガス排出削減の目標を掲げ、県を挙げた取組を進めているが、県内事業者による温室効果ガスの排出量は一部増加しており、削減には小規模事業者も含めた全ての事業者の取組が不可欠である。</p> <p>一方で小規模事業者は、体制、人員に余裕がなくノウハウや技術も不足している等、取組を進めるうえでの課題が多い。</p> <p>こうした状況を踏まえ、中小企業者を対象に、環境マネジメントシステムである「エコアクション21」の導入を支援し、排出削減に向けた中小事業者の主体的な取組を促進すること。</p>		
事業内容	<p>(1) 中小企業の「エコアクション 21」認証取得を技術・資金面で支援 エコアクション21認証取得に係る必要な経費の一部を補助する。 補助額：定額 10 万円×20 社</p> <p>(2) エコアクション 21 認証取得研修会の実施 エコアクション 21 認証取得を目指す事業者を対象に専門の指導員による研修会を開催し、認証取得を支援する。</p>		
法令・条例・要綱等	岡山県地球温暖化防止行動計画		
主な財源	産廃税		
エコビジョン2020 目標	エコアクション登録事業者数 200	2019 年度達成状況	エコアクション登録事業者数 111
令和2年度予算	200 万円	令和2年度決算 (執行率)	25 万 2000 円 (12.6%)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A B C D】

環境マネジメントシステムに関する環境方針及びエコビジョン2020の規定は、前項「環境マネジメントシステム推進事業」において指摘したとおりである。

本事業の目的は、中小企業者を対象に、環境マネジメントシステムである「エコアクション21」の導入を支援し、排出削減に向けた中小事業者の主体的な取組を促進することであり、環境方針及びエコビジョン2020の趣旨に合致するものである。

このように、本事業の法令上の根拠を確認することができた。

また、本事業の費用の支出に関して、合規性の観点から特段問題となる事項は認められなかったため、本事業の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

本事業の内容は、中小企業の「エコアクション21」認証取得を支援するため、エコアクション21認証取得に係る必要な経費の一部を補助するとともに、エコアクション21認証取得研修会の実施するものであり、目的達成のための事業内容といえる（なお、令和2年度の研修の実施回数は4回であった。）。

もともと、監査の過程において、平成30年度から令和2年度までの岡山県下のエコアクションを取得した事業者数の把握方法等を確認したところ「補助実績となる取得事業者数を含めた総取得状況については、エコアクション21地域事務局（岡山県環境保全事業団）が把握しており、会議等で報告を受けるなど、県としても承知しているところである。」との回答を得た。

このように、エコアクション21取得事業者数を把握することで事業の有効性を検証しているとのことであった。

また、本事業の有効性について、その他問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性について、特に問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

4 環境学習の推進事業

(1) 協働による環境学習推進事業

【概要】	担当部署	新エネルギー・温暖化対策室	
事業目的	<p>環境問題は、ごみ処理や景観など身近な問題から地球環境問題に至るまで非常に幅広く複雑多岐にわたっている。こうした問題を解決していくためには、行政や企業の取組だけではなく、一人ひとりの参加と多様な主体の協働により、自然環境の保全や地位におけるより良い環境の創造に向けた取組を着実に進めていくことが何より重要である。このため、県民により身近な NPO など環境団体同士が情報交換をする場を設け、関係団体が連携して行う環境学習について支援する仕組みを構築し、行政と NPO 等との協働による環境学習を推進する。</p>		
事業内容	<p>(1) 岡山県環境学習協働推進広場の運営 各団体間のネットワーク化を図るとともに、環境 NPO 等が常時情報交換できる場として平成20年に設置した広場の運営を継続する。</p> <p>(2) 環境学習出前講座の実施 環境教育活動を展開している広場参加団体が、その保有するノウハウや得意分野のプログラムを持ち寄り、移動環境学習車を活用しながら、広く県民等を対象とした環境学習出前講座を実施する。</p> <p>(3) 環境学習指導者の育成・発掘事業 環境学習出前講座の質の向上と新規指導者の確保のため、指導者のさらなるレベルアップを図る研修を実施するとともに、ベテラン指導者のノウハウの継承及び次世代の指導者の発掘、育成を行う。</p> <p>(4) 「おかやま環境教育ミーティング」の実施 環境教育や環境保全活動等に関心のある県民、NPO、企業、学校教育・行政関係者環境学習施設関係者等が広く参集する「おかやま環境教育ミーティング」を実施する。</p> <p>(5) 環境学習拠点整備 移動環境学習車の法定点検等を行い、出前講座等において移動環境学習者を活用できる体制を整備する。</p>		
法令・条例・要綱等	環境基本条例，エコビジョン2020		
主な財源	産廃税		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	2285万9000円	令和2年度決算 (執行率)	2073万5000円 (90%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

環境基本条例18条は、環境の保全に関する教育及び学習の進行等について、県民が環境の保全について理解を深めるとともに、環境保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするための必要な措置を講ずるものとする旨を規定しており、これを受けて、エコビジョン2020において、協働による環境学習推進事業について、下記のとおり、規定されている。

記

■協働で取り組む体制の充実

●環境学習協働推進広場場の活動推進

環境NPO等の団体や学校、企業、行政等様々な主体で構成する環境学習協働推進広場において、環境学習に係る意見交換等をすすめながら、相互の連携を深め、それぞれの取組を高めるとともに、環境学習出前講座など共同で取り組む活動の推進に努めます。

●環境学習指導者の育成

地域社会において環境学習を担う人材を育成するため、NPO等環境団体、事業者、大学などとの協働による研修事業等を実施するとともに、育成した人材や専門的知識を有する人材等が、地域や学校において広く積極的に活用されるよう、必要な情報提供や体制づくりに努めます。

(「エコビジョン2020」76頁抜粋)

本事業の目的は、NPOなど環境団体同士が情報交換をする場を設け、関係団体が連携して行う環境学習について支援する仕組みを構築し、行政とNPO等との協働による環境学習を推進することであり、上記エコビジョン2020の目的に合致することを確認した。

本事業のうち、ネットワークづくり推進事業、環境学習出前講座事業、環境学習指導者の育成・発掘事業及びおかやま環境教育ミーティング事業は、委託されているところ、その形式は公募方式の随意契約（委託先：岡山県環境保全事業団、委託金額：2255万410円。ただし、おかやま環境教育ミーティング事業は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったため、契約金額は2060万9618円に減額されている。）である。

この点、随意契約とされている理由は、本事業の遂行にあたっては「広場を安定・継続的に運営するための事務局機能と拠点施設、常勤スタッフを有し、かつ様々な環境分野に関する県内NPO等環境団体との連携、各種調整や環境学習事業提案のとりまとめ、環境学習出前講座とその指導者養成等を確実に実施するための実績や専門知識・ノウハウを有する者を契約の相手方とする必要があり、岡山県環境保全事業団は上記の能力を有する県内唯一の団体であるため」とされている。

なお、公募型が採用された理由は、「県が把握していない他の者で本業務を遂行できるものがないとは断定できないため、契約の相手方の有無を確認する目的で、参加意思のあるものからの提案書等の提出を招聘するべく公募する。」とされている。

また、予定価格の設定については、詳細な支出計画書に基づいて積算されている。

なお、本事業の委託業務に係る見積書は1通しか確認できなかったものの、公募の方式による随意契約において、入札者も1者であったという事情によるものであり、「契約内容の特殊性により、相手方が特定されるとき。」（会計要綱）に当たるといえる。

以上のとおり、本事業の財務事務の合规性について問題となる点は認められなかったことから、その評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

本事業の内容は、岡山県環境学習協働推進広場の運営、環境学習出前講座の実施、環境学習指導者の育成・発掘事業、おかやま環境教育ミーティングの実施及び環境学習拠点整備である。

この点、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響でおかやま環境教育ミーティングの開催は中止されたものの、その余の事業は実施されていることを確認した。

ただし、環境学習出前講座における成果については、講師、学校及び生徒からのアンケート等による検証が可能であると思われる。

環境学習講座は、学生等若い世代に対して環境の保全について理解を深めるうえで非常に有意義な事業であることから、その成果を残すことは事業を継続するうえで重要である。

また、本事業の成果を検証するためには、講師、学校及び生徒に対するアンケートが有効であると思われるところ、出前講座において、個別にアンケートが実施されており、その後の運営に生かされているとのことであった。

その他、本事業の有効性について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

事業の効率性について、特段問題となる事項は認められなかったため、その評価をBとした。

(2) 環境学習エコツアー事業

【概要】	担当部署		新エネルギー・温暖化対策室
事業目的	<p>今日の環境問題の多くが日常生活等に起因しており，県民一人ひとりが原因者であると同時にその影響を受けることから，その解決のためには，環境問題の正しい理解と環境保全意識の醸成のための環境教育，環境学習を進めていく必要がある。</p> <p>特に，21世紀の本県の環境保全を担う青年や児童等を対象に工夫を凝らした環境学習の機会の提供が不可欠である。</p> <p>環境保全意識の高揚，普及啓発を図るには，環境問題を身近な問題ととらえ，現実の施設等に接することが必要である。</p> <p>このため，資源循環を推進している先進的企業や廃棄物処理施設等の環境関連施設等を実際に見学し，知識だけでの学習ではなく，現場を体験する環境学習エコツアー（日帰り）を行うことで，特に若い世代の意識高揚，普及啓発を図る。</p>		
事業内容	<p>【環境学習エコツアーの概要】</p> <p>1 対象 小中学校，地域の子供会，町内会等の団体，個人</p> <p>2 募集 県，市町村教育委員会，各種団体等を通じて募集</p> <p>3 事業の種類</p> <p>ア 学校・各種団体エコツアー 関係施設（循環資源利用企業，廃棄物処理施設等）を1か所以上見学体験するか，又は「瀬戸内海の魅力発見コース」若しくは「森林環境学習コース」を選択する日帰りバスツアーの参加を受け付け，バスの手配等コーディネート及びツアーを実施する。</p> <p>イ 一般個人参加エコツアー 標準的な環境学習ツアープラン（年3回程度）を企画し，主に小学校4～6年生のターゲットを広く募集し参加者を受け付け，ツアーを実施する。</p>		
法令・条例・要綱等	環境基本条例，エコビジョン2020		
主な財源	産廃税（1065万5500円），森税（99万1000円）		
エコビジョン2020目標	参加者6万人	2019年度達成状況	参加者5万6565人
令和2年度予算	1164万4000円	令和2年度決算 (執行率)	517万円 (44%)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A B C D】

環境学習に関する環境基本条例及びエコビジョン2020の規定内容は前項において指摘したとおりである。

本事業は、環境学習エコツアー（日帰り）を行うことで、若い世代の環境保全に対する意識高揚、普及啓発を図ることにあり、その目的は環境基本条例及びエコビジョン2020の趣旨に適うものである。

このように、本事業については、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業は、委託によって運営されているところ、その形式は技術提案方式の随意契約である（委託先：株式会社JTB岡山支社、委託金額：516万9677円。なお、当初の委託金額は1158万5640円であったが、変更契約の締結により委託金額は516万9677円となったものである）。

この点、契約方式について特段問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

本事業の内容は、環境学習エコツアーを実施することにあるが、平成29年から令和元年度の一般個人参加エコツアーの参加者は、平成29年度100名、平成30年度64名、令和元年度80名であった（なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で一般個人向けのツアーは実施されなかったとのことである。）。

また、令和元年度の学校・各種団体エコツアーは2639名、令和2年度は806名の参加があった。このように、エコツアーについて一定数の参加が認められる。

エコツアーにあたってはアンケートが実施されているとのことであり、成果の検証もなされているとのことである。これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業において、令和元年度は、一般個人参加エコツアーのチラシが5万2000部作成されているところ、その理由について、県内の小学3年から6年生に一人一枚ずつ配布するために必要であるとのことであった（なお、令和2年度は、個人向けのツアーを実施しておらず、チラシの印刷をしていないとのことであった。）。

この点、一般的なチラシの効果は0.01%から0.3%とされているところ、個人参加エコツアーの令和元年度の参加者は、前記のとおり80名であって、チラシの反応率は概ね0.1%であり、計上された費用が過大であるとの事実は認められない。

その他、事業の効率性の点において問題となる点は認められなかった。これらの点を考慮して、本事業の効率性の評価をBとした。

【環境管理課所管事業】

1 水質保全対策事業

(1) 水質保全行政運営事業

【概要】	担当部署	環境管理課	
事業目的・事業内容	<p>(1) 発生負荷量管理調査 環境基準を確保するため、昭和54年、瀬戸内海の汚濁負荷量を全体的に削減する制度が開始され、工場排水の総量規制を行うとともに、国の方針に沿って県総量削減計画を策定し、目標達成のために各種施策を実施している。現在、第8次総量削減計画における目標量の達成状況を毎年把握し、県としての進行管理に努めるとともに環境省に報告する。</p> <p>(2) 各種講習会参加 水質保全行政に携わる職員の研修実施や各種協議会参加によって、各職員の知識・技術の習得や水環境に係る情報の収集・動向の把握等を図り、水質保全行政を推進する。</p>		
法令・条例・要綱等	水質汚濁防止法4条の3、瀬戸内海環境保全特別措置法12条の3第2項、第8次総量削減計画、エコビジョン2020		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	COD：32，窒素：37，りん：1.9	2019年度達成状況	COD：32，窒素：37，りん：1.9
令和2年度予算	51万3000円	令和2年度決算 (執行率)	本項の(1)から(9)までの決算3369万7000円(予算額は3709万4000円であり、執行率は(90.8%))

(監査結果)

【財務事務の合規性 A B C D】

本事業は、水質汚濁防止法第4条の3及び瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の3第2項の規定により定められた「第8次岡山県水質総量削減計画」に基づき、瀬戸内海の汚濁負荷量を全体的に削減することを目的とするものである。

この点、第8次岡山県水質総量削減計画は下記のとおり、目標を定めている。

記

1 削減の目標

平成31年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は、次のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量について

表1 発生源別の削減目標量 削減目標量 (トン/日)

	削減目標 (トン/日)	参考：平成26年度における量 (トン/日)
生活排水	14	16
産業排水	12	12
その他	6	6
合計	32	34

(2) 窒素含有量について

表2 発生源別の削減目標量 削減目標量 (トン/日)

	削減目標 (トン/日)	参考：平成26年度における量 (トン/日)
生活排水	9	9
産業排水	7	7
その他	21	21
合計	37	37

(3) リン含有量について

表3 発生源別の削減目標量 削減目標量 (トン/日)

	削減目標 (トン/日)	参考：平成26年度における量 (トン/日)
生活排水	0.8	0.9
産業排水	0.6	0.6
その他	0.5	0.5
合計	1.9	2.0

以上 (第8次岡山県水質総量削減計画1頁抜粋)

また、第8次岡山県水質総量削減計画は、教育等について下記のとおり規定している。

記

(5) 教育、啓発等

本計画をより効果的に推進するには、関係市町村、事業者及び県民の理解と協力が必要である。このため、本計画の趣旨及び内容について、県の広報紙、ホームページ等により、正しい理解を求め、協力体制の強化を図る。

事業者に対しては、団体が実施する研修会等を通じ、本計画の趣旨及び内容の周知徹底に努め、総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の削減のための努力と協力を要請す

る。

県民に対しては、家庭でできる浄化対策の実践等に努めるよう啓発等を行うとともに、児童、生徒等に対しては、学校教育の中でも、水質保全に対する正しい知識が得られるよう、水質保全意識の普及、啓発に努める。

(6) 調査研究体制の整備

本計画の目標を達成するため、必要な調査研究の充実に努める。

以上（第8次岡山県水質総量削減計画4頁抜粋）

本事業は、第8次岡山県水質総量削減計画に定められた目標数値の達成状況を把握することを目的としており、第8次岡山県水質総量削減計画の遂行に当たっては不可欠の事業である。

また、上記のとおり、第8次岡山県水質総量削減計画において、教育・啓発及び調査研究体制の整備が目的として掲げられており、各種講習会の参加は、かかる目的の達成に資するものであるといえる。

このように、本事業の法令上の根拠を確認することができた。

また、財務事務の執行についてであるが、令和2年度の本事業に係る財務事務として33万802円が計上されているところ、かかる財務事務について合規性の観点から特段問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において平成31年度に実施された達成状況の結果を確認したところ、上記のとおり実績値はCOD：32、窒素：37、りん：1.9であって、計画値の総量削減に成功している。

その他、事業の執行について特段の問題点は認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

なお、第8次岡山県水質総量削減計画の期間は平成31年度までであり、新たな総量削減計画が策定される必要がある。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(2) 特定施設の届出受理・立入検査指導事業

【概要】	担当部署	環境管理課	
事業目的・事業内容	<p>水質汚濁防止法に基づいて届出がなされた（有害物質）特定施設及び有害物質貯蔵指定施設については、厳正な書類審査を行うとともに立入検査を実施し、届出内容との整合を確認する。特に、有害物質使用特定施設等については、地下水汚染の未然防止のため構造基準の遵守等が義務づけられており、構造基準等の遵守状況を確認する。</p> <p>また、届出内容の確認のため、立入検査により排水の採水・分析を行う。</p> <p>さらに、総量規制基準が適用される事業場については、汚濁負荷量測定手法のチェックや汚水処理施設の維持管理状況等を重点的に監視する。</p>		
法令・条例・要綱等	水質汚濁防止法5条1項，環境負荷低減条例		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	34万9000円	令和2年度決算 (執行率)	※

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

本事業は、（有害物質）特定施設及び有害物質貯蔵指定施設については、厳正な書類審査を行うとともに立入検査を実施し、届出内容との整合を確認することを目的とするものである。

この点、水質汚濁防止法項及び環境負荷低減条例は、工場又は事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、一定の事項を都道府県知事に届け出なければならない旨を定めており（水質汚濁防止法5条1項，2項及び環境負荷低減条例54条），本事業はかかる法律及び条令の内容を執行することを目的とするものである。

このように、本事業の目的は、法令等の趣旨に適合するものである。

次に、財務事務の執行についてであるが、令和2年度の本事業に係る財務事務の執行において、有害物質の分析は、岡山県環境保健センターで実施しており、その費用については需用費として計上しているとのことであった。

監査の過程において、事業の一部を外部委託ではなく、岡山県環境保健センターで実施している理由について確認したところ、環境保健センターは、あくまでも県の依頼を受けて分析・助言を行っており、外部に委託するよりも融通が効くこと、県民局や市

町村に対する指導等を行う必要があることから、県としてもその能力が必要となること、外部委託の場合は、同一業者に継続的に委託できるか不透明な点があり、データを継続的に確保できない恐れがあること、岡山県においてノウハウの蓄積をすべきであること、機密性の高い情報であること等を総合考慮して、岡山県環境保健センターで分析を実施しているとのことであった。

ただし、機材のコストや分析費との兼ね合い等から、外部に委託するか否かについては環境保健センターの意見も聞きながら、県の方で決定しているとのことであった。

このように岡山県環境保健センターで実施することについて合理性が認められる。その他、財務事務の執行について特に問題となる点は認められなかった。

以上の点を考慮して、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において令和2年度の特定施設設置届及び変更届並びに立入検査の件数を確認したところ、下記のとおりであった。

記

・設置届	41件
・変更届	7件
・立入検査数	355件

以上

監査の過程において令和2年度の総量規制適用事業場数を確認したところ、315件であった。

また、本事業に関しては、立入検査に関するマニュアルも策定され、水質汚濁防止法に基づく立入検査のより一層の重点化・効率化が図られていた。

そして、本事業に関しては、立入検査について、過去5年間の平均届出の約半数について立入検査を実施し、そのうち約1割（4件、有害項目については必要に応じて1件）について水質検査を実施されているところ、これは、現状、人員が限られていることから、基本的に「排水基準が適用される事業場」や「有害物質使用特定事業場」へ優先的に立入を行うとともに、提出される各届出には現地確認の必要がない軽微な変更な場合も多いことから、現地確認が必要な届出があった事業場に優先的に立入を行っているためである。

本事業は、法律及び条例に基づいて執行される事業であり、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(3) 排水基準監視事業

【概要】	担当部署	環境管理課	
事業目的	水質汚濁防止法が適用されている事業場のうち、国が定める排水基準（一律排水基準）及び県が定める排水基準（上乘せ排水基準）が適用されている事業場については、各県民局が排水基準の遵守状況を確認するため、各年度に策定する発生源監視計画に基づいて調査を行うこと。		
事業内容	<p>○対象事業場 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設を設置する2,631事業場のうち、上記排水基準が適用される922事業場を採水検査の対象とする。</p> <p>○分析項目（岡山県環境保健センターにて分析） 採水検査により実施する分析項目は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[一般項目]・・・pH, BOD, COD, SS, 大腸菌群数, T-N, T-P ・[特殊項目]・・・油分, フェノール, 銅, 亜鉛, 鉄, マンガン, 全クロム ・[有害項目]・・・重金属類（シアン, カドミウム, 鉛, 砒素, 6価クロム, 水銀, セレン, フッ素, 砒素, アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸性窒素, 硝酸性窒素） VOC（トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, 四塩化炭素, ジクロロメタン, 1・2-ジクロロエタン, 1・1・1-トリクロロエタン, 1・1・2-トリクロロエタン, 1・1-ジクロロエチレン, シス-1・2-ジクロロエチレン, 1・3-ジクロロプロペン, ベンゼン, 1・4-ジメチルベンゼン） 農薬類（チウラム, シマジン, チオベンカルブ） PCB 		
法令・条例・要綱等	水質汚濁防止法3条1項, 排水基準を定める省令別表第1, 第2, 瀬戸内海環境保全特別措置法, 環境負荷低減条例53条, 別表7		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	765万6000円	令和2年度決算 (執行率)	※

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

本事業は、水質汚濁防止法3条1項, 排水基準を定める省令別表第1及び第2, 瀬戸内海環境保全特別措置法並びに環境負荷低減条例53条及び別表7に基づき、国が定める排水基準（一律排水基準）及び県が定める排水基準（上乘せ排水基準）が適用されている事業場については、各県民局が排水基準の遵守状況を確認するため、各年度に策

定する発生源監視計画に基づいて調査を行うことを目的とするものであり、その目的は、法令等の趣旨に適合するものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

また、本事業の執行のうち、分析については、岡山県環境保健センターで実施されているところ、環境保健センターで実施することについて、合理性は認められる。

また、監査の過程において、本事業のように分析費が500万円を超過するような場合における費用対効果の検討について確認したところ、「環境保健センターでの費用は、当該センターにおいて分析に要する試薬等の購入に充てられるもので人件費等は含まれておらず、したがって、当然に外部業者へ委託する場合と比べると安価となる」ため、外部委託業者の見積と比較する必要はないとのことであった。

このように、岡山県環境保健センターで分析を実施していることは、費用対効果の点も検討されているとのことであった。

これらの点を考慮して、財務事務の合规性の評価をBとした。

ただし、委託費用が100万円を超過する等高額となる場合には、常に価格の相当性を客観的に明らかにするため、委託の段階で価格の相当性を検証することが望ましい。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において令和2年度の監視結果を確認したところ、下記のとおりであった。

記

- | | |
|-----------|------|
| ・延べ検査事業場数 | 331件 |
| ・延べ違反事業場数 | 19件 |

以上

本事業は、法律及び条例に基づいて執行される事業であり、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の本事業の効率性について、財務事務の合规性において記載した点を除いて、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(4) 環境負荷低減条例施行事業（特定施設の届出受理・立入検査指導事業）

【概要】	担当部署	環境管理課	
事業目的・事業内容	環境負荷低減条例に基づいて届出がされたものについて書類審査を行うとともに、立入検査を実施して、届出の内容が適正かどうか確認し、必要に応じて分析を行う。		
法令・条例・要綱等	環境負荷低減条例54条, 55条, 56条		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	6万1000円	令和2年度決算 (執行率)	※

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

環境負荷低減条例54条は「工場等に特定施設を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。」と定めており、本事業は同条、同55条及び同56条に基づき、届出がされたものについて書類審査を行うとともに、立入検査を実施して、届出の内容が適正かどうか確認し、必要に応じて分析を行うことを目的とするものである。

このように本事業の目的は、法令に定められた手続きを執行するものであって、法令の趣旨に適合するものである。

また、財務事務の執行についてであるが、令和2年度の本事業に係る財務事務について、特段問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において平成31年及び令和2年度の環境負荷低減条例に基づく届出件数及び立入検査の実施件数を確認したところ、下記のとおりであった。

記

【平成31年度】

・届出件数	1件
・立入件数	5件

【令和2年度】

・届出件数	0件
・立入件数	2件

以上

本事業は、法律及び条例に基づいて執行される事業であり、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(5) 環境負荷低減条例施行事業（排水基準監視事業）

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的・事業内容	環境負荷低減条例に係る特定事業場の排水の分析を行ない，排水基準の遵守状況等を確認する。		
法令・条例・要綱等	環境負荷低減条例53条，別表7		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標		2019年度達成状況	
令和2年度予算	8万3000円	令和2年度決算 (執行率)	※

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

環境負荷低減条例53条1項は，知事は汚水又は廃液を排出する施設を設置する工場等から公共用水域に排出される水の排水基準を定め，これを告示する旨を規定している。本事業は，同条及び同条例別表7に定められている排水基準を満たしているかを確認するため，特定事業場の排水の分析を行ない，排水基準の遵守状況等を確認することを目的とするものである。

このように，本事業は法律に定められた排水基準の告示等を行うために排水の分析を行うものであり，その目的は，法令等の趣旨に適合するものである。

また，令和2年度の本事業に係る財務事務について，特段問題となる点は認められなかった。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において令和2年度の分析結果を確認したところ，下記のとおりであった。

記

- ・ 検査事業場数 1件
- ・ 違反事業場数 0件

以上

水質分析の実施が2割，有害項目の分析が1件とされているが，これは，現状，人員が限られていることから，排水基準適用事業場については最低でも5年に1度以上水質検査を行うこととされているためであり，環境への影響度（排出量や過去の違反の有無等）を考慮して決められている。

また，立入検査が全体の1割とされており，必要に応じて水質分析を行うこととさ

れているのは、排水基準「非適用」事業場については排水基準「適用」事業場と比較して立入検査の優先順位が低いことからであり、排水基準が適用されていないことから水質分析は必要に応じて行うこととされている。

本事業は、法律及び条例に基づいて執行される事業であり、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(6) 水質汚濁事象調査事業

【概要】	担当部署	環境管理課																											
事業目的	公共用水域における魚のへい死や油の流出等の水質汚濁事故に対し、水質検査等により汚濁の範囲や程度、また原因を調査するなど迅速かつ適切な対応を行い、被害拡大を防止するとともに住民の安全・安心を確保する。																												
事業内容	<p>(1) 実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試料採取：県民局・地域事務所，環境管理課 ・ 分析期間：環境保健センター <p>(2) 検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般項目：pH，D0（酸欠），COD（白濁等） ・ 有害項目：シアン，六価クロム，砒素，農薬類等 ・ 油分 <p>(3) 対応実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th style="width: 15%;">H28</th> <th style="width: 15%;">H29</th> <th style="width: 15%;">H30</th> <th style="width: 15%;">平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>魚のへい死</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">12</td> </tr> <tr> <td>油の流出</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">26</td> <td style="text-align: center;">26</td> <td style="text-align: center;">24</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">14</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">58</td> <td style="text-align: center;">49</td> <td style="text-align: center;">44</td> <td style="text-align: center;">50</td> </tr> </tbody> </table>				年度	H28	H29	H30	平均	魚のへい死	14	12	9	12	油の流出	21	26	26	24	その他	23	11	9	14	合計	58	49	44	50
年度	H28	H29	H30	平均																									
魚のへい死	14	12	9	12																									
油の流出	21	26	26	24																									
その他	23	11	9	14																									
合計	58	49	44	50																									
法令・条例・要綱等	水質汚濁防止法14条の2，環境負荷低減条例62条																												
主な財源	一般財源																												
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況		－																									
令和2年度予算	76万2000円	令和2年度決算 (執行率)		※																									

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

水質汚濁防止法14条の2及び環境負荷低減条例62条は、排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定工場から公共用水域に排出される等の水質汚濁事故が生じた場合、知事は、直ちに、引き続き有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講じ、かつ、速やかに復旧しなければならない旨を定めている。

本事業は、上記法令に基づく措置を講ずるか否かに関する調査として、公共用水域における魚のへい死や油の流出等の水質汚濁事故に対し、水質検査等により汚濁の範囲

や程度、また原因を調査するなど迅速かつ適切な対応を行い、被害拡大を防止するとともに住民の安全・安心を確保することを目的とするものである。

このように、本事業は、法令に定められた措置を講じるために執行するものであり、法令等の趣旨に適合するものである。

また、令和2年度の本事業に係る財務事務について、特段問題となる点は認められなかった。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、平成30年ないし令和2年度の分析結果を確認したところ、下記のとおりであった。

記

・平成30年度	44件
・平成31年度	51件
・令和2年度	50件

以上

本事業は、法律及び条例に基づいて執行される事業であり、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(7) 水質監視事業（公共用水域水質監視事業）

【概要】	担当部署	環境管理課	
事業目的・事業内容	<p>水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）第15条で、環境基準の達成状況を確認するため、知事に公共用水域の水質の状況を常時監視することが義務付けられている。</p> <p>岡山県では、他の都道府県と同様、水質汚濁防止法が施行された年（昭和46年）から水質測定業務を実施しており、蓄積されたデータは、水質汚濁機構の解析をはじめ、地域開発、水利用、環境アセスメント等広範囲に利用されている。</p> <p>測定に当たっては、県、国土交通省、岡山市及び倉敷市が連携して実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山県 国交省、岡山市及び倉敷市の担当水域を除く河川及び地先海域 ・国交省 高梁川、旭川、吉井川（苫田ダムを含む）の同省直轄管理区域 ・岡山市 同市内に存在する河川（国土交通省区域を除く。）、湖沼（児島湖）、同市の地先海域 ・倉敷市 同市内に存在する河川（国土交通省区域を除く。）、同市の地先海域 <p>○測定地点</p> <p>県下の公共用水域の総合的な水質の状況を把握するため、汚水の流入状況、地域特性等を考慮し、水域の代表的な地点を最小限に設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境基準点 環境基準の類型指定水域の常時監視の基本となる測定地点 ・補助測定点 類型指定水域において環境基準点を補足する測定地点 ・その他地点 環境基準の類型指定がされていない水域の測定地点 [R2 年度] 前年度から測定地点を変更せず、計160地点で測定を実施する予定。そのうち、岡山県所管の測定地点は計86地点である。 		
法令・条例・要綱等	水質汚濁防止法15条1項、16条、水質汚濁防止法施行規則9条の5、令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定計画		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	2587万7000円	令和2年度決算 (執行率)	※

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

水質汚濁防止法15条1項は、「都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（放射性物質によるものを除く。第十七条第一項において同じ。）の状況を常時監視しなければならない。」と規定し、同法16条1項は「都道府県知事は、毎年、国の地方行政機関の長と協議して、当該都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の測定に関する計画（以下「測定計画」という。）を作成するものとする。」と規定している。

上記の規定を踏まえ、岡山県では「令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」が策定されているところ、同計画には公共用水域の測定に関し「目的」、「対象水域」及び「測定機関」等下記のとおり規定している。

記

1 目的

令和2年度における岡山県内の公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視するため、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき水質測定計画を定める。

2 対象水域

河川41水域、湖沼1水域、海域10水域の合計52水域を対象とする。

河川	高梁川水域	高梁川上流，高梁川中流(1)，高梁川中流(2)，高梁川下流，西川，小坂部川，有漢川，成羽川，小田川上流，小田川下流，美山川(星田川を含む。)，佐伏川*
	旭川水域	旭川上流，旭川中流，旭川下流，新庄川，百間川，砂川，目木川*，備中川*，誕生寺川*，宇甘川*
	吉井川水域	吉井川上流，吉井川中・下流，加茂川，梶並川，滝川，吉野川，金剛川，香々美川*，皿川*，宮川*
	笹ヶ瀬川水域	笹ヶ瀬川，足守川上流，足守川下流，相生川*
	倉敷川水域	倉敷川(流入支川を含む。)
		高屋川，里見川，伊里川(大谷川を含む。)，小田川(児島)*
湖沼	児島湖	
海域	水島水域	玉島港区，水島港区，水島地先海域(甲)，水島地先海域(乙)
	児島湾水域	児島湾(甲)，児島湾(乙)，児島湾(丙)
		備讃瀬戸，牛窓地先海域，播磨灘北西部

※ *印は生活環境項目に係る環境基準の類型指定をしていない水域を示す。(河川10水域)

3 測定機関

岡山県，国土交通省，岡山市及び倉敷市

以上

(「令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」1頁及び2頁抜粋)

本事業は，令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定計画に基づいて，公共用水域の水質の状況を常時監視することを目的とするものであり，その目的は，法令等の趣旨に適合するものである。

次に，財務事務の執行についてであるが，本事業の執行（公共用水域の水質測定）は委託契約の方式でなされているところ，監査の過程において，委託契約の方式を確認した。

本事業の委託契約については，一般競争入札の方式が採用されており，入札は3社であったこと，入札手続きについて特に問題となる点は認められなかったことをそれぞれ確認した。

これらの点を踏まえ，本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し，有効性の観点から特段の問題点は認められなかった。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し，効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(8) 水質監視事業（地下水水質監視事業）

【概要】	担当部署	環境管理課	
事業目的・事業内容	<p>地下水の水質の汚濁状況を把握するため、水質汚濁防止法第15条により、平成元年から知事に常時監視が義務付けられている。</p> <p>常時監視に当たっては、水濁法第16条に基づき作成した測定計画に沿って、岡山市及び倉敷市と連携して実施している。</p> <p>地下水の水質調査は、全体的な地下水質の状況を把握するための概況調査及び発見された汚染の継続監視のための継続監視調査を実施している。</p> <p>○概況調査（岡山県実施分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定地点 <p>令和元年度に引き続き、市町村単位で年調査地点を19地点選定する。</p> <p>(市) 年1地点 津山市，玉野市，笠岡市，井原市，総社市，高梁市，新見市，備前市，瀬戸内市，赤磐市，真庭市，美作市，浅口市（13市）</p> <p>(町村) 2年で1地点 和気町，早島町，里庄町，矢掛町，新庄町，鏡野町，勝央町，奈義町，西栗倉村，久米南町，美咲町，吉備中央町，（12町村）</p> <p>従って、市13地点／年＋町村6地点／年＝19地点／年</p> ・測定項目 地下水環境基準項目（28項目） 要監視項目（24項目） <p>○継続監視調査（岡山県実施分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査地点 2地点（高梁市成羽町地内，井原市高屋町地内） ・調査項目 VOC 年2回（季節変動を加味） ・実施体制 概況調査に併せて実施（分析は業者委託） 		
法令・条例・要綱等	水質汚濁防止法15条1項，16条，水質汚濁防止法施行規則9条の5，令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定計画		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	176万4000円	令和2年度決算 (執行率)	※

(監査結果)

【財務事務の合規性 A **B** C D】

前記のとおり、水質汚濁防止法15条1項，同法16条1項を踏まえ、「令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」が策定されているところ、同計画には地下水

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

の測定に関し「目的」，「調査種別」，「測定機関」及び「等を下記のとおり規定している。

記

1 目的

令和2年度における岡山県内の地下水の水質の汚濁の状況を常時監視するため、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき水質測定計画を定める。

2 調査種別

(1) 概況調査

地域の全体的な地下水質の概況を把握するため、調査を実施する。

(2) 継続監視調査

概況調査等により汚染が確認された地域における地下水の状況を把握するため、継続的に調査を実施する。

3 測定機関

岡山県，岡山市及び倉敷市

4 測定地点，測定項目及び頻度等

概況調査31地点，継続監視調査4地点において，別表5のとおり実施する。
なお，測定地点の位置図は別図9のとおりである。

(1) 測定地点の概要

区分	岡山県	岡山市	倉敷市	合計
概況調査	19	6	6	31
継続監視調査	2	1	1	4
合計	21	7	7	35

※概況調査はローリング方式により実施する。

※継続監視調査の内訳

岡山県：揮発性有機化合物（2地点）

岡山市：ふっ素（1地点）

倉敷市：揮発性有機化合物（1地点）

(2) 測定項目及び測定頻度

ア 概況調査

環境基準の全項目を年1回測定する。

要監視項目は，2地点で年1回測定する。

イ 継続監視調査

環境基準の超過項目等を，年1～2回測定する。

以上

(「令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」23頁抜粋)

本事業は，水質汚濁防止法15条1項及び16条，水質汚濁防止法施行規則9条の5並びに令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定計画に基づき，地下水の水質の状況を常時監視することを目的とするものであり，その目的は，法令等の趣旨に適合するものである。

また，財務事務の執行についてであるが，本事業の執行（ダイオキシン類環境調査（地下水））は委託契約の方式でなされているところ，かかる委託は前項の公共用水域水質監視事業とともに委託されており，その手続きは前項において記載したとおりである。

そのため，本事業の財務事務の法規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し，有効性の観点から特段の問題点は認められなかった。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し，効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(9) 水質監視事業（公共用水域水質測定計画作成事業）

【概要】	担当部署	環境管理課	
事業目的	水質汚濁防止法第 15 条の規定により，知事は公共用水域及び地下水の水質の状況を常時監視することとされ，さらに同法第 16 条の規定により，毎年関係機関と協議して測定計画を作成することとされている。ついては，岡山県は，国土交通省，岡山市及び倉敷市と協議し，県環境審議会に諮った後，測定計画を作成する。		
事業内容	○測定地点について [公共用水域] 平成 15 年度：苫田ダムの工事に伴い，測定地点変更（昭和橋→葛下橋），1 地点追加（杉橋） 平成 17 年度：1 地点追加（苫田ダム） 平成 19 年度：ダム湖の湖沼類型あてはめの調査のため，千屋ダム及び新成羽川ダム上流の流入河川の 2 地点追加 平成 20 年度：ダム湖の湖沼類型あてはめの調査のため，旭川ダム上流の流入河川 1 地点追加 平成 21 年度：ダム湖の湖沼類型あてはめの調査のため，河本ダム，小阪部川ダム及び苫田ダム上流の流入河川 3 地点追加 平成 22～24 年度：いずれも前年度から変更なし（合計 159 地点で測定） 平成 25 年度：佐伯橋撤去に伴い，測定地点変更（佐伯橋→佐伯大橋），1 地点追加（備前大橋） 平成 26～28 年度：平成 25 年度と同様の地点（計 160 地点）で測定を実施 平成 29 年度：落合橋及び嵯峨堰の工事並びに日上大橋採水地点見直しに伴い，測定地点変更（落合橋→落合大橋，嵯峨堰（右岸）→嵯峨堰（上流左岸側），日上大橋→新日上大橋）（計 160 地点）で測定を実施 平成 30 年度：平成 29 年度と同様の地点（計 160 地点）で測定を実施 平成 31 年度：平成 30 年度と同様の地点（計 160 地点）で測定を実施 令和 2 年度：令和元年度と同様の地点（計 160 地点）で測定を実施		
法令・条例・要綱等	水質汚濁防止法 15 条 1 項， 16 条，水質汚濁防止法施行規則 9 条の 5		
主な財源	一般財源		
エコビジョン 2020 目標	なし	2019 年度達成状況	—
令和 2 年度予算	2 万 9000 円	令和 2 年度決算 (執行率)	※

(監査結果)

【財務事務の合規性 A B C D】

前記のとおり、水質汚濁防止法15条1項及び16条並びに水質汚濁防止法施行規則9条の5に基づき、毎年関係機関と協議して測定計画を作成することとされており、本事業は、かかる法令の規定を踏まえ公共用水域水質測定計画を作成することを目的とするものであり、その目的は、法令等の趣旨に適合するものである。

また、令和2年度の本事業に係る財務事務について、特段問題となる点は認められなかったため、本事業の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、有効性の観点から特段の問題点は認められなかった。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(10) 広域総合水質調査事業

【概要】	担当部署	環境管理課				
事業目的	瀬戸内海の水質及び底質の汚濁の実態を統一的な手法で調査することにより、総合的な水質汚濁防止対策の効果を把握し、水質汚濁機構の検討に必要な基礎資料を得ることを目的として、環境省からの委託を受けて瀬戸内海沿岸府県が連携して水質調査を実施する。 <環境省委託事業>					
事業内容	○調査地点、調査時期 8地点(別図)×年4回(春, 夏, 秋, 冬)					
	○調査項目					
		区分	項目			
	水質調査	一般項目	水温, 塩分, 色相, 透明度, pH, DO, COD, ろ過海水 COD (表層水のみ)			
		栄養塩類	全窒素, 全りん, アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素, 硝酸性窒素, りん酸態りん			
		葉緑素	クロロフィル a			
	その他	イオン状シリカ				
	プランクトン調査	沈殿量, 細胞数 (表層水のみ)				
	(検体数)					
	一般項目	ろ過 COD	栄養塩類	葉緑素	その他	プランクトン
	64	32	64	64	64	12(採取)
	※プランクトンについては検体の採取のみを行い、他の項目は採水、分析を行う。					
法令・条例・要綱等	瀬戸内海環境保全特別措置法3条, 19条の4, 瀬戸内海環境保全基本計画					
主な財源	国庫支出金					
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—			
令和2年度予算	284万2000円	令和2年度決算 (執行率)	283万8000円 (99%)			

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

瀬戸内海環境保全特別措置法19条の4は「環境大臣は、瀬戸内海における水質の状況その他の環境の状況について定期的に調査をし、その結果をこの法律の適正な運用に活用するものとする。」と規定するとともに、瀬戸内海環境保全基本計画は、瀬戸内海の環境保全という目的の達成のための施策の一つとして、下記のとおり規定している。

記

1.2 水質等の監視測定

水質総量規制制度の実施及びダイオキシン類対策法の施行等に伴い、水質の監視測定施設、設備の整備及び監視測定体制の拡充に努めるとともに、引き続き水質等の保全のための監視測定技術の向上等について検討を進めるものとする。

以上（環境省HP抜粋）

本事業は、上記の瀬戸内海環境保全特別措置法及び瀬戸内海環境保全基本計画に基づき、環境省から委託を受けて、瀬戸内海の水質及び底質の汚濁の実態を統一的な手法で調査することにより、総合的な水質汚濁防止対策の効果を把握し、水質汚濁機構の検討に必要な基礎資料を得ることを目的とするものであり、その目的は、法令等の趣旨に適合するものである。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業の執行（瀬戸内海水域の水質測定）は委託契約の方式でなされているところ、監査の過程において、委託契約の方式を確認した。

本事業の委託契約については、一般競争入札の方式が採用されており、入札は1社であったものの、落札金額は予定価格の約75%にとどまっていた。

その他、入札手続きについて特に問題となる点は認められなかったことをそれぞれ確認した。

これらの点を踏まえ、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、令和2年度の瀬戸内海の水質調査の結果に関する資料を確認したところ、事業の執行において問題となる点は認められなかったため、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、本事業の効率性の評価をBとした。

(11) 生活雑排水対策推進事業

【概要】	担当部署	環境管理課	
事業目的	<p>生活雑排水は、河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質汚濁の大きな要因となっており、水質汚濁防止法で、調理くず、廃食用油等の適正な処理及び洗剤の適正使用等が国民の責務として定められている。</p> <p>このため、県下生活排水対策重点地域を中心に、生活排水対策啓発パンフレットの配布等により、水環境保全対策の重要性についての意識の醸成を図り、各家庭での実践活動につなげていくことで、公共用水域の水質汚濁を防止し、県民の生活環境の保全を図る。</p>		
事業内容	<p>水質汚濁防止法に基づき、水質環境基準が確保されていないなど、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認められる地域を、生活排水対策重点地域に指定し、啓発用のパンフレットとともに生活排水対策資材を配布し、自治体における啓発活動の支援や県民の生活排水の推進を図る。</p>		
法令・条例・要綱等	水質汚濁防止法14条の5第2項、14条の8		
主な財源	環境保全基金繰入金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	127万3000円	令和2年度決算 (執行率)	69万8000円 (54%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

水質汚濁防止法14条の5第、14条の8は、下記のとおり規定している。

記

(国及び地方公共団体の責務)

- 第14条の5** 市町村（特別区を含む。以下この章において同じ。）は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策（以下「生活排水対策」という。）として、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を低減するために必要な施設（以下「生活排水処理施設」という。）の整備、生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成その他の生活排水対策に係る施策の実施に努めなければならない。
- 2 都道府県は、生活排水対策に係る広域にわたる施策の実施及び市町村が行う生活排水対策に係る施策の総合調整に努めなければならない。
- 3 国は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁に関する知識の普及を図る

とともに、地方公共団体が行う生活排水対策に係る施策を推進するために必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならない。

(生活排水対策重点地域の指定等)

第14条の8 都道府県知事は、次に掲げる公共用水域において生活排水の排出による当該公共用水域の水質の汚濁を防止するために生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質の汚濁に関係がある当該都道府県の区域内に生活排水対策重点地域を指定しなければならない。

- 1 水質環境基準が現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれが著しい公共用水域
- 2 前号に掲げるもののほか、自然的及び社会的条件に照らし、水質の保全を図ることが特に重要な公共用水域であつて水質の汚濁が進行し、又は進行することとなるおそれが著しいもの

以上

本事業は、上記法律の規定に基づいて、水質環境基準が確保されていないなど、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認められる地域を、生活排水対策重点地域に指定するなどして県下生活排水対策重点地域を中心に、生活排水対策啓発パンフレットの配布等により、水環境保全対策の重要性についての意識の醸成を図り、各家庭での実践活動につなげていくことで、公共用水域の水質汚濁を防止し、県民の生活環境の保全を図ることを目的とするものであり、その目的は、法令等の趣旨に適合するものである。

次に、財務事務の執行についてであるが、令和2年度の本事業の執行として、啓発用パンフレット及び普及啓発資材購入費として69万8000が支出されているところ、かかる支出は需用費として支出されており、その手続きにおいて特段問題となる点は認められなかった。

そのため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B D】

本事業の内容は、上記のとおり、生活排水対策重点地域を中心に、水環境保全対策の重要性についての意識の醸成を図るため生活排水対策啓発パンフレットの配布等を図ることにある。

監査の過程において、事業目的の達成度の指標について確認したところ、県や市町村のイベントなどで普及啓発資材を不特定多数の県民へ配布しているもので、その効果を把握することは困難であり、数値目標の設定等特に目標設定は行われていないとのことであった。

この点、地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない（地方自治法2条14号）。

本件の事業執行として約70万円が支出されているのであるにも拘らず、その事業成果の指標がなく、事業が有効に機能しているかを判定することができない。

このように、本事業の有効性について改善の余地があると判断したことから、その評価をCとした。

【意見3-1】本事業の成果を把握するための指標の設定や方策を検討すべきである。

本事業の成果を定量的に明らかにすることは容易ではなく、個別の事業の成果を検証することはできないとの反論があることも理解できる。

しかしながら、事業の成果を判定できなければ、当該事業における支出の合理性や効率性を検証することはできず、PDCAサイクルも機能しない。

本事業のように県民に対する啓発を目的とする事業の成果判定については、事業にアンケートを実施することが成果を把握する一つの手法と考えられる（個別の事業について逐一アンケートをすることは困難であると思われるものの、環境企画課において実施している県民の意見を集約するためにアンケートを実施しており、かかるアンケートにおいて、担当課からアンケート項目を追加するよう依頼するなどの対応も考えられる。）。

このような成果指標を設定するための方策を検討すべきであると考えている。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の成果が明らかにされていないことから、本事業の執行に関する費用がその費用に見合ったものであるかを判定することができない。

以上の点から、本事業の効率性についても、その評価をCとした。

(12) 許可立入検査事業

【概要】	担当部署	環境管理課	
事業目的	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可又は変更許可等を行うとともに、瀬戸内海に係る府県等の自治体で構成する瀬戸内海環境保全知事・市長会議や、各種団体も会員となっている公益法人（社団法人瀬戸内海環境保全協会）に加盟し、瀬戸内海の環境保全に関する意識の高揚、調査研究、国への提言・要望等を行うこと。		
事業内容	<p>(1) 瀬戸内海環境保全知事・市長会議</p> <p>① 設立趣旨 瀬戸内海環境保全憲章の趣旨に則り、広域的な相互協力によって、瀬戸内海の環境保全を図り、もって人間性豊かな生活ゾーンを実現する。</p> <p>② 構成団体 39 府県市</p> <p>(2) 公益社団法人瀬戸内海環境保全協会</p> <p>① 設立趣旨 瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚並びに調査研究、閉鎖性海域の環境保全に関する国際的な活動その他の事業を行うことにより、比類なき景勝地であり、水産資源の宝庫でもある国民共通の財産たる瀬戸内海の環境保全に資する。</p> <p>② 構成団体 55 団体</p>		
法令・条例・要綱等	瀬戸内海環境保全特別措置法5条，6条，7条，8条，9条，10条，瀬戸内海環境保全憲章		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	175万7000円	令和2年度決算 (執行率)	次項に記載

(監査結果)

【財務事務の合規性 A B C D】

本事業は、瀬戸内海環境保全特別措置法5条は、関係府県の区域において工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、府県知事の許可を受けなければならない旨を規定するとともに、同法9条は、第5条第1項の許可を受けた者は、その許可に係る事項に変更があつたとき、又はその許可に係る特定施設の使用を廃止したときは、その旨を府県知事に届け出なければならない旨を定めている。

上記規定から明らかなように、本事業は、岡山県のみならず、関係府県と足並みをそろえて対応することが必要となる事業である。

そのため、瀬戸内海に関係する府県等の自治体で構成する瀬戸内海環境保全知事・市長会議や、各種団体も会員となっている社団法人瀬戸内海環境保全協会に加盟して、瀬戸内海の環境保全に関する意識の高揚、調査研究、国への提言・要望等を行うことは、本事業を執行するうえで不可欠であるといえる。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業において、瀬戸内海環境保全知事・市長会議負担金及び公益社団法人瀬戸内海環境保全協会負担金の支出が本事業の執行の大部分を占めるところ、監査の過程において、かかる支出の手続きに関する資料を確認したが、特に問題となる点は認められなかった。

その他、令和2年度の本事業に係る財務事務について、特段問題となる点は認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において令和2年度の瀬戸内海環境保全措置法に基づく許可または変更許可の件数及び内容を確認したところ、下記のとおりであった。

記

- | | |
|-----------|-----|
| ・設置許可 | 9件 |
| ・構造等の変更許可 | 11件 |

以上

本事業は、法律及び条例に基づいて執行される事業であり、その有効性に特段の問題は認められなかった。

また、監査の過程において、瀬戸内海環境保全知事・市長会議及び公益社団法人瀬戸内海環境保全協会の配布資料等の資料を確認したところ、事業の執行について、問題となる点は認められなかった。そのため、本事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(13) 自然海浜保全対策事業

【概要】	担当部署	環境管理課	
事業目的	<p>自然海浜保全地区は、自然状態が維持され、将来にわたって公衆に利用されることが指定の要件になっている。自然海浜保全地区条例第11条に基づき保全地区を周知するとともに、条例第12条に基づき指定地区を利用可能な美しい状態に保つため、普及啓発及び地区活動の実施・拡大を図る。</p> <p>[自然海浜保全地区]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備前県民局：西脇，宝伝，前泊海岸，銚島（4地区） ・備中県民局：沙美東，唐琴の浦，北木島楠，北木島西の浦（4地区） 		
事業内容	<p>環境管理課，県民局及び地元市等と連携して次の事業を実施する。</p> <p>(1) 解説看板の設置 昭和56年の地区指定以後，普及啓発のため，随時解説看板の設置更新等を行っており，令和2年度は銚島に1基を設置する。</p> <p>[解説看板設置状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備前県民局：西脇（1基），宝伝（2基），前泊海岸（1基），銚島（1基） <p>(2) 清掃活動 指定地区では，地元町内会や子ども会等のボランティア団体を主体にして海開き前に清掃活動等が行われており，各団体に対して，ごみ持ち帰り運動推進のためのごみ袋の配布を行う。（1地区 1,000枚）</p>		
法令・条例・要綱等	自然海浜保全地区条例11条，12条		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	57万1000円	令和2年度決算 (執行率)	前項の事業と併せて 219万2000円 (94%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

本事業は，自然海浜保全地区条例11条及び12条は，下記のとおり規定している。

記

(周知のための措置)

第11条 県は、自然海浜保全地区の指定があつたときは、その地区内に自然海浜保全地区であることを表示した標識を設置する等周知のために必要な措置を講ずるものとする。

(清潔の保持)

第12条 県及び関係市町村は、自然海浜保全地区内の海水浴場、遊歩道その他の公共の場所について、当該公共の場所の管理者と協力して、その清潔を保持するよう努めるものとする。

2 何人も、自然海浜保全地区内において、みだりにごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置してはならない。

以上

本事業は、自然海浜保全地区を周知するとともに、指定地区を利用可能な美しい状態に保つため、普及啓発及び地区活動の実施・拡大を図ることを目的とするものであり、その目的は、上記条例の趣旨に適合するものである。

また、財務事務の執行についてであるが、令和2年度の本事業に係る財務事務の執行に関する費用の大部分は、需用費及び備品購入費として支出されているところ、かかる支出に関して、特段問題となる点は認められなかった。

そのため、本事業の財務事務の合规性の評価はBとした。

【事業の有効性 A B **C** D】

監査の過程において令和2年度の解説看板の設置実績を確認したところ、1基板面追加（西脇自然海浜保全地区）とのことであった。

監査の過程において、解説看板の設置による啓発の効果の測定方法について確認したところ、「自然海浜保全地区に指定され、美しい状態を保つことを周知するために看板を設置しており、経年劣化で損傷が激しい看板を予算の範囲で順次更新している。看板を設置することで当該場所が自然海浜保全地区であることを知ってもらうことに意義があり、普及啓発イベントのように閲覧人数や訪問者数を集計して看板での啓発効果を検証することは費用対効果の面からも困難である」ため、効果の測定は行っていないとのことであった。

しかしながら、看板を設置する意義は、当該場所が自然海浜保全地区であることを知ってもらうことにある以上、看板によって自然海浜保全地区であることを知ってもらえたか否かが事業の成果指標となることは明らかであって、そのような成果があったかを検証する必要がある。

この点、看板の設置費用は約20万円であるが、看板の設置の効果や設置場所の相

当性等を適切に判定することができなければ、啓発の方法として看板を設置することの是非を検証することはできない。

このように現状では、本事業の有効性を検証することができないことから、事業の有効性の評価をCとした。

なお、監査の過程において、清掃活動の報告書を確認したところ、この点については特に問題点は認められなかった。

【意見3-2】解説看板の設置による啓発の効果を把握するための方策を検討すべきである。

本事業は、自然海浜保全地区である旨を表示した標識を設置する等周知のために必要な措置を行うことにあり、単に看板を設置することが目的ではない。

そのため、看板設置によって、どれだけの県民に自然海浜保全地区であることを認知してもらえたかを把握することは、PDCA サイクルを実施するうえで不可欠であると考ええる。

この点、看板設置の効果を定量的に測定することは容易ではないものの、前記のように県民から意見を聴取するアンケートにおいて、アンケート項目に追加する、自然海浜保全地区の利用者にアンケートをとる、その他県のホームページを通じて、県民の認識を確認すること等の方法で解説看板の啓発効果を検証することは可能であると思われる。

したがって、解説看板の設置による啓発効果の検証について検討すべきと考える。

【事業の効率性 A B D】

前項に記載のとおり、解説看板の設置による啓発の効果が明らかでないことから、看板設置の費用とその効果が均衡しているか判定することができない。

そのため、本事業の効率性の評価をCとした（この点の改善方法については意見3-2のとおりである。）。

(14) 自然海浜保全推進事業

【概要】	担当部署		環境管理課
事業目的	<p>砂浜，岩礁等の自然の海浜環境は，県民の健康的で文化的な生活にとって極めて貴重であり，後代に継承すべきものであることにかんがみ，自然海浜保全地区条例に基づいて，県は8地区を自然海浜保全地区に指定し，その保全及びその適正な利用が図られるように努めている。</p> <p>エコビジョン2020では，自然海浜を人と海が直接ふれあうことができる身近な場として環境学習の場に海浜等を活用することとしており，また，2月に閣議決定された国の瀬戸内海環境保全基本計画でも瀬戸内海の環境保全や自然に対する感性を育むため，地域の自然を活用することとされていることから，海とのふれあいを確保し，その利用や理解を促進するため，この事業を行うこと。</p>		
事業内容	<p>親子等を対象に，自然海浜保全地区内で海ごみの回収と磯生物の採集を行い，海ごみの現状や，自然海浜の多様な生物及びその場所の水質の状況について調査する体験学習を実施する。</p>		
法令・条例・要綱等	<p>自然海浜保全地区条例，瀬戸内海環境保全基本計画，エコビジョン2020</p>		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	<p>里海の整備箇所数：4 環境学習の場としての活用自然海岸数：5</p>	2020年度達成状況	学習会：2回
令和2年度予算	74万1000円	令和2年度決算 (執行率)	66万5000円 (89%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

エコビジョン2020は下記のとおり，規定している。

記

■瀬戸内海の保全と再生

●沿岸域の環境の保全，再生及び創出

良好な海域環境や漁業資源の維持を図る上で重要な藻場・干潟の保全及び再生に取り組むとともに，隣接県とも連携し，海域環境の特性等に応じた里海づくりを進めます。また，カキ殻を利用した底質改善技術や効果的な栄養塩供給技術を早急に確立し，漁場環境の改善による資源回復を図り，漁業資源の持続的な利用を推進します。さらに，底質環境の悪化原因ともなっている海ごみをなくすため，県，市町村，漁協，NPOが連携して発生抑制・回収・処理対策を推進します。

岡山県自然海浜保全地区条例に基づき，指定区域内における建築行為等の規制を行

います。あわせて、人と海が直接ふれあうことができる身近な海水浴場及び自然海岸を保全するため、水質調査や 清掃活動等を実施するとともに、自然海岸等を活用した環境学習の実施に努めます。

以上

(「エコビジョン2020」66頁抜粋)

本事業は、砂浜、岩礁等の自然の海浜環境は、県民の健康的で文化的な生活にとって極めて貴重であり、後代に継承すべきものであることにかんがみ、8地区を自然海浜保全地区に指定し、その保全及びその適正な利用が図るとともに、海とのふれあいを確保し、その利用や理解を促進することを目的として執行されるものであり、その目的は、法令等の趣旨に適合するものである。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業のうち環境学習事業については、委託契約に基づいて外部の業者によって執行されている。

監査の過程において、委託契約の内容を確認したところ、委託費は66万4400円、委託先は岡山県環境保全事業団であること等を確認した。

また、委託契約の締結にあたって、委託先以外からも見積書が取得されていた。

このように本事業に係る財務事務の執行について、特段問題となる点は認められなかった。

以上の点を考慮して、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において令和2年度の学習会の開催実績を確認したところ、2回(7/18西脇海岸、8/14渋川海岸)とのことであった。

なお、成果の算定は、環境管理課を含む県主催の環境学習を集計して算定しているとのことであった。

本事業は、法律及び条例に基づいて執行される事業であり、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、本事業の効率性の評価をBとした。

2 児島湖流域環境保全対策事業

(1) 啓発活動事業

【概要】	担当部署	環境管理課	
事業目的	<p>児島湖流域の環境保全を推進していくことを目的として、「児島湖流域環境保全推進期間」を設け、県、国、流域市町及び民間団体等が一体となり、流域住民の理解と協力のもとに県民運動として各種行事を実施すること。</p>		
事業内容	<p>(1) 児島湖流域環境保全推進ポスターコンクール 流域小中学校児童生徒から児島湖環境保全推進のポスターを募集し、ポスター制作過程を通じて児島湖環境保全推進意識の高揚と実践活動への取り組みの契機とする。</p> <p>(2) ポスター・パネル展 ポスターコンクール入賞・入選作品 100 点及び環境啓発パネルを展示する。また、児島湖に生息する魚類の水槽展示及びお絵かきコーナーの設置を行い、県民の児島湖に対する意識と関心を深め、環境保全を広く呼びかける。</p> <p>(3) 児島湖流域清掃大作戦 児島湖及び流入河川等において、県・国・市町等が一斉清掃を実施することにより、地域住民を始めとした県民の意識の高揚を図る。 また、知名度のある団体と連携して若い世代を中心にこれまで清掃活動に参加したことがない人の参加意欲の向上を図るとともに、楽しんで清掃活動に参加してもらうための啓発や取組を実施することで、児島湖への愛着、関心を深める契機とする。</p> <p>(4) 普及啓発 児島湖クリーンアップキャンペーン（ラジオスポット放送）を実施する。 テレビ、パンフレット、インターネットのホームページ等により児島湖の環境保全について啓発を行う。 また、児島湖水質調査への参加学校やエコツアーにおける環境学習、環境関係各課や県民局が開催するイベント等でパンフレットを活用し、より児島湖の普及啓発の効果を高める取組を行う。</p>		
法令・条例・要綱等	湖沼水質保全特別措置法，湖沼水質保全基本方針，児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画，エコビジョン2020		
主な財源	環境保全基金繰入金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	671万6000円	令和2年度決算 (執行率)	531万1000円 (79%)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A **B** C D】

湖沼水質保全特別措置法は1条において、「湖沼の水質の保全を図るため、湖沼水質保全基本方針を定めるとともに、水質の汚濁に係る環境基準の確保が緊要な湖沼について水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画の策定及び汚水、廃液その他の水質の汚濁の原因となる物を排出する施設に係る必要な規制を行う等の特別の措置を講じ、もって国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする」と規定し、2条1項で国が湖沼水質保全基本方針を定めなければならないものとしたうえで、4条1項で都道府県知事において指定湖沼について湖沼水質保全基本方針に基づき湖沼水質保全計画を策定しなければならないものとしている。

岡山県知事は、これをうけて、児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画を策定している。

本事業は、こうして策定された児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画及びエコビジョン2020に基づき、児島湖流域の環境保全を推進していくことを目的とするものであり、その目的は、法令等の趣旨に適合するものである。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業のうち、「ポスターパネル展業務」、「児島湖流域清掃大作戦業務」、「連携啓発事業」及び「ごみ書処理業務」については、外部への委託によって執行されている。監査の過程において、委託に関する書類を確認したところ、「ポスターパネル展業務」及び「児島湖流域清掃大作戦業務」は一般競争入札によって委託業者が選定されており、かかる一般競争入札の手続きについて特別の問題は認められなかった。

また、「連携啓発事業」及び「ごみ処理業務」は、随意契約（少額随意契約）の方式でなされており、見積書は1通のみしか確認することができなかったところ、その理由は下記のとおりであった。

記

① 児島湖流域清掃大作戦に一人でも多くの県民参加を促すため、岡山県民に広く知られている「ファジアーノ岡山」との連携啓発事業を行った。

連携啓発事業の委託先はファジアーノ岡山とし、選定理由は、「子どもたちに夢を！」をチーム理念とした岡山県をホームタウンとするプロサッカーチームであり、若い世代を中心に広く県民に親しまれていることから、連携することにより高いPR効果が見込まれることから同社を選定した。

上記選定理由のとおり、本事業は同社でなければ行うことができないため、特命随意契約で実施することとし、見積書については、岡山財務規則第151条及び会計要綱のとおり、相手方が特定される場合に該当する。

② ごみ処理業務は、岡山市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている者の中から選定する必要があるが、岡山廃棄物リサイクル協同組合は、岡山市の一般廃棄物収集運搬業の許可を有する者で構成する市内唯一の組織であり、運搬車両の手配等を最

も効率的に行うことができ、過去に同様の業務を委託し、誠実に履行した実績を有するため同社を選定した。

上記選定理由のとおり、本事業は同社でなければ行うことができないため、特命随意契約で実施することとし、見積書については、岡山県財務規則第151条及び会計要綱のとおり、相手方が特定される場合に該当する。

以上

以上のとおり、委託する業務の内容から委託先を特定せざるを得なかったことを確認した。

その他、財務事務の合規性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において啓発活動における目標とする成果及び成果の判定方法について確認したところ、児島湖清掃大作戦、ポスターコンクール及びポスターパネル展等の参加人数で把握しているとのことであった。

監査の過程において、児島湖清掃大作戦、ポスターコンクール及びポスターパネル展等の参加者の推移やそれを踏まえた検討状況を確認したところ、「児島湖清掃大作戦、ポスターコンクール及びポスターパネル展等の各種啓発事業の参加者や児島湖保全対策事業の取組状況については、毎年7月に児島湖流域環境保全対策推進協議会を開催し、各事業の実施状況や参加者数を報告し、関係団体から意見等をいただきながら、取組の効果検証や今後実施すべき事業等を検討している。また、児島湖は、指定湖沼に指定されていることから、5年ごとに湖沼水質保全計画を策定し、計画期間に達成すべき目標や目標達成のために実施すべき対策を定めており、その進捗状況は、毎年、専門家、関係機関で構成する検討会において報告を行っているところである。」との回答を得た。このように、児島湖清掃大作戦、ポスターコンクール及びポスターパネル展等の成果について検討がなされていること等を確認した。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(2) 児島湖再生事業

【概要】	担当部署	環境管理課	
事業目的	<p>児島湖及びその流域には、植物、魚介類、鳥類など数百種類の生物が棲息している。その一方で、児島湖の水質は、近年緩やかな改善傾向にはあるものの、環境基準を達成するには至っていない。</p> <p>本事業では、児島湖の水質改善に資するためにヨシ原を管理するとともに、刈り取ったヨシの再生利用を推進すること、及び児島湖の保全・再生に資する参加体験企画を実施することによって、県民の環境保全意識の高揚を図り、児島湖の水環境の向上を目指す。</p>		
事業内容	<p>児島湖に生息するヨシの刈取りを行う。刈取りを終えたヨシ原には看板を設置し、ヨシの水質浄化効果の啓発やゴミの不法投棄防止について県民に訴える。</p> <p>刈り取ったヨシは堆肥、水田暗渠材などの農業資材として再生利用する。また、ヨシを用いて画用紙等を作成し、小中学生を対象とする児島湖ポスターコンクールの募集用画用紙として利用するなど、ヨシを活用したリサイクル製品を通じて環境保全意識の高揚を図る。さらに、ヨシのリサイクル体験については広く県民から参加者を募集し、参加者にヨシの水質浄化効果やヨシのリサイクルについても幅広い知識を提供し、児島湖やリサイクルに対する環境保全意識の啓発を図る。</p> <p>上記の事業全体を技術提案書の公募により業者を選択し委託する。</p>		
法令・条例・要綱等	湖沼水質保全特別措置法，湖沼水質保全基本方針，児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画，エコビジョン2020		
主な財源	産廃税繰入金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	838万7000円	令和2年度決算 (執行率)	759万円 (90%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

湖沼水質保全特別措置法は、1条において、「湖沼の水質の保全を図るため、湖沼水質保全基本方針を定めるとともに、水質の汚濁に係る環境基準の確保が緊要な湖沼について水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画の策定及び汚水、廃液その他の水質の汚濁の原因となる物を排出する施設に係る必要な規制を行う等の特別の措置を講じ、もって国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする」と規定し、同法2条1項で国が湖沼水質保全基本方針を定めなければならないものとしたうえで、

4条1項で都道府県知事において指定湖沼について湖沼水質保全基本方針に基づき湖沼水質保全計画を策定しなければならないものとしている。

岡山県知事は、これをうけて、児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画を策定しているところ、同計画は下記のとおり規定している。

記

3 湖沼の水質保全に資する事業

(1) 下水道，農業集落排水施設，合併処理浄化槽等の整備

省略

(2) 湖沼等の浄化対策

ア ヨシ原の適正な管理

児島湖畔に生育するヨシは、懸濁態粒子の沈降促進や窒素，リンの吸収などによる水質浄化の効果があり、水鳥や魚類の繁殖の場ともなっているため、適正な管理を図る。

対策	実施主体	現状（平成23～27年度）	目標（平成28～32年度）
ヨシ原の管理	県	183,765 m ²	150,000 m ²

以上

（「児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画」4頁）

本事業は、児島湖の水質が、近年緩やかな改善傾向にはあるものの、環境基準を達成するには至っていないことから、上記計画内容及びエコビジョン2020に基づき、児島湖の水質改善に資するためにヨシ原を管理するとともに、刈り取ったヨシの再生利用を推進すること、及び児島湖の保全・再生に資する参加体験企画を実施することによって、県民の環境保全意識の高揚を図り、児島湖の水環境の向上を目的とするものであり、その目的は、法令等の趣旨に適合するものである。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業のうち、ヨシを活用したリサイクル品の製作・利用については、委託契約（予定価格：828万3000円）に基づいて外部業者に委託しているところ、委託先の選定は随意契約の方式でなされている。

監査の過程において、委託に関する資料を確認したところ、随意契約とされている理由として本事業は「幅広い技術、知識及び事業全体を通じた計画が求められることから競争入札になじまないため、技術提案により委託者の選定を行う。」とされており、見積書は委託業者からのみ提出されていた（なお、委託価格は759万円とされていた。）。

なお、見積書が1通のみであること理由について確認したところ「技術提案実施公告「7 委託候補者の選定及び契約の締結等」において、「委託候補者の決定後、提出された技術提案を基本として当該事業者と岡山県で協議の上、詳細内容を決定し契約書により契約を締結する。」と定めており、同公告に基づき、提案業者を募集したとこ

る、1者のみであった」とのことである。

この点、技術提案型の随意契約であり、広く提案の機会が与えられていたにも拘らず、提案者が1者であったことを踏まえると、「契約内容の特殊性により、相手方が特定される時。」（会計要綱）に該当すると思われる。

その他、財務事務の執行の合规性の観点から問題となる点は認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

本事業は、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(3) 浄化用水導入事業

【概要】	担当部署	環境管理課	
事業目的	<p>児島湖の水質は、流域の都市化や生活様式の変化などにより悪化し、その後の水質浄化対策によって改善傾向にあるが、環境基準は未達成であり、更なる水質改善が求められている。</p> <p>このため、旭川及び高梁川より農業用水路を利用し、非かんがい期（4～5月、10～3月）の期間に、水利権の範囲で出来るだけ多量の用水を導入することにより、児島湖の水質浄化を図ること。</p>		
事業内容	<p>(1) 浄化用水導入の方法及び量 水利権の範囲において、農業用水路の構造等を考慮し、農作物等に被害を生じさせない範囲で可能な水量を樋門操作等により取水する。</p> <p>(2) 農作物等への被害防止について 降雨等増水時においては、農業用水路の水位上昇、排水の悪化等による農作物への悪影響を避けるため、取水量に配慮するとともに、水路及び周辺農地の監視を十分に行う。</p> <p>(3) 樋門操作に伴うゴミ等の除去について 樋門操作等による浄化用水導入を円滑に行うために必要に応じてゴミ等の回収を行うものとする。</p> <p>(4) その他 用水の水質浄化や水路の通水状況の改善を図るため、必要に応じて水路に堆積している沈砂やゴミの除去・藻刈等を実施するものとする。</p>		
法令・条例・要綱等	湖沼水質保全特別措置法，湖沼水質保全基本方針，児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画，エコビジョン2020		
主な財源	環境保全基金繰入金（水環境分）		
エコビジョン2020目標	60万m ³ /日 (5年間平均)	2019年度達成状況	64.1万m ³ /日 (5年間平均)
令和2年度予算	223万6000円	令和2年度決算 (執行率)	223万5400円 (99%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

前記のとおり、岡山県知事は、湖沼水質保全特別措置法4条1項をうけて、児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画を策定するとともにエコビジョン2020において下記のとおり規定している。

記

■湖沼水質保全対策の推進

●児島湖再生の推進

児島湖に係る湖沼水質保全計画に定めた水質目標を達成するため、関係機関、関係団体等との緊密な連携により、各種事業の円滑な推進を図ります。

また、環境保全活動団体や大学等との協働により、清掃活動や研究等を推進し、児島湖に関する様々な事業を効果的に展開します。

以上

(「エコビジョン2020」66頁抜粋)

エコビジョン2020は上記のとおり規定したうえで、浄化用水の導入量を60万 m^3 /日という目標を掲げている。

本事業は、旭川及び高梁川より農業用水路を利用し、非かんがい期(4～5月、10～3月)の期間に、水利権の範囲で出来るだけ多量の用水を導入することにより、児島湖の水質浄化を図ることを目的とするものであり、上記のエコビジョン2020の目的を達成しようとするものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業に係る財務事務のうち、樋門操作等については、委託契約に基づいて外部に委託されている。

監査の過程において、委託に関する資料を確認したところ、いずれも随意契約の方式で委託先が選定されており、その詳細は下記のとおりである。

記

旭川合同用水路 委託金額：34万7000円、委託先：岡山市

八ヶ郷合同用水路 委託金額：29万3700円、委託先：八ヶ郷合同用水組合管理者

十二箇郷用水 委託金額：157万2000円、委託先：総社市

以上

なお、見積書は、各委託先から取得しているとのことであった。

この点、岡山市及び総社市に委託する際には、複数の見積書は不要とされている。

また、八ヶ郷合同用水路に関する事業において見積書が1通のみ提出されている理由について確認したところ、本事業は、旭川及び高梁川から農業用水路を通じて児島湖に浄化用水を導入する事業であるが、樋門の操作と用水路の管理を行う業務であり、管理者以外が実施することができないこととなっているとのことであった。

そのため、本事業の委託については「契約内容の特殊性により、相手方が特定される時。」(会計要綱)に該当すると思われる。

その他、本事業の財務事務の合規性について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

本事業は、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(4) 児島湖環境保全推進事業

【概要】	担当部署	環境管理課	
事業目的	「児島湖畔環境保全アダプト」推進事業は、児島湖流域の住民及び企業等の団体が県と流域市の支援のもとに、ボランティアとして県民の共有財産である児島湖畔の清掃美化等の活動を行い、もって児島湖畔の環境保全を推進することを目的とする。		
事業内容	(1) 事業内容は流域の清掃草刈り浮遊ごみの回収等の清掃美化活動とする。 (2) 活動区間は、200m以上、活動回数は年2回以上とし、あらかじめ認定申請の際申し出るものとする。		
法令・条例・要綱等	湖沼水質保全特別措置法、湖沼水質保全基本方針、児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画、エコビジョン2020		
主な財源	環境保全基金繰入金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	113万9000円	令和2年度決算 (執行率)	52万3000円 (45%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

前記のとおり、岡山県知事は、湖沼水質保全特別措置法4条1項をうけて、児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画を策定するとともに、同計画及びエコビジョン2020において下記のとおり規定している。

記

(6) 緑地の保全その他環境の保護・回復

ア アダプト事業の推進

おかやまアダプト推進事業及び児島湖畔環境保全アダプトを一層推進し、地域住民との連携による児島湖流域（湖畔，道路，河川）の環境美化に努めることにより，流域の水質を保全する。

（「児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画」10頁）

■湖沼水質保全対策の推進

児島湖については、児島湖に係る湖沼水質保全計画に掲げる生活排水対策や流出水対策，浄化用水の導入等により水質改善を図るとともに，アダプト推進事業や清掃活動，児島湖協働研究・環境学習など，県民との協働による事業の着実な推進により，水

質目標値の達成に努めます。また、児島湖及び周辺一帯を自然豊かで県民以上が憩い楽しむ場とするよう努めます。

(「エコビジョン2020」38頁抜粋)

本事業は、児島湖流域の住民及び企業等の団体が県と流域市の支援のもとに、ボランティアとして県民の共有財産である児島湖畔の清掃美化等の活動を行い、もって児島湖畔の環境保全を推進することを目的とするものであり、その目的は、上記の児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画及びエコビジョン2020の趣旨に適合するものである。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、各事業の執行に関する資料を確認したところ、令和2年度の本事業に係る財務事務について、特段問題となる点は認められなかった。

以上を考慮して、財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、令和2年度の清掃美化活動の実施実績を確認したところ、11団体へ計49万2443円の補助を行ったとのことであった。

また、監査の過程において、令和2年度の認定団体数及び人数を確認したところ、19団体、人数697人とのことであった。

本事業は、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(5) 湖沼水質保全計画推進事業

【概要】	担当部署	環境管理課	
事業目的	<p>児島湖の水質は、近年緩やかな改善傾向にはあるものの、最終的な目標である環境基準を達成するまでには至っていない。</p> <p>児島湖の水質保全対策については、5年ごとに湖沼水質保全計画を策定し各種施策を推進しているが、各種施策の進行管理及び、より詳細な汚濁要因の究明等により、児島湖水環境のさらなる改善を目的とする。</p>		
事業内容	<p>(1) 指定湖沼汚濁負荷量削減状況調査 児島湖流域の人口、産業等フレームの推移や児島湖の水質改善対策の進捗状況から、流域から排出される汚濁負荷量の削減状況等を把握し湖沼水質保全計画の進行管理に資する。</p> <p>(2) 児島湖の共同調査研究事業（検討会の設置・運営） 専門家、関係機関による検討会を設置し、行政機関や大学が共同による効果的な調査方法や役割分担の検討を行うとともに、調査結果を定期的に評価し、併せて水質浄化の技術的な検討を行う。</p> <p>(3) 児島湖の共同調査研究事業（汚濁要因解明のための詳細調査） 児島湖の水質汚濁要因を解明するため、流入河川の汚濁要因について、より詳細な調査を実施する。</p>		
法令・条例・要綱等	湖沼水質保全特別措置法，湖沼水質保全基本方針，児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画，エコビジョン2020		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	1360万9000円 (次項の事業と合算)	令和2年度決算 (執行率)	1265万8000円 (93%)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A B C D】

前記のとおり、岡山県知事は、湖沼水質保全特別措置法4条1項をうけて、児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画が策定されている。

本事業は、湖沼水質保全計画を策定し各種施策を推進しているが、各種施策の進行管理及びより詳細な汚濁要因の究明等により、児島湖水環境のさらなる改善を目的とするものであり、その目的は、法令等の趣旨に適合するものである。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業のうち指定湖沼汚濁負荷量削減状況調査については、委託契約に基づいて外部に委託されている。

監査の過程において、委託に関する資料を確認したところ、委託先との契約は随意契約の方式でなされていた（特命随意契約、委託金額：305万8000円、委託先：

株式会社日水コン岡山事務所)。なお、随意契約とする理由について「第7期計画の進行管理を目的としていることから、検証を行う際には、第7期計画策定時に構築した児島湖専用の水質シミュレーションを用いて行う必要がある。この水質シミュレーションを取り扱うことができるのは、著作権等を有する株式会社日水コンのみであることから随意契約により事業を実施する」とされていた。

上記の事情を踏まえれば、特命随意契約とすることについて合理性を認めることができるとともに、見積書を他社から取ることも困難と思われる。

これらの点を考慮して、財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、流出水対策地区関係機関等連絡調整会議の開催を確認したところ、ここ数年は開催していないとのことであった。

その他、本事業は、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の予算の段階で、会議の会場として民間のホテルを利用することを想定して、会場借上料が計上されていたため、その理由を確認したところ、「公共施設（県会議室）では、会議室の数や広さに限りがあり、会場を確保できる保障がないため、民間のホテルを会場として実施することを想定して予算を確保している。また、外部委員の出席が多い審議会や民間業者を対象にした研修会については、公共交通機関の利便性や会議室の環境設備等を勘案すると、民間施設の会場で行うことが望ましいと考える。なお、県庁内関係課が多く出席する会議や担当者研修等については、公共施設（県会議室）を積極的に利用して会議を実施している。」とのことであった。

このように、会議の会場利用については、一律に民間のホテルを利用しているわけではないとのことであった。

これらの点を考慮して、本事業の効率性の評価をBとした。

(6) 児島湖に係る第8期湖沼水質保全計画策定事業

【概要】	担当部署	環境管理課	
事業目的	<p>児島湖が湖沼水質保全特別措置法の指定湖沼に指定され、昭和62年に最初の湖沼水質保全計画を策定して以降、5年ごとに湖沼水質保全計画を策定し児島湖の水質保全対策の推進を図ってきた。</p> <p>現在は、第7期計画期間中（H28～R2年度）であるが、令和2年度に満了するため、令和3年度中の策定を目指して作業を進める必要がある。策定に当たっては、検討会を設置・開催し、効果的な対策の検討、対策の実施による将来水質の予測等を行い、今後実施すべき児島湖の水質保全対策を定める。</p>		
事業内容	<p>(1) 検討会の開催 専門家から構成する「児島湖に係る第8期湖沼水質保全計画策定検討会」を開催する。(3回/年)</p> <p>(2) 検討会での検討内容 ・第7期湖沼水質保全計画に係る実績の評価 ・水質、汚濁負荷量データの解析・評価についての検討 ・水質汚濁メカニズムの検討 ・実施すべき水質保全対策の検討</p> <p>(3) 事業の実施体制 データの解析及び検討資料作成の作業は、水質予測等の能力を保有するコンサルが実施し、検討会の開催と併せて業務を委託する。</p> <p>(4) 委託の内容 ・水質、汚濁負荷量データ、第7期計画での取組の効果解析業務 ・水質シミュレーション見直し業務 ・水質浄化対策の検討業務</p>		
法令・条例・要綱等	湖沼水質保全特別措置法，湖沼水質保全基本方針，児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画，エコビジョン2020		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	前項に記載のとおり	令和2年度決算 (執行率)	前項に記載のとおり

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

本事業は、児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画が令和2年度に満了するため、令和3年度中に新たな計画の策定を目指して、検討会を設置・開催し、効果的な対策の検討、対策の実施による将来水質の予測等を行い、今後実施すべき児島湖の水質保全対策

を定めるものであり、その目的は、前項と同様である。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業のうち水質・汚濁負荷量等解析、水質予測、取りまとめ等の業務については、委託契約に基づいて外部に委託されている。

監査の過程において、委託に関する資料を確認したところ、委託先との契約は随意契約の方式でなされていた（特命随意契約、委託金額：792万0000円、委託先：株式会社日水コン岡山事務所）。なお、随意契約とする理由について「本事業は、児島湖に係る第8期湖沼水質保全計画の策定に当たり、湖沼の汚濁機構を解析し、必要となる水質化対策を検討するとともに、その実施による将来水質を科学的に予測し、これらを踏まえて施策の立案を進めるもので、これらの業務に係る高度な技術力及び企画力を有する者に委託して実施する必要があるため、その特質上、競争入札に適さない。また、委託業者の選定は、使用する水質シミュレーションが優秀であり、対策立案に関する提案力等を総合的に勘案して決定する必要があることから、技術提案により行う。」とされていた。

この点、上記の理由を踏まえれば、特命随意契約とすることについて合理性を認めることができる。

また、上記の理由のほかに前項において検討した随意契約の理由を踏まえると見積書を他社からとることも困難と思われる。

これらの点を考慮して、財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

本事業は、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業において、前項の事業と同じく、会議の会場として民間のホテルが利用されているところ、当然に民間のホテルを利用しているわけではないとのことであった。

その他、本事業の効率性の点について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(7) 児島湖水質改善促進事業

【概要】	担当部署	環境管理課	
事業目的	<p>○児島湖は、湖水が樋門操作により不定期に排出される形態であることに加え、流域人口は 67 万人に達し、周辺に農地が多いなど水質汚濁しやすい条件が揃っている。</p> <p>○児島湖の水質は、COD などいずれの項目も環境基準を達成できていないが、7次わたる湖沼水質保全計画に基づく取組の成果により、緩やかな改善傾向を示しており、項目によっては基準達成が見え始めている。</p> <p>○数値上の水質改善が窺える中、茶色く濁った『見た目』が悪いことから、実際の水質以上に「汚い」とのイメージが先行し、児島湖への県民の関心は低い。</p> <p>○したがって、これまでの汚濁負荷量の流入削減策等の取組に加えて、『見た目』の改善に繋がる施策に取り組むことにより、県民が水に親しみ・憩う、季節によっては観光資源ともなる、透明度が高く青い水を湛える児島湖を目指す。</p>		
事業内容	<p>(1) 生物の力による水質浄化 湖水の主な着色原因であるプランクトンや湖岸で大量発生しているユスリカの幼虫（アカムシ）などの有機物を捕食するテナガエビ、プランクトンをろ過摂取し水質浄化機能の高いシジミなどの二枚貝を増殖し、漁獲を通じて有機物を湖外に持ち出すことで持続的な水質浄化を狙う。また、漁獲増加による児島湖の知名度を高め、関心を深める。</p> <p>(2) 人の五感による水質評価 COD の数値は汚れの総量を精密に示す一方で、見た目との相関が低く県民にも分かりにくいとため、視覚や嗅覚などの人の五感を用いた、県民にわかりやすい水質評価手法を導入する。</p> <p>(3) 農地からの汚濁負荷削減 児島湖のりん濃度は全国2位（平成29年度）と高く、プランクトンの繁殖原因になっているため、周辺農地のL字型肥料への転換を促進・定着させ、りん汚濁負荷量の約32%を占める農地からのりん流出削減を図る。</p> <p>(4) 環境用水利権の取得 新たに環境用水利権を取得し、浄化用水を旭川から導水し、湖水の流動性を高め、湖水の滞留日数の短縮化等を図り、湖内でのプランクトン発生量など内部生産量を減少させる。</p>		
法令・条例・要綱等	湖沼水質保全特別措置法，湖沼水質保全基本方針，児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	968万3000円	令和2年度決算 (執行率)	931万3000円 (96%)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A B C D】

前記のとおり、岡山県知事は、湖沼水質保全特別措置法4条1項をうけて、児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画を策定するとともに、前記のとおり、エコビジョン2020において湖沼水質保全対策の推進について規定している（「(4) 児島湖環境保全推進事業」参照）。

本事業は、これまでの汚濁負荷量の流入削減策等の取組に加えて、『見た目』の改善に繋がる施策に取り組むことにより、県民が水に親しみ・憩う、季節によっては観光資源ともなる、透明度が高く青い水を湛える児島湖を目指すものであり、その目的は、上記のエコビジョン2020に掲げられた目的に適合するものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

また、財務事務の執行についてであるが、本事業のうち二枚貝増殖実証調査業務等の各種調査分析業務は、委託契約に基づいて外部に委託されている。

監査の過程において、テナガエビ事業委託に関する資料を確認したところ、委託先との契約は随意契約の方式でなされていた（特命随意契約、委託金額：594万4875円、委託先：海洋建設株式会社）。なお、随意契約とする理由について「本事業を効率的に実施するためには、テナガエビなど水生生物の生態等に精通する者により、魚礁の選定、設置から一連の調査に至るまでの全体を通じた計画案及び進行管理が行われる必要がある。また、本事業は、平成30年度及び令和元年度に児島湖内3地点に設置した貝殻基質魚礁を用いて実施した調査を継続するものであり、継続性を確保し、かつ、調査結果の信頼性を確保するには、同一の調査手法を用いて調査を行う必要がある。ついでには、平成30年度及び令和元年度に本事業を委託した海洋建設株式会社と随意契約により事業を実施するのが適当である」とされていた。

この点、上記のとおり、調査の継続性を維持するためには、特命随意契約とすることについて合理性を認めることができる。

また、上記の事業の特徴から、「契約内容の特殊性により、相手方が特定されるとき。」（会計要綱）に該当すると思われる。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

ただし、特定の事業者に対する委託が継続されることとなれば、価格の相当性について疑義が生じることは不可避であるから、継続的に事業を委託する場合には、価格の相当性については慎重に検討することが望ましい。

【事業の有効性 A B C D】

本事業は、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

3 化学物質対策

(1) ダイオキシシン法施行事業（ダイオキシシン法監視指導事業）

【概要】	担当部署	環境管理課	
事業目的	ダイオキシシン類対策特別措置法に基づき、特定施設を設置している工場・事業場等に対し、立入検査、指導等を行う。		
事業内容	<p>(1) 特定施設の設置届等の審査・指導 法の規定に基づき、事業者から提出された届出書の審査を行う。 また、特定施設の設置場所等への立入検査を行い届出内容又は施設の稼働状況等について確認するとともに、必要に応じて指導を行う。</p> <p>(2) 排出基準違反事業者等に対する指導等 特定施設の設置者には排出ガス及び排出水の測定及び測定結果の報告が義務付けられており、測定結果が排出基準に適合していない場合、県は、設置者に対して、改善の指示等の指導を行う。事業者による改善措置完了後、行政検査を実施し、排出基準の適合を確認する。</p>		
法令・条例・要綱等	ダイオキシシン類対策特別措置法		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	1368万3000円 (次項の事業と合算)	令和2年度決算 (執行率)	1257万4000円 (91%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

ダイオキシシン類対策特別措置法は、下記のとおり、規定している。

記

(都道府県知事等による調査測定)

第27条（1項から3項省略）

- 4 国の行政機関の長又は都道府県知事は、土壌のダイオキシシン類による汚染の状況を調査測定するため、必要があるときは、その必要の限度において、その職員に、土地に立ち入り、土壌その他の物につき調査測定させ、又は調査測定のため必要な最少量に限り土壌その他の物を無償で集取させることができる。
- 5 前項の規定により立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

以上

本事業は、ダイオキシシン類対策特別措置法に基づき、特定施設を設置している工

場・事業場等に対し、立入検査、指導等を行うものであり、その目的は、法律に定められた都道府県の義務を履行するものであり、法令等の趣旨に適合するものである。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業のうちダイオキシン類分析業務は、委託契約に基づいて外部に委託されている。

監査の過程において、委託に関する資料を確認したところ、委託先との契約は随意契約の方式でなされていた（少額随意契約、委託金額：41万5800円、委託先：株式会社エヌ・イーサポート岡山支店）。

なお、監査の過程において、見積書を確認したところ5社からの見積が提出されていることを確認した。

その他、本事業に係る財務事務について、特段問題となる点は認められなかった。

以上の点を考慮して、本事業の財務事務の法規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、令和2年度の立入検査及び指導の実績及び行政検査後の排出基準の適合結果を確認したところ、下記のとおりであった。

記

- | | |
|-----------|-----|
| ・立入検査施設数 | 17件 |
| ・指導（口頭指導） | 2件 |
| ・行政検査 | 1件 |

測定結果が4.9ng-TEQ/m³で、排出基準値（5ng-TEQ/m³以下）に適合

以上

本事業は、法令等に基づいて執行される事業であり、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(2) ダイオキシシン法施行事業（ダイオキシシン法常時監視事業）

【概要】	担当部署	環境管理課	
事業目的	ダイオキシシン類対策特別措置法に基づき、一般環境（大気、水質、土壌）中のダイオキシシン類の常時監視（環境調査）を実施する。		
事業内容	<p>(1) 調査の役割分担 県、岡山市及び倉敷市が連携して実施する。</p> <p>(2) 調査媒体 ア 環境大気 イ 水環境（水底の底質を含む。） ウ 土壌</p> <p>(3) 調査時期 ア 大気 年4回（春期，夏期，秋期，冬期） イ 水質及び土壌 年1回（秋期）</p> <p>(4) 調査地点 ア 大気 県内の全体的な状況を把握するため、県民局及び地域事務所ごとに1地点を選定し、計8地点で調査。</p> <p>イ 水質 (ア) 河川 公共用水域（河川）の常時監視地点のうち、岡山市、倉敷市及び国土交通省が所管している調査地点を除いた20地点で調査。 (イ) 海域 公共用水域（海域）の常時監視地点のうち、岡山市、倉敷市が所管している調査地点を除いた6地点で調査。 (ウ) 地下水 岡山市、倉敷市を除く25市町村のうち、前年度に調査が行われていない市町村の13地点（井戸）で調査。（前年度12地点）</p> <p>ウ 土壌 地下水と同じ市町村の13地点で調査。（前年度12地点）</p>		
法令・条例・要綱等	ダイオキシシン類対策特別措置法		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	前項に記載のとおり	令和2年度決算 （執行率）	前項に記載のとおり

(監査結果)

【財務事務の合規性 A B D】

ダイオキシン類対策特別措置法は、下記のとおり、規定している。

記

(常時監視)

第26条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る大気、水質（水底の底質を含む。以下同じ。）及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視しなければならない。

以上

本事業は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、一般環境（大気、水質、土壌）中のダイオキシン類の常時監視（環境調査）を実施するものであり、その目的は、法令等の趣旨に適合するものである。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業のうちダイオキシン類採取分析業務等は、委託契約に基づいて外部に委託されている。

監査の過程において、委託に関する資料を確認したところ、委託先の選定は一般競争入札の方式でなされていた（予定金額：408万8370円、落札価格：第1回入札額445万円、再入札額400万円、再々入札額370万円、落札者：中外テクノス株式会社岡山営業所。）

なお、上記の落札金額は、落札後395万1700円に増額変更されている。変更の理由として「令和3年2月18日～26日に4回目の調査を実施する予定であるが、日程調整の結果、調査地点の1つである美作県民局が新しい非常用発電設備の接続テスト等による停電作業を行うため（2月12日、20日及び3月6日）、他の地点とは別日程（2月1日～8日）で調査回数を増やさざるを得なくなった。調査回数の増加に伴い、人件費及び旅費が増額するため、変更契約を行う」とされている。

この点、上記の増額の理由は日程調整等の手続き上の過誤であるところ、このような過誤はやむを得ない点があることは否定できないものの、結果としていた委託金額が増額されていることは重視すべきである。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合規性の評価をCとした。

なお、その他の委託業務についても、一般競争入札の手続きが取られており、特に問題となる点は認められなかった。

【意見3-3】委託契約における委託費用が増加することがないよう財務事務の執行については留意すべきである。

一般競争入札の手続き等によって、委託金額の相当性を確保したとしても、その後委託料が増額することとなれば、かかる手続きの意味が失われることから、財務事務の執行については、契約後に委託費用が増加することがないよう留意すべきである。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、岡山市及び倉敷市との連携について確認したところ、協定書等はないものの、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、岡山市及び倉敷市は各市においてダイオキシン類の調査を実施しており、調査結果については県市で情報共有しているとのことであった。

本事業は、法令等に基づいて執行される事業であり、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、本事業の効率性の評価をBとした。

(3) 有害大気汚染物質調査事業（モニタリング機器整備事業）

【概要】	担当部署		環境管理課
事業目的	大気汚染防止法第22条第1項の規定により、都道府県知事は、大気の汚染の状況を常時監視しなければならないとされている。県では平成9年以降、有害大気汚染物質のうち、健康リスクがある程度高いと考えられている物質（優先取組物質）等について、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」に基づき測定を実施している。		
事業内容	<p>(1) 測定方法 優先取組物質のうちベンゼン等の揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）の測定方法については、マニュアルで「容器採取-ガスクロマトグラフ質量分析法」が定められており、専用の金属容器（キャニスター）に採取した大気試料中のVOC成分を、自動濃縮装置により濃縮し、濃縮試料を分析装置（ガスクロマトグラフ質量分析計）へ注入して分析を行う。</p> <p>(2) 使用する分析機器及び今後の機器整備計画 VOCの測定に使用する機器は次のとおりであり、計10年の物品賃貸借契約により、分析機器を一体的かつ継続的に更新し整備する計画としている。（当該機器は一体として稼働）</p>		
法令・条例・要綱等	大気汚染防止法第22条第1項、大気汚染防止法施行規則16条の19第1項、有害大気汚染物質測定方法マニュアル、大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準（環境省）		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	808万7000円 (次項の事業と合算)	令和2年度決算 (執行率)	823万3000円 (101%)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A **B** C D】

大気汚染防止法22条1項は、「都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、大気の汚染（放射性物質によるものを除く。第二十四条第一項において同じ。）の状況を常時監視しなければならない」と規定し、これを受けた大気汚染防止法施行規則16条の19第1項は、「各都道府県における大気の汚染の状況を的確に把握できる地点において、その状況を継続的に測定することにより行うものとする」と規定している。これに関して、環境省は、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」及び「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準（環境省）」を策定し、各有害大気汚染物質の測定方法を定めている。

本事業は、有害大気汚染物質のうち、健康リスクがある程度高いと考えられている物質（優先取組物質）等について、大気汚染防止法第22条第1項、大気汚染防止法施行規則16条の19第1項、有害大気汚染物質測定方法マニュアル及び大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準（環境省）に基づき、優先取組物質（ダイオキシン類を除く。）並びに水銀及びその化合物の測定をするための機器を整備するものであり、その目的は、法令等の趣旨に適合するものである。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業の執行として、大気汚染物質のモニタリングに用いられるガスクロマトグラフ質量分析器の賃料が支出されているところ、かかる賃貸借契約は、平成28年に締結されている。

このように、令和2年度の財務事務の執行について、特に問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

本事業は、法令等に基づいて執行される事業であり、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(4) 有害大気汚染物質調査事業（モニタリング調査事業）

【概要】	担当部署	環境管理課	
事業目的	有害大気汚染物質等による大気汚染の防止を目的として、大気汚染防止法に基づき、岡山市及び倉敷市と連携を図りながら、有害大気汚染物質等による大気汚染の状況の常時監視や住民への情報提供等、必要な対策を実施する。		
事業内容	<p>(1) 有害大気汚染物質等環境調査（常時監視） 法の規定により、健康リスクがある程度高いと考えられる物質（優先取組物質（ダイオキシン類を除く 21 物質））並びに水銀及びその化合物について、県内 4 地点（茂平測定局、日比測定局、美作県民局、長津測定局）で環境調査を行う。</p> <p>(2) 有害大気汚染物質詳細調査 玉野市内において、大気中の「ヒ素及びその化合物」の濃度が継続的に高いことから、ヒ素等の重金属類の濃度状況を詳細に把握するため、詳細調査を行う。 また、日比測定局において毎月実施する有害大気汚染物質等環境調査に併せ、追加の調査（銅及びその化合物）を実施し、詳細調査の結果と比較を行う。</p>		
法令・条例・要綱等	大気汚染防止法第 22 条第 1 項、24 条 1 項、大気汚染防止法施行規則 16 条の 19 第 1 項、有害大気汚染物質測定方法マニュアル、大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準（環境省）、エコビジョン 2020		
主な財源	一般財源		
エコビジョン 2020 目標	なし	2019 年度達成状況	—
令和 2 年度予算	前項に記載のとおり	令和 2 年度決算 (執行率)	前項に記載のとおり

(監査結果)

【財務事務の合規性 A B C D】

前記のとおり、大気汚染防止法 22 条 1 項は、都道府県知事に対し、大気汚染の状況を常時監視すべき義務を課している。

岡山県においては、岡山市及び倉敷市と連携を図りながら、有害大気汚染物質等による大気汚染の状況の常時監視を実施するとともに、住民への情報提供等、必要な対策を実施するものであり、その目的は、法令等の趣旨に適合するものである。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業は、大気汚染状況を常時観測するため、有害大気汚染物質の分析等を実施するものであり、かかる分析事業は、岡山県環境保健センターで実施している。

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

また、その他の財務事務について、特段問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

本事業は、法令等に基づいて執行される事業であり、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(5) 有害大気汚染物質調査事業

【概要】	担当部署	環境管理課	
事業目的	有害大気汚染物質等に係る排出抑制対策を円滑かつ適切に実施するため、PRTR データから有害大気汚染物質等の排出量が多い事業者における排出実態調査を行うとともに有害大気汚染物質等環境調査（常時監視）において高濃度を示した物質について、その汚染の広がり状況や原因を把握するための調査を行い、条例に基づく規制の検討に資するための必要な知見の集積を図る。		
事業内容	<p>(1) 排出実態等調査 環境基準が定められている 4 物質及び指針値が定められている 9 物質について、PRTR データや環境調査の結果から発生源となっている事業場における排出口濃度、敷地境界濃度等の排出実態等について調査を行う。</p> <p>ア 対象物質 環境基準が設定されている 4 物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）及び指針値が設定されている 9 物質（ニッケル化合物、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン）の計 13 物質</p> <p>イ 調査箇所 施設排出口 2 箇所、敷地境界 8 箇所</p> <p>(2) 先進的な取組に関する情報収集 先進的な環境対策の事例や他の自治体における取組について情報収集を行い、知見の集積を図るとともに県内の有害大気汚染物質対策に役立てる。</p>		
法令・条例・要綱等	大気汚染防止法第 22 条第 1 項、24 条 1 項、大気汚染防止法施行規則 16 条の 19 第 1 項、有害大気汚染物質測定方法マニュアル、大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準（環境省）、エコビジョン 2020		
主な財源	一般財源		
エコビジョン 2020 目標	なし	2019 年度達成状況	—
令和 2 年度予算	161 万 8000 円	令和 2 年度決算 (執行率)	147 万 4000 円 (91%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

岡山県は、「大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づくばいじんに係る排出基準

を定める条例」を設け、下記のとおり、その趣旨を明らかにしている。

記

(趣旨)

第1条 この条例は、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定に基づき、ばいじんに係る法第三条第一項の排出基準にかえて適用する同項の排出基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排出基準（以下「上乘せ排出基準」という。）を定めるものとする。

以上

このように岡山県においては、大気汚染の防止のために、県独自の排出基準を設けるための条例を整備している。

本事業は、有害大気汚染物質等に係る排出抑制対策を円滑かつ適切に実施するため、P R T Rデータから有害大気汚染物質等の排出量が多い事業者における排出実態調査を行うとともに有害大気汚染物質等環境調査（常時監視）において高濃度を示した物質について、その汚染の広がり状況や原因を把握するための調査を行い、条例に基づく規制の検討に資するための必要な知見の集積を図り、上記条例に基づいて適切な規制を行うことを目的とするものであり、その目的は、法令等の趣旨に適合するものである。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業のうち、分析事業は岡山県環境保健センターで実施しており、その費用は需用費（63万7000円）として計上されており、特段問題となる点は認められなかった。

その他、本事業の執行について、特段問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

本事業は、法令等に基づいて執行される事業であり、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(6) 化学物質環境調査事業

【概要】	担当部署	環境管理課	
事業目的	環境中における化学物質の存在状況を把握することにより，化学物質による環境汚染を未然に防止するための基礎資料を得ることを目的とする。		
事業内容	<p>環境省では，化学物質の環境中における残留状況をはじめ，経年的な変化を把握するためのモニタリング調査や環境リスク評価に必要な曝露量を把握するための実態調査を毎年度実施しており，令和元年度に引き続き当該調査の一部を環境省から委託を受けて実施する。</p> <p>(1) 初期環境調査 環境中での存在が明らかでない物質について，その存在の確認を目的とした調査を行う。（岡山県では試料採取及び分析を実施）</p> <p>(2) 詳細環境調査 環境中での存在が確認された物質について，高感度の分析法を用いて，水質，底質等の環境媒体ごとに汚染状況の把握を目的とした定量的な調査を行う。（岡山県では試料採取のみ実施）</p> <p>(3) モニタリング調査 環境中において分解等がされにくく，経年的な環境中残留量の把握が必要とされる物質について，その環境残留実態の定期的なモニタリングを目的とした調査を行う。（岡山県では試料採取のみ実施）</p>		
法令・条例・要綱等	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律		
主な財源	国庫支出金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	163万4000円	令和2年度決算 (執行率)	152万円 (93%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律は，下記のとおり規定している。

記

(立入検査等)

第44条 厚生労働大臣，経済産業大臣及び環境大臣は，この法律の施行に必要な限度において，その職員に，第三条第一項第四号から第六号まで又は第五条第四項の確認を受けた者の事務所その他の事業所に立ち入り，帳簿，書類その他の物件を検査させ，関係者に質問させ，又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物

質を収去させることができる。

以上

このように、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、化学物質の調査のため立入る権限等を認めている。本事業は、環境省からの委託に基づき、環境中における化学物質の存在状況を把握することにより、化学物質による環境汚染を未然に防止するための基礎資料を得ることを目的とするものであり、その目的は、法令等の趣旨に適合するものである。

また、令和2年度の本事業に係る財務事務について、特段問題となる点は認められなかったため、財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、調査の結果有害な化学物質が発見された場合の対応について確認したところ、本調査は、物質の一般環境中の残留状況や人への暴露情報が不足している物質を調査し、今後の施策の検討の基礎資料とすることを目的とされており、本調査結果に基づき、環境省において詳細な調査の実施等が検討されることとなることであった。なお、環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課が「化学物質環境実態調査実施の手引き（平成27年度版）」を策定しており、調査はこれに沿って行われるとのことである。

本事業は、環境省からの委託に基づいて執行される事業であり、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(7) 有害化学物質対策事業

【概要】	担当部署	環境管理課	
事業目的	<p>著書「奪われし未来」において指摘された、いわゆる「環境ホルモン」に社会的関心が高まったことを受け、国では平成10年度から環境ホルモン緊急全国一斉調査を行い、県も協力して環境汚染の実態把握に努めた。さらに、全国一斉調査とは別に、岡山県独自で県内の汚染実態を詳細に把握するため、平成11年度から調査を開始した。現在では、内分泌かく乱作用が疑われる物質だけでなく、残留性が高く、環境中で分解しにくい有害化学物質等について、水環境中の実態を把握する「化学物質環境モニタリング調査」を継続的に実施している。（全国のほとんどの自治体で同様の調査が実施されている。）本調査の対象物質は、産業廃棄物の焼却や最終処分により排出されるとの知見があるものや、既に使用が禁止された農薬等であることから、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の早期発見の一助となる。また、河川等から検出されているにも関わらず、法的規制の対象外である物質もあり、こうした物質に対する排出企業の環境に対する意識や社会的責任の喚起にも役立っている。</p>		
事業内容	<p>(1) 化学物質環境モニタリング調査 ア 調査物質 20項目 イ 調査地点 13地点（河川11地点、湖沼1地点、海域1地点） ウ 調査媒体 水質13検体（13地点）、底質7検体（7地点） エ 調査回数 年1回（夏期） オ 調査方法 環境省が示した調査方法に基づき、環境管理課、環境保健センターが河川及び湖沼、委託業者が海域の試料を採取する。分析については環境保健センターが行う。</p> <p>(2) 分析機器整備 ア 機器名 ①二重収束型高分解能七寮分析計、②四重極型質量分析計 イ 使用目的 環境水、工業排水、産業廃棄物、生物試料等に含まれる微量な化学物質の測定を高精度かつ高感度に行う。 ウ 賃借料 機器リース料7,129千円（令和2年度途中で現システムのリース期間が終了するため、新システムのリースを行う）</p>		
法令・条例・要綱等	エコビジョン2020		
主な財源	産廃税基金繰入金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	1128万7000円	令和2年度決算 （執行率）	1127万9000円 （99%）

(監査結果)

【財務事務の合規性 A B C D】

エコビジョン2020は、下記のとおり規定している。

記

■有害化学物質による環境汚染の防止

有害化学物質の環境への排出を抑制し、環境汚染の未然防止を図るため、大気・水・土壌など環境中への排出量や汚染状況等を把握するとともに、P R T R法に基づく届出に係る集計データなども活用し、身近で分かりやすい情報として提供します。

また、発生源の監視を充実させるとともに、適正使用及び自主管理の徹底のほか、排出抑制対策の実施についても指導します。

以上

(「エコビジョン2020」39頁)

本事業は、その対象物質が、産業廃棄物の焼却や最終処分により排出されるとの知見があるものや、既に使用が禁止された農薬等であることから、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の早期発見の一助となるうえ、河川等から検出されているにも拘わらず、法的規制の対象外である物質もあり、こうした物質に対する排出企業の環境に対する意識や社会的責任の喚起にも役立っているものであり、その目的は、上記エコビジョン2020の趣旨に適合するものである。

また、令和2年度の本事業に係る財務事務について、特段問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、令和2年度の調査実績を確認したところ、20項目の物質群を県内の主要河川、児島湖及び代表海域で行い、そのうち水質は13地点、底質は7地点の計20地点で調査が実施されていた。

また、監査の過程において、有害化学物質が検出された際の対応について確認したところ、測定を実施した化学物質による人体への影響については未解明な部分が多く、評価を行える状況ではないが、検出された値が環境省の全国調査結果と比較して高濃度な値が継続して検出される場合は、より詳細な調査を実施するとのことであった。

そして、環境ホルモン全国一斉調査は、国によって平成10年度に実施されて以降、現在は実施されておらず、化学物質環境実態調査は、国によって現在も全国で実施されているが、調査地点が少ない(県内2地点)こと等から、県で独自に主要河川、児島湖及び代表海域において、継続して調査を実施しており、国の調査で調査対象になっていない物質についても必要に応じて選定することができることが、全国一斉調査との差異等、独自で本事業を行うメリットであるとのことであった。

本事業は、法令等に基づかない県独自の事業であり、その有効性に特段の問題は認

められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(8) 土壌汚染対策事業

【概要】	担当部署	環境管理課	
事業目的	県内における土壌汚染の状況把握，汚染区域の対策，汚染土壌の適正処理の確保等を行うことにより，土壌汚染対策の実施を図るとともに，土壌環境を保全することを目的とする。		
事業内容	<p>(1) 土壌・地下水汚染事案に係る地下水分析調査 土壌・地下水汚染が新たに判明した土地の周辺において，地下水の調査を行い，周辺における地下水汚染の状況を把握する。また，既存の汚染事案については，汚染状態の監視や浄化対策に伴う周辺環境への影響について把握する。</p> <p>(2) 専門家会議の開催(汚染土壌処理業許可等に係る意見聴取等) 土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業の許可申請があった場合，許可審査等に際して専門家による会議を開催し，意見聴取等を行う。</p> <p>(3) 金剛川流域における土壌汚染状況調査 金剛川流域では，廃鉱山跡の影響でヒ素等の重金属が土壌環境基準を上回って検出されるおそれがあることから，周辺の土地（備前市及び和気町）における土壌調査を実施する。</p>		
法令・条例・要綱等	土壌汚染対策法，土壌汚染対策法施行令，土壌汚染対策法施行規則，汚染土壌処理業に関する省令，岡山県汚染土壌等の処理に係る指導要綱，土壌汚染等発見時の周辺調査及び公表に関する指針，エコビジョン2020		
主な財源	一般財源 汚染土壌処理業許可手数料		
エコビジョン2020目標		2019年度達成状況	
令和2年度予算	199万8000円	令和2年度決算 (執行率)	150万円 (75%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

土壌汚染対策法3条及び5条等は，都道府県知事に土壌汚染状況調査の実施・報告の命令等の権限を認めるとともに，岡山県では，汚染土壌等の処理に係る指導要綱及び土壌汚染等発見時の周辺調査及び公表に関する指針を定めている。

また，エコビジョン2020は，下記のとおり規定している。

記

■土壌・地下水汚染の防止

トリクロロエチレンや硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素など，地下水に係る環境基準項目などについて計画的に監視測定を実施します。

また、有害物質貯蔵指定施設などの構造基準等の遵守及び定期点検の実施の指導のため、工場・事業場への立入検査等を行い土壌・地下水汚染の未然防止を図ります。

なお、土壌・地下水汚染を把握した事例にあつては、汚染の除去等の必要な措置の指導及び周辺井戸調査等の監視を継続します。

以上

(「エコビジョン2020」39頁)

本事業は、県内における土壌汚染の状況把握、汚染区域の対策、汚染土壌の適正処理の確保等を行うことにより、土壌汚染対策の実施を図るとともに、土壌環境を保全することを目的とするものであり、その目的は、上記の各法令等の趣旨に適合するものである。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業のうち、土壌汚染事案に係る地下水調査等の業務等の分析業務は、岡山県環境保健センターで執行されている(需用費150万5000円)。

この点、かかる執行やその他の財務事務について特段問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の法規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、令和2年度の汚染土壌処理許可申請の件数及び許可審査などに関する専門家会議の開催実績を確認したところ、汚染土壌処理業の許可申請がないため、専門家会議を開催していないとのことであった。

また、監査の過程において、土壌汚染が判明した場合の対応について確認したところ、「土壌汚染等発見時の周辺調査及び公表に関する指針」に基づき、土壌汚染が発見された土地の周辺地下水の利用状況及び水質調査を実施し、必要に応じて公表するとともに、土壌汚染対策法に基づく区域の指定や土地の所有者等に措置の指示又は環境負荷低減条例に基づき有害物質取扱事業所を設置している者に浄化対策計画の作成・実施を指導するとのことであった。

なお、土壌汚染が判明する端緒としては、下記の3つがあるとのことであった。

記

- ・土壌汚染対策法第2条第2項に規定する土壌汚染状況調査の報告があり、基準の超過があったとき。
- ・土壌汚染対策法第14条第1項に規定する申請を受理したとき。
- ・環境負荷低減条例第65条第1項に規定する届出を受理したとき。

以上

本事業は、法令等に基づいて執行される事業であり、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業において、予算の段階で民間のホテルの借上料が計上されているものの、当然に民間のホテルを利用しているわけではないとのことであった。

その他、本事業の効率性の点について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

4 大気保全対策

(1) 大気汚染防止法等事業（大気保全行政運営事業）

【概要】	担当部署	環境管理課	
事業目的・事業内容	<p>(1) 大気環境情報の発信 岡山県における大気汚染の状況について、環境データを的確に把握するとともに、県民に情報を発信し、大気保全に係る啓発を行う。</p> <p>(2) 各種講習会参加 大気保全行政に携わる職員の研修実施や各種協議会参加によって、各職員の知識・技術の習得や大気環境に係る情報の収集・動向の把握等を図り、大気保全行政を推進する。</p>		
法令・条例・要綱等	エコビジョン2020		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	39万4000円	令和2年度決算 (執行率)	本項の(1)から(7)までの決算2704万7000円 (予算の合計は2887万7000円であり執行率は93%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

エコビジョン2020は、下記のとおり規定している。

記

■大気汚染防止対策の実施

ばい煙発生施設等の設置状況を確認するとともに、排ガス処理施設の適正な維持管理の指導を行います。特に、光化学オキシダントについては、濃度が高くなりやすい夏期を中心とした時期を大気汚染防止夏期対策期間とし、光化学オキシダント汚染の未然防止に重点を置いた総合的な対策を実施します。

また、微小粒子状物質（PM2.5）について、常時監視網の整備を進め、正確な情報の提供に努めるとともに、高濃度時には注意喚起を行います。

また、発生源対策の検討を行うため成分分析等の調査研究や関係情報の収集に努めます。

以上

（「エコビジョン2020」39頁）

本事業は、岡山県における大気汚染の状況について、環境データを的確に把握するとともに、県民に情報を発信し、大気保全に係る啓発を行うとともに、大気保全行政に携わる職員の研修実施や各種協議会参加によって、各職員の知識・技術の習得や大気環境に係る情報の収集・動向の把握等を図り、大気保全行政を推進するものであり、その目的は、上記エコビジョン2020の趣旨に適合するものである。

また、令和2年度の本事業に係る財務事務について、特段問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の法規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、本事業の目標とする成果及び成果の算定方法を確認したところ、具体的な成果に基づいて事業を組み立てている事業ではなく、大気汚染防止に関する各種研修参加費、旅費、啓発チラシの作成など、必要経費を計上しているとのことであつた。

もっとも、本事業の成果について確認したところ、本事業は具体的な成果に基づいて事業を組み立てている事業ではなく、大気汚染に関する各種研修参加、旅費、啓発チラシの作成など必要経費を計上しているとのことであつた。

このように、本事業の経費は、啓発を主たる目的とするものではないこと及び啓発チラシの費用として計上される金額は少額であることを考慮して、本事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(2) 大気汚染防止法等事業（大気汚染防止法施行事業）

【概要】	担当部署	環境管理課	
事業目的・事業内容	<p>○大気汚染防止法に基づく「ばい煙発生施設（ボイラーや廃棄物焼却炉など）」、「揮発性有機化合物排出施設（グラビア印刷乾燥施設など）」及び「水銀排出施設（廃棄物焼却炉など）」について、新たに設置される場合等には、設置等届出書の審査（必要に応じて現地調査）を行うとともに、設置後は、施設設置事業所に対して、届出事項等の確認を行うため、立入調査を実施する。</p> <p>○また、排出基準の適合状況を確認するため、ばい煙（ばいじん、窒素酸化物、塩化水素）、揮発性有機化合物、水銀及びその化合物の測定を行う。</p> <p>さらに、ばい煙中の硫黄酸化物濃度は燃料中の硫黄分に比例するため、燃料検査（燃料中の硫黄分）を行う。</p> <p>○なお、ばい煙及び揮発性有機化合物の分析測定は環境保健センターで行うが、燃料検査については、分析機器を保有していないため、業者委託により実施する。</p>		
法令・条例・要綱等	大気汚染防止法8条ないし10条の6等		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	286万2000円	令和2年度決算 (執行率)	※

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

大気汚染防止法6条は、ばい煙を大気中に排出する者は、ばい煙発生施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。」として、届け出義務を定めるとともに、都道府県知事は、同法9条、10条の6等に基づいて届出がされたものについて書類審査を行うこと等を定めている。

本事業は、上記の届出に関して、排出基準の適合状況を確認するため、立入調査等を実施して、届出の内容が適正かどうか確認し、ばい煙（ばいじん、窒素酸化物、塩化水素）、揮発性有機化合物、水銀及びその化合物の測定を行い、ばい煙中の硫黄酸化物濃度は燃料中の硫黄分に比例するため、燃料検査（燃料中の硫黄分）を行う必要に応じて分析を行うものであり、その目的は、法令等の義務を実施するものである。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業のうち燃料中の硫黄分測定事業は、委託契約に基づいて外部に委託されている。

監査の過程において、委託に関する資料を確認したところ、委託先の選定は随意契

約の方式でなされていた（少額随意契約，委託金額：25万7400円，委託先：株式会社三井EASテクニカルリサーチ）。

なお，随意契約とされている理由として，上記委託先のみが岡山県内の自社の事業者で燃料中硫黄分濃度の測定が可能な業者であることが記載されており，見積書も同社のみから取得されていた。

この点，本事業の特殊性を考慮すれば，随意契約によること及び見積書を1者のみから取得することもやむを得ないと思われる。

以上の点を考慮して，本事業の財務事務の法規性の評価をBとした。

ただし，一社のみ契約が固定化すると価格の相当性に疑義が生じることから，今後は県外の業者も含めて，見積書を取得することが望ましい。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において令和2年度の法律に基づく「ばい煙排出施設」等の設置等の届出件数及び立入調査の実施実績を確認したところ，下記のとおりであった。

記

・届出件数	157件
・立入件数	443件

以上

本事業は，法令等に基づいて執行される事業であり，その有効性に特段の問題は認められず，事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

令和2年度の本事業の執行に関し，効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(3) 大気汚染防止法等事業（環境負荷低減条例施行事業）

【概要】	担当部署		環境管理課
事業目的	<p>○環境負荷低減条例（以下「県条例」という。）では、大気汚染防止法の規制対象外であるばい煙発生施設、粉じん発生施設、有害ガス発生施設の規制を行っている。</p> <p>○県条例に基づくばい煙発生施設、粉じん発生施設及び有害ガス発生施設について、新たに設置される場合等には、設置等届出書の審査（必要に応じて現地調査）を行うとともに、設置後は、施設設置事業所に対して、届出事項等の確認を行うため、立入調査を実施する。</p> <p>○また、有害ガス発生施設については、排出基準を定めている物質を対象に、毎年1物質を選定（令和2年度はシアン化合物を予定）し、排出基準の適合状況を調査するため、当該有害ガスの測定を行う。</p>		
事業内容	<p>○県条例において、ディーゼル自動車に係る粒子状物質（黒煙のすす）の削減に関する規定を設け、指定地域（岡山市・倉敷市の一部・早島町の全域）において一定台数（50台）以上のディーゼル自動車を保有する事業者に対し、粒子状物質の削減計画の作成や実施状況の報告を求めることにより、粒子状物質の削減を図ることとしている。</p> <p>○令和元年度に事業者から提出される実施状況報告書の結果についても、年次計画書と併せて公表することとしている。（対象事業者数20社）</p>		
法令・条例・要綱等	大気汚染防止法，環境負荷低減条例		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	74万3000円	令和2年度決算 (執行率)	※

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

環境負荷低減条例6条は、知事は、ばい煙発生施設において発生するばい煙の排出基準を定め、これを告示するものとする旨を定めるとともに、同条例7条はばい煙発生施設を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、一定の事項を知事に届け出なければならない旨を定めている。また、同条例10条は、知事は、第7条1項等による届出があった場合、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度がそのばい煙発生施設に係る排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい

煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更又は計画の廃止を命ずることができる旨を定めている。

本事業は、上記の環境負荷低減条例に基づき、ばい煙発生施設、粉じん発生施設及び有害ガス発生施設について、新たに設置される場合等には、設置等届出書の審査（必要に応じて現地調査）を行うとともに、設置後は、施設設置事業所に対して、届出事項等の確認を行うため、立入調査を実施し、有害ガス発生施設については、排出基準を定めている物質を対象に、毎年1物質を選定（令和2年度はシアン化合物を予定）し、排出基準の適合状況を調査するため、当該有害ガスの測定を行うことを目的とするものであり、その目的は、環境負荷低減条例に定められた業務を実施するものである。

このように、本事業の目的は、環境負荷低減条例の趣旨に適合するものである。

また、令和2年度の本事業に係る財務事務について、特段問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において令和2年度の条例に基づく「ばい煙排出施設」等の設置等の届出件数及び立入調査の実施実績を確認したところ、下記のとおりであった。

記

・届出数	252件
・立入数	390件

以上

本事業は、法律及び条例に基づいて執行される事業であり、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(4) 大気汚染防止法等事業（環境大気常時監視システム整備事業）

【概要】	担当部署	環境管理課
事業目的	<p>都道府県知事は、大気汚染防止法に基づき大気の汚染状況を常時監視しなければならないと規定されていることから、環境大気常時監視システム（以下「システム」という。）を構築し、県下 66 局（うち県設置は 23 局）の環境大気測定局において大気の常時監視を行っている。</p> <p>システムにより、環境大気測定局及び 15 局の発生源局（ばい煙の排出量が多量な工場に設置）の測定データを処理し、リアルタイムでの監視やホームページで県民へ常時監視結果及び大気汚染の緊急時における情報の提供を行っている。</p> <p>また、長期間の使用に伴い老朽化している測定機及び測定局舎を更新し、常時監視体制を維持するとともに、常時監視項目である PM2.5 の成分分析も実施する。</p>	
事業内容	<p>(1) システムの賃借及び保守 平成 28 年度に株式会社神鋼エンジニアリング&メンテナンスが設計を行った当該システムは、その賃借及び保守管理業務について、同社と平成 30 年 3 月から令和 7 年 2 月まで 7 年間の長期継続契約を締結している。</p> <p>(2) 自動測定機の更新 購入から 10 年以上が経過し特に老朽化が目立つ測定機（6 台）のうち、特に老朽化の著しい浮遊粒子状物質自動測定機 1 台（新見局）及び二酸化窒素自動測定機 2 台（新見局、寺間局）を更新する。</p> <p><老朽化が目立つ測定機（6 台）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化硫黄自動測定機 三石局（備前市），東片上局（備前市），寺間局（笠岡市） ・浮遊粒子状物質自動測定機 新見局（新見市） ・二酸化窒素自動測定機 新見局（新見市），寺間局（笠岡市） <p>(3) PM2.5 成分分析 県設置 10 測定局のうち、長津局（唯一の自排局）及び総社局（バックグラウンド）で成分分析を実施し、分析は環境保健センターで行う。</p> <p>[回数] 年 4 回（各 14 日間） [項目] イオン成分，無機成分，炭素成分</p>	
法令・条例・要綱等	<p>大気汚染防止法第 22 条第 1 項，24 条 1 項，大気汚染防止法施行規則 16 条の 19 第 1 項，有害大気汚染物質測定方法マニュアル，大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準（環境省），エコビジョン 2020</p>	

主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	2014万5000円	令和2年度決算 (執行率)	※

(監査結果)

【財務事務の合規性 A **B** C D】

大気汚染防止法22条第1項は、「都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、大気汚染（放射性物質によるものを除く。第二十四条第一項において同じ。）の状況を常時監視しなければならない」と規定し、同法24条1項は「都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、当該都道府県の区域に係る大気汚染の状況を公表しなければならない」と規定し、これを受けた大気汚染防止法施行規則16条の19第1項は、「各都道府県における大気汚染の状況を的確に把握できる地点において、その状況を継続的に測定することにより行うものとする」と規定している。これに関して、環境省は、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」及び「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準（環境省）」を策定し、各有害大気汚染物質の測定方法を定めている。

本事業は、大気汚染防止法に基づき大気汚染状況を常時監視しなければならないと規定されていることから、環境大気常時監視システムを構築し、県下67局（うち県設置は23局）の環境大気測定局において大気常時監視を行うものであり、その目的は、法令に定められた義務を履行するものである。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業のうち、環境大気常時監視システムの賃借料として約861万円が支出されているところ、賃貸借契約は平成30年に締結され、賃貸借期間は平成30年3月1日から令和7年2月28日までとされている。

このように、賃借料の支払は既に締結されている賃貸借契約に基づくものであることを確認した。

また、令和2年度において、浮遊粒子状物質自動測定器（新見局）1台、二酸化窒素自動測定器（新見局、寺間局2台）が購入されている。

上記の備品はいずれも100万円を超過するものであるところ、上記の備品は岡山県環境保健センターが選定し、本庁において物品等の購入を担当する用度課が一般競争入札（条件付）又はオープンカウンターで実施したとのことである。

なお、かかる手続きの際、岡山県の用度課からの依頼により入札参加者の仕様確認を環境管理課及び環境保健センターで実施するとともに、入札等の結果も用度課から連絡されるなど、物品の購入に当たっては、関係課で情報共有しており、購入手続きに特段の問題点は認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

本事業は、法令等に基づいて執行される事業であり、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(5) 大気汚染防止法施行事業（公害防止推進事業）

【概要】	担当部署	環境管理課	
事業目的	<p>経済の高度成長に伴い，昭和40年代には公害問題も一層深刻な状況となったことから，大気汚染防止法，水質汚濁防止法等の環境関係法令を補完しつつ，地域における公害防止対策を推進するため，大規模な工場等が立地する際には，当該企業と立地市町村が公害防止協定を締結し，公害防止に努めること。</p> <p>また，環境への影響が広域に及ぶ可能性のある大規模な発生源を持つ企業等については，県も当事者も加わり，公害防止協定を締結すること。</p>		
事業内容	<p>(1) 施設設備の新增設に当たっての事前協議 県が当事者となって公害防止協定を締結している企業及び水島臨海工業地域に立地している企業で倉敷市と公害防止協定を締結している企業のうち岡山県が立会人になっているものについて，企業が公害を発生するおそれがある施設や設備を新增設する場合は，協定に基づき，新增設計画の事前審査・指導を行うなど協定のフォローも行っている。（事前協議） なお，水島地域に立地する協定締結企業については，県が定めた汚染物質に係る排出許容総量を，倉敷市と協議の上，各企業に配分している。</p> <p>(2) 企業の誘致に当たっての事前審査 県工業団地へ企業が立地する場合や県が主体となって誘致を進めた企業の立地に際しては，地域において環境保全上の問題が生じることがないように計画段階で審査・指導し，必要な環境保全上の配慮を求めている。</p>		
法令・条例・要綱等	大気汚染防止法，水質汚濁防止法，エコビジョン2020		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	4万6000円	令和2年度決算 (執行率)	※

エコビジョン2020は，下記のとおり規定しているところ，本事業は，大気汚染防止法，水質汚濁防止法等の環境関係法令を補完しつつ，地域における公害防止対策を推進するため，大規模な工場等が立地する際には，当該企業と立地市町村が公害防止協定を締結し，公害防止に努めるものであり，また，環境への影響が広域に及ぶ可能性のある大規模な発生源を持つ企業等については，県も当事者も加わり，公害防止協定を締結しているものであって，上記エコビジョン2020に掲げられた目的を全うする事業である。

記

■CSR（企業の社会的責任）活動の普及

●中小企業の環境対策の促進

岡山県中小企業者向け融資制度により、県内中小企業者などの公害防止施設の整備や省エネルギー施設の設置等に必要な資金及び新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法の規定に基づく「新エネルギー利用等」を行う設備の設置等に必要な資金を融資します。

以上

（「エコビジョン2020」81頁）

なお、令和2年度の施設設備の新增設計画の事前審査及び指導の実績を確認したところ、下記のとおりであった。

記

・事前協議数	14件
・報告数	16件

以上

本事業について、令和2年度は財務事務の執行がなかったことから、監査の対象とはしていない。

(6) 大気汚染防止法施行事業（オフロード法施行事業）

【概要】	担当部署	環境管理課	
事業目的	<p>第5次地方分権一括法により、特定特殊自動車排出ガス規制等に関する法律（通称「オフロード法」。以下「法」という。）が改正され、国の権限の一部（技術適合命令、報告徴収や立入検査等）が平成29年4月1日に都道府県に移譲された。</p> <p>ついては、特定特殊自動車（以下「オフロード特殊自動車※」という。）の使用者に対し、適切な指導を行う。</p>		
事業内容	<p>(1) 法第18条（技術適合命令） オフロード特殊自動車技術基準（排出ガスによる大気汚染の防止を図るため必要な技術基準）に適合しない状態となったと認めるときは、当該自動車の使用者に対し、技術基準に適合させるため必要な整備を行うことを命じる。</p> <p>(2) 法第28条2項（業として使用する者に対する指導及び助言） オフロード特殊自動車を業として使用する者に対して、国が定めた排出ガス抑制指針に即してオフロード特殊自動車排出ガスの抑制を図るよう指導及び助言を行う。</p> <p>(3) 法第29条（報告徴収及び立入検査） (1) 及び (2) の施行に必要な報告徴収及び立入検査を行う。</p>		
法令・条例・要綱等	第5次地方分権一括法、オフロード法		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	9万6000円	令和2年度決算 (執行率)	※

(監査結果)

【財務事務の合規性 A B C D】

オフロード法18条は、都道府県知事は、当該特定特殊自動車の使用者に対し、期間を定めて技術基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずること等を定めており、本事業は、かかるオフロード法に基づく事業であって、その目的は、法令等の趣旨に適合するものである。

また、令和2年度において、本事業に係る旅費の支出はなく、その他、本事業の財務事務について、特段問題となる点は認められなかったため、財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、令和2年度のオフロード特殊自動車の技術適合命令、使用者

に対する指導及び助言，並びに報告徴取及び立入検査について，実績を確認したところ，実績はないとのことであった。

このように，令和2年度においては，事務の執行はほぼ認められないものの，法律に基づく事業であり，その有効性に特段の問題は認められず，事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し，効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(7) 光化学オキシダント対策事業

【概要】	担当部署	環境管理課																																						
事業目的	光化学オキシダントの発生に伴う県民の健康被害を未然に防止するため、県民へ迅速かつ正確な情報を伝える体制を整備するとともに、県民の意識高揚を図るため啓発資材の配布を行う。 特に光化学オキシダントが発生しやすい夏期（5月10日～9月10日）には、岡山県大気汚染防止夏期対策本部を設置し、大規模事業所に対し取組内容の周知を図るとともに、大気汚染物質の削減指導を行う。																																							
事業内容	(1) 光化学オキシダント防止対策 光化学オキシダントによる高濃度汚染防止及び健康被害等の未然防止のため、県市町村会議等を開催し、大気汚染防止夏期対策を実施する。 (2) 過去5年間の発令回数 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報</td> <td>60(11)</td> <td>33(9)</td> <td>36(8)</td> <td>43(4)</td> <td>54(9)</td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>18(9)</td> <td>14(7)</td> <td>14(8)</td> <td>30(12)</td> <td>33(6)</td> </tr> </tbody> </table> (注) () は年間発令日数 令和元年度は9月24日現在の発令状況 (3) 緊急時協力工場数 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>岡山</th> <th>倉敷</th> <th>玉野</th> <th>笠岡</th> <th>井原</th> <th>総社</th> <th>備前</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場数</td> <td>13</td> <td>31</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>10</td> <td>66</td> </tr> </tbody> </table> (令和元年9月24日現在)					H27	H28	H29	H30	R1	情報	60(11)	33(9)	36(8)	43(4)	54(9)	注意報	18(9)	14(7)	14(8)	30(12)	33(6)	市町村	岡山	倉敷	玉野	笠岡	井原	総社	備前	合計	工場数	13	31	7	3	1	1	10	66
	H27	H28	H29	H30	R1																																			
情報	60(11)	33(9)	36(8)	43(4)	54(9)																																			
注意報	18(9)	14(7)	14(8)	30(12)	33(6)																																			
市町村	岡山	倉敷	玉野	笠岡	井原	総社	備前	合計																																
工場数	13	31	7	3	1	1	10	66																																
法令・条例・要綱等	エコビジョン2020、岡山県大気汚染緊急時対策実施要綱、岡山県大気汚染緊急時対策実施細則																																							
主な財源	一般財源																																							
エコビジョン2020目標	オキシダント情報等メール配信登録者数 1万8000人	2019年度達成状況		オキシダント情報等メール配信登録者数 1万6894人																																				
令和2年度予算	74万1000円	令和2年度決算(執行率)		※																																				

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

エコビジョン2020は、下記のとおり規定している。

記

■CSR（企業の社会的責任）活動の普及

●中小企業の環境対策の促進

夏期は、日差しが強く、気温が高くなることから光化学オキシダントの濃度が上昇しやすくなります。

このため、特に夏期を中心とした時期を大気汚染防止夏期対策期間とし、光化学オキシダントによる汚染や被害の未然防止に重点を置いた総合的な対策を実施します。

以上

(「エコビジョン2020」65頁)

本事業は、光化学オキシダントの発生に伴う県民の健康被害を未然に防止するため、県民へ迅速かつ正確な情報を伝える体制を整備するとともに、県民の意識高揚を図り、特に光化学オキシダントが発生しやすい夏期（5月10日～9月10日）に、岡山県大気汚染防止夏期対策本部を設置し、大規模事業所に対し取組内容の周知を図るものであり、エコビジョン2020が規定する「光化学オキシダントによる汚染や被害の未然防止に重点を置いた総合的な対策」を実施するものであり、エコビジョン2020の趣旨に合致することを確認した。

また、令和2年度において、本事業に係る財務事務として旅費の支出はなかったとのことである。その他、財務事務の執行に関して、特段問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の法規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、令和2年度の県市町村会議等の開催実績を確認したところ、下記のとおりであった。

記

(1) 本部員会議（書面開催）

- ・令和2年度の大気汚染防止夏期対策の実施について
- ・令和元年度の大気汚染防止夏期対策の結果について
- ・その他（微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起について）

(2) 市町村会議（書面開催）

- ・令和2年度の大気汚染防止夏期対策の実施について
- ・令和元年度の大気汚染防止夏期対策の結果について
- ・その他（微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起について）

以上

また、令和2年度の発令回数は31回（情報22回，注意報9回）であり、その周知方法はメール配信サービス，ホームページ，道路情報表示，テレビのテロップ放送，ラジオ放送であり、発令時の連絡系統等について定めたマニュアルも存するとのことであった。

さらに、令和2年度の緊急時協力工場数は65工場であった。このように、本事業の内容は、光化学オキシダントによる汚染や被害の未然防止に重点を置いた総合的な対策である。

なお、本部員会議及び市町村会議は、書面会議によって開催されていたため、その理由を確認したところ、「環境審議会や大気部会など重要施策の方針を決定する会議は、議題に対する意見や要望等多いため、オンライン会議を積極的に導入している。県関係機関や市町村が多く出席するような担当者会議などについては、議題内容が定例的なものであることから、書面により意見を求めても十分に対応が可能であるため、書面会議で行う方が効率的と考えられる。昨年度の光化学オキシダントの本部員会議、市町村会議についても、例年から大きな変更点がなかったことから、後者の考え方に沿って書面会議で行ったものであり、特段支障は生じていない。」との回答を得た。

このように会議の議事内容等を考慮して、書面会議を採用しているとのことであり、新型コロナウイルス感染症が最初に蔓延した令和2年度においては、やむを得ない面もある。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

ただし、令和3年度以降は、オンライン会議が普及していることから、オンライン会議を導入することが望ましい。

【事業の効率性 A B C D】

本事業において、民間のホテル借上料が予算計上されているものの、当然に民間のホテルを利用しているわけではないとのことであった。

その他、本事業の効率性の点について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(8) 晴れの国ブルースカイ事業

【概要】	担当部署	環境管理課	
事業目的	野焼きを規制するのではなく、PM2.5の濃度に直接影響を与える野焼きの減少に向け関係者の理解を深めつつ効果的な対策を行うことにより、野焼き件数を減少させ、煙及び悪臭を減少させることで、県民の安全な生活環境を確保すること。		
事業内容	<p>(1) 稲わら等有効活用把握事業 稲わらの処理実態を衛星写真等により調査する。</p> <p>(2) 関係団体連携推進会議 県、市及び農業団体を出席者とした会議を開催し、野焼き率減少に向けた協議を行う。</p> <p>(3) 稲わら有効活用促進事業 農家に対し、稲わらをすき込んだ際に必要となる稲わら腐食促進剤の購入支援を行う。</p> <p>(4) 大気環境改善普及啓発事業 大気環境クリーンアップキャンペーン（ラジオスポット放送）を実施する。 新聞、パンフレット、インターネットのホームページ等により大気環境の保全について啓発を行う。</p>		
法令・条例・要綱等	エコビジョン2020		
主な財源	産廃税基金繰入金		
エコビジョン2020目標	PM2.5環境基準達成率30%、PM2.5注意喚起メール配信登録者数4万人	2019年度達成状況	PM2.5環境基準達成率80.8%、PM2.5注意喚起メール配信登録者数4万1551人
令和2年度予算	1253万1000円	令和2年度決算 (執行率)	1228万2000円 (98%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

新晴れの国おかやま生き生きプラン及びエコビジョン2020は、下記のとおり規定している。

記

■水、大気、土壌などの保全対策の推進

生活の基盤となる河川、湖沼、海域等の水質、大気、土壌等の環境の状況を的確に把握し、関連する各種計画などにに基づき必要な対策を講じることにより、安心して快適な生活環境の保全を推進します。

また、豊かな瀬戸内海の実現や微小粒子状物質（PM2.5）対策、アスベスト対

策などの課題にも対応していきます。

(「新晴れの国おかやま生き生きプラン」69頁)

●微小粒子状物質(PM2.5)対策の推進

常時監視網の整備を進め、PM2.5に関する正確な情報の提供に努めるとともにPM2.5が高濃度になるおそれがあると判断される日には、注意喚起を行い県民に注意を促します。

また、発生源対策の検討を行うため成分分析等の調査研究を進めるとともに、関係情報の収集に努めます。

以上

(「エコビジョン2020」65頁)

本事業は、新晴れの国おかやま生き生きプランの重点的目標及びエコビジョン2020に掲げられたPM2.5に関する対策として、野焼きを規制するのではなく、PM2.5の濃度に直接影響を与える野焼きの減少に向け関係者の理解を深めつつ効果的な対策を行うことにより、野焼き件数を減少させ、煙及び悪臭を減少させることで、県民の安全な生活環境を確保することを目的とするものである。

このように、本事業は、新晴れの国おかやま生き生きプランの重点的目標及びエコビジョン2020に掲げられた目的を実現することを目的とするものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業のうち野焼き率事調査事業は、委託契約に基づいて外部に委託されている。

監査の過程において、委託に関する資料を確認したところ、委託先の選定は随意契約の方式でなされていた(技術提案型随意契約、委託金額：507万1249円、委託先：一般社団法人リモート・センシング技術センター)。

なお、随意契約とされている理由として、本事業を効率的に実施するためには、衛星画像の解析ノウハウを有する者により、野焼きが行われている圃場の特徴及び水稻が作付けされている圃場の特徴を鑑み、必要なデータを適切に収集する必要があることから、単純な価格競争では委託先の適正な選定、事業目的の達成ができない旨が指摘されていた。

この点、本事業の特殊性を考慮すれば、技術提案型の随意契約によることはやむを得ないと思われる。

また、監査の過程において、2人から見積書が提出されていることを確認した。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、令和2年度の負担金、補助金及び交付金の交付実績を確認し

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

たところ、703万6000円（補助件数：155件）であった。

また、監査の過程において、啓発事業の成果目標及び成果の把握方法を確認したところ、下記のとおりであった。

記

- ・成果目標：令和4～6年度のPM2.5の環境基準達成率加重平均値 85%
- ・成果の把握方法：環境大気常時監視の実施

以上

そして、監査の過程において、平成30年から令和2年度までのPM2.5の環境基準達成率の推移を確認したところ、下記のとおりであった。

記

- | | |
|---------|-------|
| ・平成30年度 | 38.1% |
| ・平成31年度 | 80.8% |
| ・令和2年度 | 70.3% |

以上

本事業は、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(9) 環境バス導入加速事業

【概要】	担当部署	環境管理課												
事業目的	旅客自動車運送事業者（バス事業者）による環境対応バスの導入に対し補助を行うことにより、環境性能の劣る古いバスから環境対応バスへの更新を加速する。													
事業内容	<p>(1) 補助事業 環境対応バス（ディーゼル車、ハイブリッド車、CNG（圧縮天然ガス）車）を購入するバス事業者に対し、車両導入の経費の一部を補助する。なお、ハイブリッド車及びCNG車は、県が補助すれば国（国土交通省）の補助を受けられる国との協調補助を活用する。</p> <table border="1" data-bbox="568 786 1426 1133"> <thead> <tr> <th>補助対象</th> <th>補助率</th> <th>補助条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル車</td> <td>車両購入価格の1/10 (上限240万円)</td> <td>・平成6年規制以前の規制適合車の廃車^{※1}を伴う、平成17年規制以後の規制適合車への路線バス^{※2}の買替え^{※3}に限る。</td> </tr> <tr> <td>ハイブリッド車</td> <td>通常車両価格との差額の1/3</td> <td rowspan="2">・国との協調補助 ・平成6年規制以前の規制適合車の廃車^{※1}を伴う、新車購入に限る。</td> </tr> <tr> <td>CNG車</td> <td>通常車両価格との差額の1/3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 初年度登録が平成元年度以前の車両の廃車を伴うものは、平成29年度中に発注したものに限る。 ※2 高速バスは除く。 ※3 新車は平成29年度以降に発注したものに限り、中古車は平成29～令和元年度に購入したものに限る。</p> <p>(2) 意識啓発事業 公共交通機関の利用を促進する県民意識啓発事業を行う（パンフレットやステッカーを作成し補助対象者のバス等に備え付ける。）</p>			補助対象	補助率	補助条件等	ディーゼル車	車両購入価格の1/10 (上限240万円)	・平成6年規制以前の規制適合車の廃車 ^{※1} を伴う、平成17年規制以後の規制適合車への路線バス ^{※2} の買替え ^{※3} に限る。	ハイブリッド車	通常車両価格との差額の1/3	・国との協調補助 ・平成6年規制以前の規制適合車の廃車 ^{※1} を伴う、新車購入に限る。	CNG車	通常車両価格との差額の1/3
補助対象	補助率	補助条件等												
ディーゼル車	車両購入価格の1/10 (上限240万円)	・平成6年規制以前の規制適合車の廃車 ^{※1} を伴う、平成17年規制以後の規制適合車への路線バス ^{※2} の買替え ^{※3} に限る。												
ハイブリッド車	通常車両価格との差額の1/3	・国との協調補助 ・平成6年規制以前の規制適合車の廃車 ^{※1} を伴う、新車購入に限る。												
CNG車	通常車両価格との差額の1/3													
法令・条例・要綱等	環境負荷低減条例，エコビジョン2020													
主な財源	再エネ基金													
エコビジョン2020目標	ディーゼル自動車粒子状物質対策済率85%	2019年度達成状況	ディーゼル自動車粒子状物質対策済率68.1%											
令和2年度予算	4080万円	令和2年度決算 (執行率)	0円											

環境負荷低減条例97条は、軽油を燃料とする自動車のうち県内に使用の本拠を有するもので知事が別に定めるものを事業の用に供する者は、当該自動車の代替としての低公害車その他の知事が別に定める自動車を導入し、又は知事が別に定める粒子状物質

を減少させる装置を装着することにより、粒子状物質の削減に努めなければならない旨を定め、粒子状物質の排出量が少ない等環境性能が優れたバスの導入を勧めている。

また、エコビジョン2020は、下記のとおり規定している。

記

●ディーゼル自動車粒子状物質削減対策の推進

環境負荷低減条例に基づき、ディーゼル自動車に係る粒子状物質の削減指導を行うとともに、低公害車や最新規制適合車への代替を促します。

以上

(「エコビジョン2020」65頁)

本事業は、旅客自動車運送事業者（バス事業者）による環境対応バスの導入に対し補助を行うことにより、環境性能の劣る古いバスから環境対応バスへの更新を加速することを目的とする事業である。

なお、令和2年度は本事業について財務事務の執行がなかったことから、監査の対象とはしていない。

もっとも、前記のとおり、環境基本計画は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画である以上、環境計画に掲げられた事業については、一定の成果を目標とされるべきであるところ、環境計画の策定において、単に事業として掲げるのではなく、一定の成果を上げることを目的として、事業の選定がなされるべきである。

本事業は、令和4年度以降の環境対応バスへの更新に係る補助事業の継続は予定されていないとのことであったため、環境計画の改定がなされることが望ましいことは付言する。

(10) 環境対応バス導入応援事業

【概要】	担当部署		環境管理課
事業目的	バス事業者による環境対応バスの導入を支援し、環境性能の劣る古いバスから環境対応バスへの更新を回復させる。なお、既存の環境対応バス導入加速事業補助金よりも活用しやすい制度とする。		
事業内容	環境対応バス導入回復事業 環境対応バス（平成17年規制以後の規制適合ディーゼル車）を導入する路線バス事業者に対し、車両購入の経費の一部を補助する。		
	補助対象	補助率	補助条件等
	路線バス事業者	【ディーゼル車】 車両購入価格の1/2 (上限10,000千円/台)	・平成6年規制以前の規制適合車の廃車を伴う、平成17年規制以後の規制適合車（新車）への路線バス（高速バスを除く）の買替えに限る。
法令・条例・要綱等	環境負荷低減条例，エコビジョン2020		
主な財源	全額国庫（地方創生臨時交付金）		
エコビジョン2020目標	ディーゼル自動車粒子状物質対策済率85%	2019年度達成状況	ディーゼル自動車粒子状物質対策済率68.1%
令和2年度予算	2,000万円	令和2年度決算 (執行率)	2000万円 (100%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

本事業は、前項の事業と同じく、バス事業者による環境対応バスの導入を支援し、環境性能の劣る古いバスから環境対応バスへの更新を回復させ、既存の環境対応バス導入加速事業補助金よりも活用しやすい制度とすることを目的とするものである。

このように、本事業について法令上の根拠を確認することができた。

また、本事業は補助金の交付をすることを内容とするものであり、かかる財務事務の執行について、特段問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

本事業は、前項に定める事業と類似する事業ではあるものの、前項の事業は、環境対応バス（ディーゼル車、ハイブリッド車、CNG（圧縮天然ガス）車）を購入するバス事業者を対象としている事業であるのに対し、本事業は、環境対応バス（平成17年

規制以後の規制適合ディーゼル車)を導入する路線バス事業者を対象とするものである。

この点、ハイブリッド車及びCNG車についてはコスト面等から導入が進んでいないものの、平成17年規制以後の規制適合ディーゼル車の導入については、一定の成果を認められることから、これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(11) 酸性雨等監視測定事業

【概要】	担当部署	環境管理課	
事業目的	<p>近年，全国的に降水の酸性化が認められている。岡山県内においては，現時点では，森林そのほかの生活環境への影響は顕在化していないが，酸性雨の影響は急激に現れない場合でも土壌や植生，建築物等に徐々に現れると考えられている。</p> <p>また，アジア大陸等からの大気汚染物質の移流が大きな社会問題となっており，その影響による更なる降水の酸性化が懸念されているところである。</p> <p>従って，継続的に実態把握調査を実施し，その結果を広く情報提供することにより，県民の安全・安心を確保することを目的とする。</p>		
事業内容	<p>全県的な状況を把握するため，平成2年度から次のとおり県内各地で監視測定を行ってきた。</p> <p>平成2年度～9年度 10地点 (9地方振興局及び吉備高原都市) 平成10年度～14年度 4地点 (3地方振興局及び吉備高原都市) 平成15年度～18年度 5地点 (4県民局・支局及び吉備高原都市) 平成19年度～20年度 4地点 (4県民局・支局) 平成21年度～ 2地点 (美作県民局・井笠地域事務所)</p> <p>平成30年度の2地点のpHの平均値は，井笠地域事務所が5.2，美作県民局が4.9であり，酸性雨の状態が継続しているため，継続的監視が必要である。</p> <p>令和2年度も同2地点でpHを測定し，引き続き酸性雨の実態把握に努める。</p>		
法令・条例・要綱等	エコビジョン2020		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	11万4000円	令和2年度決算 (執行率)	11万4000円 (100%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

エコビジョン2020は，下記のとおり規定している。

記

■硫黄酸化物・窒素酸化物の排出抑制

酸性雨の原因物質を削減するため，今後も，企業等に対して硫黄酸化物や窒素酸化

物の一層の排出抑制を働きかけるとともに、継続して酸性雨の状況を監視します。

以上

(「エコビジョン2020」29頁)

本事業は、酸性雨の継続的に実態把握調査を実施し、その結果を広く情報提供することにより、県民の安全・安心を確保することを目的とするものであり、その目的は上記エコビジョン2020の趣旨に合致するものである。

また、本事業の執行として、備品が需用費として計上されており、その執行について、特段問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、令和2年度の酸性雨の観測実績を確認したところ、令和2年度は下記の2カ所で観測を実施しており、測定結果は下記のとおりであった。

記

- ・備中県民局井笠地域事務所 p H 4. 9
- ・美作県民局 p H 4. 8

以上

本事業は、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

5 アスベスト対策

(1) アスベスト対策協議会運営事業

【概要】	担当部署		環境管理課
事業目的・事業内容	<p>1 アスベスト対策協議会 アスベスト対策に関する関係機関・団体間の連携を図り，アスベスト対策を総合的に推進するため，「アスベスト対策協議会」を設置しており，令和2年度も引き続き開催する。</p> <p>2 アスベスト対策連絡会議 平成17年6月，石綿関係企業が石綿による健康被害について公表したことを契機に，県民の石綿に対する健康や環境への不安が高まったことから，平成17年7月に「岡山県アスベスト対策協議会」を設置し，関係行政機関が情報を共有し，連携して対応している。</p>		
法令・条例・要綱等	エコビジョン2020		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	2万8000円	令和2年度決算 (執行率)	0円 (0%)

エコビジョン2020は，下記のとおり規定しているところ，本事業は，継続的にアスベストの実態把握調査を実施し，その結果を広く情報提供することにより，県民の安全・安心を確保することを目的とするものであり，かかる目的は上記エコビジョン2020の趣旨に合致するものである。

記

■アスベスト対策の推進

関係団体や関係機関で構成する「アスベスト対策協議会」により協力・連絡体制の充実・強化を図り，アスベスト対策を総合的に推進します。また，建築物の解体現場等における濃度測定及び情報提供などを行い，アスベストによる健康影響に対する不安の解消に努めます。

(「エコビジョン2020」39頁)

令和2年度のアスベスト対策連絡会議の開催であるが，本事業のアスベスト対策連絡会議は，県関係機関や市町村が多く出席する会議であって，議題内容が定例的なものであることから，書面により意見を求めても十分に対応が可能であるため，書面会議によって開催したとのことである。ただし，上記会議は，令和3年度はオンライン形式で実施予定であるとのことである。

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

なお、本事業に関し、令和2年度は、財務事務の執行がなかったことから、監査の対象とはしていない。

(2) アスベスト濃度調査事業

【概要】	担当部署	環境管理課	
事業目的	<p>平成17年6月、アスベスト関連企業によりアスベスト健康被害等が公表されたことを契機に、アスベスト問題への社会的な関心が高まり、アスベストに係る規制が順次強化されている。</p> <p>また、アスベストは建築物に限らず、自動車のブレーキパッド等にも使用され、発生源は多岐に渡る。</p> <p>については、アスベスト使用建築物解体等作業現場周辺でのアスベスト濃度調査により、適切な飛散防止措置が講じられていることを確認するほか、一般大気環境中のアスベスト濃度調査により、県民のアスベスト暴露に対する不安解消を図る。</p> <p>また、平成30年7月豪雨による被害建築物や、災害廃棄物からのアスベスト飛散の有無を調査する。</p>		
事業内容	<p>(1) 特定粉じん排出等作業周辺調査 アスベスト使用建築物解体等作業現場周辺 4 地点において作業前・中・後の3回濃度測定（総繊維数）を実施し、総繊維数に異常が見られた場合は、電子顕微鏡によりアスベスト繊維の計数を行うこととする。</p> <p>なお、濃度測定は、結果判明までに数日程度必要なことから、現場においてリアルタイムで粉じんの飛散の有無の確認をするため、粉じん相対濃度計を各県民局に配備する。</p> <p>さらに、本件調査に併せて作業現場への立入検査を実施し、法に定める作業基準等の適合状況を確認する。</p> <p>(2) 一般環境調査 アスベストの多様な発生源を想定し、県内7地域（津山市、玉野市、笠岡市、新見市、備前市、早島町、吉備中央町）において一般環境中のアスベスト濃度調査を実施する。</p> <p>(3) 平成30年7月豪雨に係る大気環境中調査 平成30年7月豪雨により、多数の建築物が被害を受けており、被害を受けた建築物の中には、アスベスト使用建築物が含まれている可能性があるため、被害の大きい地域、仮置場等の災害廃棄物関連施設周辺の大気環境中アスベスト濃度調査を実施する。</p>		
法令・条例・要綱等	大気汚染防止法，エコビジョン2020		
主な財源	産廃税基金繰入金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	552万円	令和2年度決算 (執行率)	385万4000円 (69%)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A **B** C D】

大気汚染防止法18条の6は、「特定粉じん³を大気中に排出し、又は飛散させる者は、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない」と規定し、アスベストを含む特定粉じんの排出について、規制をしている。

また、エコビジョン2020は、下記のとおり規定している。

記

●アスベスト対策の推進

アスベストを使用した建築物の解体現場や一般環境中におけるアスベスト濃度調査を実施し、飛散防止対策の実施状況を監視します。

以上

(「エコビジョン2020」69頁)

本事業は、大気汚染防止法に基づき、アスベスト使用建築物解体等作業現場周辺でのアスベスト濃度調査により、適切な飛散防止措置が講じられていることを確認するほか、一般大気環境中のアスベスト濃度調査により、県民のアスベスト暴露に対する不安解消を図るとともに、平成30年7月豪雨による被害建築物や、災害廃棄物からのアスベスト飛散の有無を調査することを目的とするものであり、大気汚染防止法及びエコビジョン2020の趣旨に合致するものである。

このように、本事業について法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行であるが、本事業のうち特定粉じん排出等作業周辺調査事業は、委託契約に基づいて外部に委託されている。

監査の過程において、委託に関する資料を確認したところ、委託先の選定は随意契約の方式でなされていた(少額随意契約、委託金額：63万3600円、委託先：株式会社エクスラン・テクニカル・センター)。

また、随意契約とされている理由として、過去7年間に岡山県が実施した同様の事業の受託実績を有しており、本事業を適切に実施できると認められるためとされていた。

なお、随意契約の締結にあたって、3人から見積書が提出されており、受託者が最も少額の提示をしていたことを確認した。

この点、上記の運用において法令違反等の事実は認められないことから、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

³大気汚染防止法2条8号：この法律において「特定粉じん」とは、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいい、「一般粉じん」とは、特定粉じん以外の粉じんをいう。

ただし、随意契約の理由として、単に過去の受託実績のみを指摘すると委託先が固定化する恐れがあることから、委託先を選定する際には単に受託の実績のみではなく、総合的な判断をすることが望ましい。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、アスベストが検出された場合の対応を確認したところ、アスベストが検出された場合は、作業場に立ち入り、同地点で再測定を実施すると同時に、解体作業を行う業者に対してヒアリングを行い、作業基準遵守状況を確認するとともに建築物に使用されている石綿含有建材の情報を基にアスベストが漏洩した場所が推察される。

また、必要に応じて作業を一時的に停止させるとともに、再測定の結果、再びアスベストが検出された場合、アスベストの漏洩が続いているため、早急に原因を究明し、アスベストが飛散しないように事業者には指導が行われる。

また、敷地境界における測定も実施し、周辺にアスベストが飛散していないことを確認される。

敷地境界において高濃度が検出された場合には、周辺環境への影響が懸念されることから、周辺住民等へ広く周知するため、報道発表が行われる。

本事業は、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

6 騒音・振動・悪臭対策

(1) 生活公害対策（騒音規制法施行）事業

【概要】	担当部署	環境管理課	
事業目的・事業内容	<p>騒音については、騒音規制法に基づく地域指定を行い、当該地域内の工場、事業場、建設作業及び自動車交通から発生する騒音について規制を行っている。騒音規制法では、工場等から発生する騒音について規制する地域を指定することができるが、平成24年4月1日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23法律第105号）が施行され、市の区域内については市長が指定することとなったことから、知事は市を除く町村の区域内について、指定をすることとなった。こうした指定地域制をとっているのは、騒音による影響が、大気汚染や水質汚濁と比較して局地的であり、発生源の周辺地域の範囲に限られることが多く、広域的に影響を及ぼすおそれがないことによるものである。</p> <p>岡山県では、市街化の進展や各種開発の状況等地域の実情を勘案しつつ、指定地域の拡大を図っていくものとする。</p> <p>また騒音に係る環境基準については、市街化の進展や各種開発の状況等地域の実情を勘案しつつ、環境基本法に基づき地域ごとに類型あてはめを行い、その類型の基準を維持するよう各種施策を講じている。</p> <p>これらの指定地域及び環境基準の類型指定地域を拡大し、騒音対策を実効的に運用していくとともに、県民からの苦情に対し、市町村と連携し取り組む。</p>		
令・条例・要綱等	環境基本法，騒音規制法，地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律，エコビジョン2020		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	239万1000円	令和2年度決算 (執行率)	本項の(1)から(4)までの決算 200万8000円 (予算の合計は 306万9000円(補正前)であり執行率は55%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

騒音規制法3条は、都道府県知事は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認

める地域を特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない旨を規定するとともに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律169条は、市の区域内については市長が指定すること等を定めている。

また、エコビジョン2020は、下記のとおり規定している。

記

●騒音に係る環境基準のあてはめ地域の拡大等

関係機関と協議し、順次、環境基準の類型あてはめを行います。また、主要な発生源を規制するため、騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域についても、町村の意見をもとに拡大を図ります。

以上

(「エコビジョン2020」68頁)

本事業は、騒音規制法に基づいて、市街化の進展や各種開発の状況等地域の実情を勘案しつつ、指定地域の拡大を図るとともに、騒音に係る環境基準については、市街化の進展や各種開発の状況等地域の実情を勘案しつつ、環境基本法に基づき地域ごとに類型あてはめを行い、その類型の基準を維持するよう各種施策を講じていき、これらの指定地域及び環境基準の類型指定地域を拡大し、騒音対策を実効的に運用していくことを目的とするものであり、上記騒音規制法及びエコビジョン2020等の内容を実現しようとするものであることを確認した。

このように、本事業について法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業のうち、道路交通騒音常時監視調査事業は、委託契約に基づいて外部に委託されている。

監査の過程において、委託契約の方式を確認したところ、委託先の選定は、一般競争入札の方式が採用されており、入札は3社であったこと、入札手続きについて特に問題となる点は認められなかったことをそれぞれ確認した。

これらの点を踏まえ、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、騒音の基準を維持していない場合の具体的な対策を確認したところ、特定工場・特定建設作業現場から発生する騒音が規制基準を超過していることにより、周辺的生活環境が損なわれていると市町村長が認めるときは、改善勧告を行うこと、事業者が改善勧告に従わない場合、市町村長は、改善命令を行うこと等の対応が可能であることを確認した。

また、道路交通騒音に関しては、指定地域内の自動車騒音が要請限度を超過し、周辺的生活環境が損なわれていると市町村長が認めるときは、都道府県公安委員会等に対して道路交通法の規定による措置などを要請することとなっている。

このように、本事業は、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(2) 生活公害対策（振動規制法施行）事業

【概要】	担当部署		環境管理課
事業目的・事業内容	<p>振動については、振動規制法に基づく地域指定を行い、当該地域内の工場、事業場、建設作業及び自動車交通から発生する振動について規制を行っている。</p> <p>振動規制法では、工場等から発生する振動について規制する地域を指定することができるが、平成24年4月1日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）が施行され、市の区域内については市長が指定することとなったことから、知事は市を除く町村の区域内について、指定をすることとなった。</p> <p>こうした指定地域性をとっているのは、振動による影響が、大気汚染や水質汚濁と比例して局所的であり、発生源の周辺地域の範囲に限られることが多く、広域的に影響を及ぼすおそれがないことによるものである。</p> <p>岡山県では、市街化の進展や各種開発の状況等地域の実情を勘案しつつ、指定地域の拡大を図っていくものとする。</p> <p>また、これらの規制地域を拡大し、振動対策を実効的に運用していくとともに、県民からの苦情に対し、市町村と連携し取り組む。</p>		
法令・条例・要綱等	振動規制法、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、エコビジョン2020		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	14万円	令和2年度決算 (執行率)	※

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

振動規制法3条は、都道府県知事は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認めるものを指定しなければならない旨を規定するとともに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律178条は、市の区域内については市長が指定すること等を定めている。

また、エコビジョン2020は、下記のとおり規定している。

記

●道路交通、航空機、新幹線鉄道の騒音・振動対策

環境基準の達成状況を把握するため、道路沿道や新幹線鉄道沿線、空港周辺の環境調査を実施します。また、道路の新設・改良に当たっては低騒音舗装の敷設に努めるな

ど、関係機関による騒音等の防止対策を促進します。

以上

(「エコビジョン2020」68頁)

本事業は、振動規制法に基づき、市街化の進展や各種開発の状況等地域の実情を勘案しつつ、指定地域の拡大を図るとともに、これらの指定地域及び環境基準の類型指定地域を拡大し、騒音対策を実効的に運用していくことを目的とするものであり、上記の振動規制法及びエコビジョン2020に定められた事務を執行することを目的とするものである。

このように、本事業について法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、財務事務の内容を確認したところ、令和2年度において旅費の執行はなかったとのことである。

その他、本事業に係る財務事務について、特段問題となる点は認められなかったため、財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、振動規制に違反する事態が生じた場合の対策を確認したところ、特定工場・特定建設作業現場から発生する振動が規制基準を超過していることにより、周辺的生活環境が損なわれていると市町村長が認めるときは、改善勧告を行うことができること及び事業者が改善勧告に従わない場合、市町村長は、改善命令を行うことができることを確認した。

また、道路交通振動に関しては、指定地域内の自動車振動が要請限度を超過し、周辺的生活環境が損なわれていると市町村長が認めるときは、都道府県公安委員会等に対して道路交通法の規定による措置などを要請することとなっている。

このように、本事業について、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(3) 生活公害対策（悪臭防止法施行）事業

【概要】	担当部署	環境管理課	
事業目的	<p>悪臭防止法（昭和46年法律第91号）では、悪臭に係る生活環境を保全する地域を指定することにより、工場・事業場から発生する悪臭を規制することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。</p> <p>なお、平成24年4月1日に「地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）が施行され、市の区域については市長が指定することとなったことから、知事は、市を除く町村の区域内について、指定を行うこと。</p>		
事業内容	<p>(1) 環境省主催の臭気指数規制に係る研修会等へ参加する。</p> <p>(2) 規制基準に関して必要な情報を収集する。</p> <p>(3) 今後規制地域を指定する予定の町村において、周辺環境等の事前調査を実施するとともに、町村指導を行う。</p> <p>(4) 環境省主催の全国大会等へ参加 環境省主催の各種全国大会へ参加することで、全国の担当者と意見交換を行い、情報収集する。</p>		
法令・条例・要綱等	悪臭防止法，地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備に関する法律，エコビジョン2020		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	82万6000円	令和2年度決算 (執行率)	※

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

悪臭防止法3条は、都道府県知事は、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域として指定しなければならない旨を規定するとともに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律174条は、市の区域内については市長が指定すること等を定めている。

また、エコビジョン2020は、下記のとおり規定している。

記

●悪臭被害の防止

悪臭による生活環境への被害を防止するため、悪臭防止法に基づく規制地域を拡大します。なお、特定悪臭物質*の濃度規制では捕捉できない複合臭や未規制の悪臭物質

が原因で特定悪臭物質濃度規制のみでは対応が難しい場合には、臭気指数[※]規制による規制地域の導入に努めます。

以上
(「エコビジョン2020」38頁)

本事業は、悪臭防止法に基づき、悪臭に係る生活環境を保全する地域を指定することにより、工場・事業場から発生する悪臭を規制することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とするものであり、悪臭防止法及びエコビジョン2020の趣旨に合致するものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、財務事務の内容を確認したところ、令和2年度において旅費の執行及び指定予定町村事前調査に関する委託業務はなかったとのことである。

その他、本事業に係る財務事務について、特段問題となる点は認められなかったため、財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、悪臭が基準を上回る水準となった場合の具体的な対応を確認したところ、規制地域内の事業場から発生する悪臭が規制基準を超過していることにより、周辺的生活環境が損なわれていると市町村長が認めるときは、改善勧告を行うことができ、事業者が改善勧告に従わない場合、市町村長は、改善命令を行うことができる。

本事業は、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(4) 生活公害対策事業

【概要】	担当部署	環境管理課	
事業目的	最近の環境問題は、かつての産業公害から、生活に関連した生活公害へと変化し、身近な環境に対する住民意識の高まりとともに県や市町村に寄せられる公害苦情も年間 800 件以上になり、また、低周波音に係る苦情等の新たな問題も生じており、その内容も複雑多様化している。 これらの諸問題に適切に対応していくためには市町村との協議体制を確立すること。		
事業内容	(1) 環境対策研修会の開催 複雑多様化している近隣騒音等の苦情に第一義的に対処している市町村職員及び県の窓口である県民局職員に対して、生活公害に関する専門知識の研修を年 1 回開催する。 ○研修内容 騒音・振動及び悪臭測定の実技などの研修 ○令和 2 年度予定 音の専門会社が講演を行う予定である。 (2) 環境省主催の各種研修会・全国大会等へ参加 環境省主催の各種研修会に出席し、騒音・振動対策行政の動向等について見識を深めるとともに、各種全国大会へ参加する。		
法令・条例・要綱等	岡山・倉敷地域公害防止計画		
主な財源	一般財源		
エコビジョン 2020 目標	なし	2019 年度達成状況	—
令和 2 年度予算	25 万 2000 円	令和 2 年度決算 (執行率)	※

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

岡山・倉敷地域公害防止計画は、下記のとおり規定している。

記

第 7 節 監視・観測体制の整備及び調査研究の充実

1 監視・観測体制の整備

(1) 発生源の監視

(ア及びイ省略)

ウ 騒音・振動

騒音及び振動に係る特定施設を有する工場・事業場の発生源監視については、騒音

規制法及び振動規制法に基づく立入検査等を市町が実施する。

また、これに対して支援を行うために県環境保健センターを中心に測定機材の貸し出し、測定方法の技術指導、騒音振動防止対策についての情報交換を行っている。

さらには、市町村担当職員等を対象とする環境対策研修会を開催する。

以上

(「岡山・倉敷地域公害防止計画」79頁抜粋)

本事業は、複雑多様化している近隣騒音等の苦情に第一義的に対処している市町村職員及び県の窓口である県民局職員に対して、生活公害に関する専門知識の環境対策研修会を開催すること等を目的とするものであり、上記岡山・倉敷地域公害防止計画の趣旨に合致するものである。

このように、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、財務事務の内容を確認したところ、令和2年度において旅費の執行はなかったとのことである。

その他、本事業に係る財務事務について、特段問題となる点は認められなかったため、財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、令和2年度の環境対策研修会の開催実績を確認したところ、令和2年度は書面開催のみであった。書面会議とした理由について確認したところ、本事業の環境対策研修会は、例年から関係法令に大きな変更点がなかったことから、書面会議で行ったものであり、特段支障は生じていないこと及び騒音・振動・悪臭の苦情に係る対応事例を各市町村に作成してもらい、県内の全市町村で情報共有や意見照会を行うなど、書面でも効果的な研修となるよう努めたとのことである。

この点、他の事業における会議と同様に、新型コロナウイルス感染症が蔓延した令和2年度において書面会議を導入したことはやむを得ない側面もあったのであり、これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

ただし、研修会においては、講師との質疑応答も含めたやり取りが想定されていることから、オンライン会議を積極的に導入することが望ましい。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。